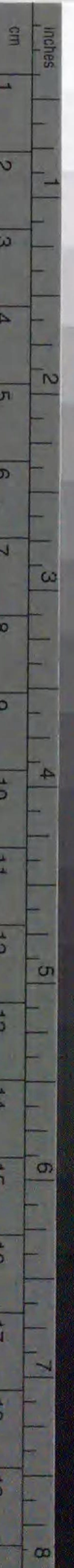


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19

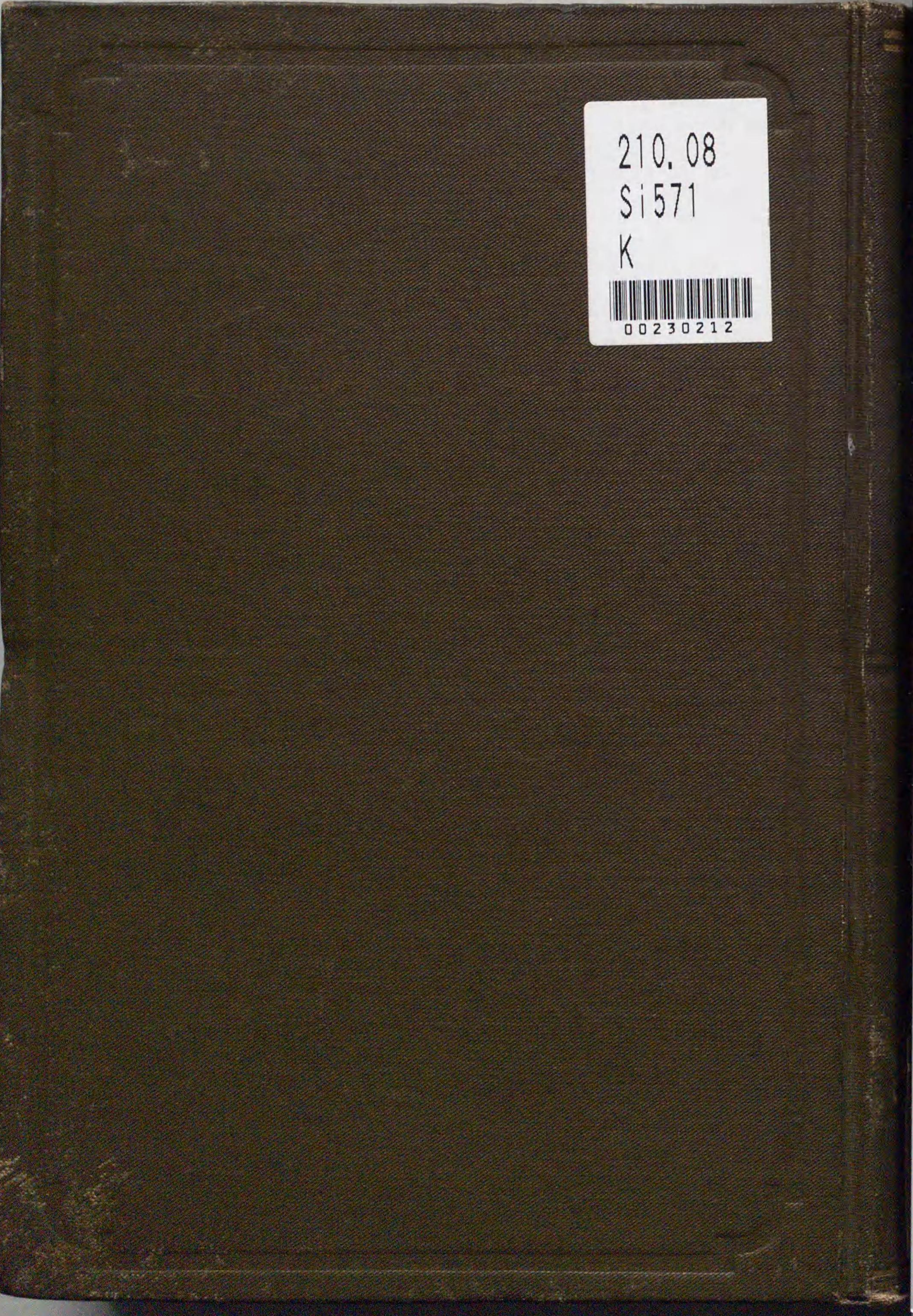


# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

| Blue | Cyan | Green | Yellow | Red | Magenta | White | 3/Color | Black |
|------|------|-------|--------|-----|---------|-------|---------|-------|
| 1    | 2    | 3     | 4      | 5   | 6       | 7     | 8       | 9     |

210.08  
Si571  
K  
A standard 1D barcode with the number 00230212 printed below it.  
00230212





٩٢٣



210.08  
S1571  
KII



230212

改定史籍集覽第二冊目錄

通記類 第二

- 第三 愚管鈔
- 第四 神明鏡
- 第五 神皇正統錄
- 第六 宇多天皇實錄
- 第七 續世繼
- 第八 月のゆくへ

改定史籍集覽第二冊目錄



愚管鈔

漢家年代

盤古 天地人定後之首君也

三皇 天皇 地皇 人皇

五帝 少昊 顓頊 高辛 唐堯 虞舜

三王 夏 殷 周

夏 十七主(王) 四百廿二年

周 卅七主 八百六十七年

十二諸侯

鄭 曹 宋 晉 衛 秦 齊 燕 魯 蔡 楚 陳 吳不入諸侯

六國 元王時並

韓 魏 趙 齊 燕 楚

秦 六帝 五十六年

漢 十二帝 二百十四年

王莽 十四年 更始 三年

後漢 十二帝 百九十五年

三雄 魏 吳 蜀

又三皇 伏羲 神農 黃帝

殷 卅三主 六百十八年

魏 五帝 四十五年

吳 四帝 四十九年

蜀 二帝 四十三年

偽位 惠帝以後

南燕 後涼 後秦 後蜀 後夏 西秦 南涼 前秦 前燕 後趙 代 魏

北涼 北燕 後燕

南朝 北朝

宋 八帝 五十九年

後漢 十四帝 百卅九年

南齊 七帝 卅三年

西魏 三帝 廿(卅)三年

東魏 一帝 十六年

梁 四帝 五十五年

後周 五帝 廿四年

陳 五帝 卅三年

北齊 七帝 廿八年

隋 三帝 卅七年

唐 廿帝 二百八十九年

五代

梁 三帝 十六年

唐 四帝 十三年

晉 三帝 十二年

漢 二帝 三年

周 三帝 九年

大宋

至當今十三帝 至今年二百六十二年

承久二年注之



受禪ハ 讓位 禪讓 受禪  
踐祚ハ 即位 祚ハ阼也云々 阼ハ踐祚  
脱履ハ 避位也

黄帝求佛道避位如脱履云々

國王の治天下の年を取ことは受禪の年を棄て次年より取也踰年ヲ法なり

- |    |    |     |      |        |      |     |     |
|----|----|-----|------|--------|------|-----|-----|
| 神武 | 神武 | 孝靈  | 日本武尊 | 彦主人王   | 天智   | 光孝  | 後朱雀 |
| 綏靖 | 仲哀 | 孝元  | 繼體   | 施基皇子   | 宇多   | 後三條 | 堀川  |
| 安寧 | 應神 | 開化  | 欽明   | 光仁     | 醍醐   | 白河  |     |
| 懿德 | 崇神 | 崇德  | 敏達   | 桓武     | 村上天皇 | 圓融  |     |
| 孝昭 | 垂仁 | 重仁  | 男大迹王 | 忍故大兄皇子 | 舒明   | 仁明  |     |
| 孝安 | 景行 | 私斐王 |      |        | 一條   |     |     |

此皇統ニ  
ノ入ラサ  
ルアリ又  
皇代ナラ  
サタルモ  
アリ不審

愚管鈔卷一

皇帝年代記

神武天皇 七十六年元年辛酉五十二  
即位御年百廿七

鷓鴣羽賣不合尊の第四子正月一日庚申令生給ふ云云御母は玉依姫海神大女又云神世第七帝第

三子或云生母は海に入にけり玉依姫は養母也云々此時よりやかて始めて祭主を置て萬神

を祀り給ふ此國を秋津島といふ大和國橿原宮 元年辛酉歲如來の滅後二百九十年云云又

相當周世第十六代の主僖王三年云云一説以周惠王十七年辛酉當之此説爲吉至當時

無相違之故歟(也イ)

神武第三子 神武四十二年正月甲寅日爲東宮九母ハ踏鞬五十鈴媛事代主神の女也神武

うせ給ひて四年有て(四十さいふに)即位大和國葛城高岡宮 后一人皇子一人 神武に三人

の御子れはしましけり第一の御子は手研耳命第二は神八井耳命第三は此東宮綏靖天皇也

神武崩御の後諒闇の間太郎御子に世の事を申付給けるにこの太郎の御子弟二人もたちま

ちに害心を起し給ふ天皇此心をありて中の御子に可射殺給ふ之由をすいめ給ふに弓箭

を取ながら其手ふるひて射ることをえす其時この東宮その弓箭を取てあやまたす射殺し

給ひけりその後中の御子は我受禪の器量に堪ざるとを述給ふ東宮は兄なればどのたまひ

ける間互に譲りて四年か間即位なし四年といふに遂に兄のすいめによりてこの天皇位に



即せ給ひにけりこの事を思ふに一切の事のかく初めてたく願はしれたかるゝなるへし兄を殺すは悪け(あくに似た)れども我か位に即ん料に射殺し給ふにあらす大方のあた(悪)を被對治意也さてのこり給兄をまたなを位に即給候へとすゝめ給ふに是を思ふにたゞ道理を詮とせり父王この器量をはかりて第三の皇子を東宮に立給ひけりこの初にて後をかへりみるに仁徳と宇治太子との例のこの中の御子と東宮との正道の御心にて互に譲り給ふとをあらす也遂に兄に論し負て令即位給事仁賢顯宗のよろしきにまたかひて人のはからひに隨ひ給ひし例也兄の太郎の御子を射殺し給ひしすへて悪をあらすけりて善に歸する心也聖徳太子の時崇峻天皇も殺され天武にのまた大友皇子も討れ給ふこの例の下のまてればはかり一番にみなを事をあらめさるゝなり

安寧 卅八年元年壬子(癸丑)二十即位御年五十七(五)

綏靖太子 綏靖廿五年正月戊子爲東宮母皇太后五十鈴依姬(事代主乙女) 同國片鹽浮穴宮 后三人皇子四人

懿德 卅四年元年辛卯卅四即位御年七十七

安寧第二子或三安寧十一年東宮とす 母皇太后淳名底中姬(事代主のうま) 同國輕曲峽宮 此御時卅三(二)年孔子卒云々或孝昭七年云々 后三人皇子一人

孝昭 八十二年元年丙寅卅二即位御年二十

懿徳の太子 廿三(二)年東宮とす 母皇太后天豐津媛(息石耳命娘) 同國腋上池心宮 后三人皇子

二人

孝安 百二年元年己丑卅六即位御年百卅(廿)七

孝昭第二子 六十八年爲東宮 母皇太后世襲足姬(尾張連上祖津世襲之娘(妹)也) 同國室秋津島宮 后三人皇子一人

孝靈 七十六年元年庚午五十三即位御年百廿(十)八

孝安太子 同七十六年爲東宮 母皇太后婦神(姉押) 姫(天足彦國押人命之娘) 同國黒田廬戸宮 后五人男女御子六人

孝元 五十七年元年丁亥六十即位御年百十七

孝靈太子 同三十六年爲東宮 母皇太后細媛(磯(磯)城縣主大目之女) 同國輕境原宮 后三人男女御子五人

開化 六十年元年辛未(甲申)五十一即位御年百十七(五)

孝元第二子 同廿二年爲東宮 母皇太后鬱色雄命(穰積臣遠祖鬱色雄命之娘(妹)也) 同國春日率川宮 后四人男女御子五人(已上九代時臣不記)

崇神 六十八年元年甲申五十二即位御年百八

開化第二子 同廿八年爲東宮 母皇太后伊香五(色) 謎命(大綜麻杵命之娘也) 同國磯城瑞籬宮 此御門の時病死する者多し是に依て天照大神を笠縫の里に祀り奉る諸こくに社を置神々を崇む其後世治りて民豊也公に御調物を供へ諸國に池を堀舟を作りなんとす此御時也道



使<sup>テ</sup>四道平不從皇化入等<sup>ナ</sup>然無臣連之號<sup>ニ</sup>后四人男女御子十二<sup>一人</sup>

垂仁 九十九<sup>元壬辰四十三即位御年</sup>年百卅或百五十一或百一

崇神第三子 同四十八年爲東宮 母皇太后御間城姬大彥命之女大彥命之御子十二<sup>一人</sup>

此御時は太神宮を伊勢國五十鈴川上にはひ奉る神の御教に依て也東(齋)宮も是より始る昔は人の死する墓に仕人を生ながら埋みけり此御時より停めて土にて形を作りて籠られけり此御時當世の國より果物を奉る今の橘也唐へ始めて人を遣す新羅より始めて使を進らす阿倍臣等は五代の祖奉詔議政而總稱<sup>ヲ</sup>卿等猶無臣號

景行 六十年元辛未四十四即位或卅一即位御年百六或百卅三又云百二十

垂仁第三子 同卅七年爲東宮 母皇太后日葉酸媛命丹波道主同國纏向日代宮 后八人男女御子八十人 此御時は武内宿禰を初て大臣とす國々の民に姓を給ふ

棟梁臣武内宿禰棟梁之臣

成務 六十一<sup>元辛未四十九即位御年百七</sup>年元辛未四十九

景行第四子 同五十一年爲東宮 母皇太后八坂入姫命八坂入彦皇子近江國志賀高穴穗宮是よりさきは皆大和國也此御時諸國の堺を定められぬ 后一人御子無 大臣武内宿禰大臣號

大臣與天皇同日生之故有異寵云々

仲哀 九年元壬申四十四即位御年八(五)十二

景行のうまこ 日本武尊第二子 母皇太后兩道入姫命活目天皇御姫成務四十八年東宮とす

長門國穴戸豊浦宮 后三人皇子四人 此御時皇后豊浦宮にて如意寶珠を得給へり海の中より出來たり 大臣武内宿禰 大連大伴健持連大連起此仲哀の御爺の日本武尊ハ今尾張の熟田大明神是也

神功皇后 攝政六十九年元辛巳御年百(三十二即位)

仲哀の后也 開化の御子に彥生(坐)命皇子此御子に大筒城真稚此御子に息長宿禰此御子に神功皇后也 母葛木の高額媛 大和國磐余稚櫻宮 大臣武内宿禰 男の姿をして新羅高麗百濟の三國を討取て應神天皇をうみ奉りて武内をもて爲後見 應神の兄の御子たち謀反の事有けり武内大臣みなうち勝てけり此事のみは代々に注盡しがたし

應神 四十一年元庚寅七十一即位御年百一

仲哀第四子 皇后三年爲東宮 御母神功皇后 大和國輕島明宮 后八人男女御子十九人 今八幡大菩薩(神)この御門也 百濟國より衣縫女色々の物師博士などわたす經典馬等

まいらせたり 大臣武内宿禰

仁德 八十七年元癸酉廿四即位御年百十

應神第四子 同四十年爲東宮此立坊御舍弟母皇太后仲姫命五百城入彥皇子攝津國難波高津宮 后三人男女御子六人 兄弟即位互讓空位三年委しくは下にゐるせり仁德の御弟を東宮にハ立まいらせられたりけりこの説宜歟 大臣武内宿禰此大臣六代御後見にて二百八十餘年を経たりかくれたる所をゑらす此御時氷室始る又鷹出來て有御狩云々此御門ハ平野大



明神也

履中 六年元年庚子六十二  
即位御年七十(六十七)

仁德第一子 同州一年爲東宮 母皇太后磐之媛命葛城襲津彦女 大和國磐余稚櫻宮 后四人男女御子四人 此時采女出來たり大臣四人云々諸國に藏を作る事此御時也

執政平羣竹宿禰執政始起自此

物部伊苜佛(弗)

宗蘇我滿智宿禰  
大連葛城圓大使主武内宿禰曾孫

反正 六年元年丙午五十五  
即位御年六十

仁德第三子 履中二年爲東宮 母履中同 河内國丹比柴籬宮 后二人男女御子四人

執政葛木圓使主

允恭 四十二年元年壬子卅九  
即位御年八十

仁德第四(五)子 母履中同 遠明日香宮 后二人男女御子九人 衣通姬此帝后也云々

應神御孫云々

大連大伴室屋連

安康 三年元年癸巳五十三  
即位御年五十六

允恭第二子 母皇太后忍坂大中姬稚淳毛二岐皇子之女 大和國山邊郡石上穴穗宮

大臣葛木圓大臣

安康三年八月眉輪王殺天王逃入圓大臣家因之爲大泊瀨皇子所殺

大連大伴室屋連

兄の東宮を殺して十二月十四日に五十三にて位に即給ひまた伯父の大草香御子を殺して其妻を取て爲后今眉輪王その子也仍親の敵なりとてこの事あり細かには有別帖

雄略 廿二年元年丙申七十  
即位御年百四

允恭第四子 母安康同 大和國泊瀨朝倉宮 后四人男女御子四人 浦島の子か釣たる

龜女となりて仙に登れる此御時なり

大臣平羣眞鳥臣

物部目連

執政伊久御(弗)子

清寧 五年元年庚申卅五(廿七)  
即位御年卅九(一)

雄略第三子 母皇太后(夫人)韓姬葛城圓大臣女 同國磐余ミカケ栗宮 此御門白髮生て産れ給へり故

に御名を白髮と付奉る父御門あやしみかしづきて東宮に立給ふと云々 御子ねはしまさす依て履中の御孫二人呼取て子にし給へり安康の世の亂れにまかせて丹波國に隠れて御座けり

大臣大連如上

顯宗 三年元年乙丑三十六即位御  
年四四疑ハ三十八

履中の孫市邊押羽皇子第三子 母夷ハヒ姬蟻臣の近明日香八釣宮 后一人御子無 曲水の宴

此時始まれり



大連大臣如上

仁賢 二十五年 元年戊辰 御年五十

顯宗の兄 母同 清寧三年爲東宮 大和國山邊郡石上廣高宮 后二人男女御子八人

此兩天皇の御事委在下兩所互に讓給之間御姉妹の女帝(皇女)を奉立云々號飯豐天皇云々二月即位十一月崩給云々常の皇代記略之歟 此二代殊に世治れり井中に御座在て民の怒をよく知食て行はれけれにや

大臣平羣眞鳥大臣

平羣眞鳥大臣この御時に大伴金村連が爲に殺されぬ此大臣五代の御門の大臣たり

大連大伴金村連

武烈 二十六 元年戊寅十歲即位 御年十八或五十七

仁賢太子 同七年東宮とす 母皇后春日大娘皇女 泊瀬列城宮 后一人御子無 かきり

なき惡王也人を殺すを御遊にせられけり眞鳥の大臣殺さるゝ事も金村に御心を合せて給ふ金村大臣になされぬ

繼體 二十七 元年丁亥五十八即位 御年八十二(一)

應神天皇五世の孫彥主人王の御子也 母振媛 活目御門七代の孫娘也活目御門は垂仁天皇也 應神五世の孫と者應神

隼總皇子 男大迹王 私斐王 彥主人王 繼體 已上 五世 但し私斐王の異説歟云々五世と取事

の應神を加へて數ふる歟除之歟神功皇后をも開化天皇の五世の孫と云々其の一定開化

を加ふる定め也若然者私斐王辟説歟たしかに可檢知之 大和國磐余玉穗宮 山城國へ

遷都云々然らば猶遷(遷)都大和國云々この時百濟國より五經博士を奉る武烈の後王胤絶

畢越前國よ此君を迎取まゐらせたり羣臣の沙汰也粗委記下 后九人御子廿一人 男九人女十二人

大臣巨勢男人大臣 武内子天皇 廿年九月薨 物部麤鹿火(大)連

大連大伴金村連

安閑 二十八 元年癸丑六十八 即位御年七十 繼體第二(二)子 母日子媛 尾張連草香之娘 大和國勾金橋宮 后四人御子無 大臣大連同前

宣化 二十四 元年乙卯六十九 即位御年七十三

繼體第一子 母安閑同 大和國檜隈宮 后二人男女御子六人

大臣蘇我稻目宿禰 宗我滿智宿禰

大連同前

欽明 三十二 元年癸亥御年 等勘注可尋之

繼體嫡子 或三子 母皇太后手白香皇女と申 仁賢磯城島宮 御女 后六人御子廿五人 男十六人女九人

大臣稻目宿禰 三十一 年三月薨 大連金村麻呂

物部尾與連

此時百濟國より初て佛經を渡せり御門崇め給ふこの間國にあやしき病發れり物部大臣奏云々此國は昔より神をもて宗とす今あらためて佛を敬ふ是によりて神怒りをなし給ふに



や是によりて佛像を難波堀江に流しすて建る寺を焼拂ふまかる間空より火くたりて内裏を焼き海に光る物有日の光りに過たり人を遣して御覽すれば樟木海に浮めり是を取て佛を作り給ふ吉野の光像是なり此天皇終の年聖德太子生れ給ふ

敏達 三十一 十四年 元年壬辰 御年廿四

欽明第二子 欽明十五年爲東宮 母皇太后石姬皇女 宣化 御娘 大和國磐余 ヲサ 譯語田宮 后四人御子十六人 男六人女十人也

大臣蘇我馬子宿禰

大連物部弓削守屋連

此御時百濟國より佛像僧尼を渡せり守屋大臣佛像を焼法師を逐うつ此日天に雲無して雨降る王臣の惡瘡國內に滿たり佛法を令滅故也と云々蘇我大臣一人舍利を行ひ出して信佛法行之高麗より鳥の羽に書を書いて進らす船史祖王これによむ

用明 三十二 二年 元年 己巳

欽明第四子 母堅鹽媛 蘇我 御目 大臣 娘 大和國池邊雙 列 槻宮 后三人男女御子七人

大臣同前

大連守屋 敏 誅

天皇四月崩給入棺不奉葬也 五月守屋聖德太子と合戦蘇我馬子大臣太子兩人御同心守屋をとりて皆亡はしつ其後佛法盛なり 七月天皇の御葬送あり

崇峻 三十三 五年 元年丁未 戊申 六十七 六十八 即位

欽明第十五子 母小姊君娘 稻目 大臣 娘 大和國倉橋宮 后一人御子二人

大臣馬子如前

百濟より佛舍利を渡す此天皇の馬子大臣に殺され給ひにけり

推古 三十四 廿六年 元年壬子 癸巳 四十一 卅 位 御年七十三

欽明中女 敏達 天皇 之后 也 母用明同 大和國小墾田宮

大臣馬子如前 卅四年 五月薨

蘇我蝦夷臣 同年任 大 臣 號 豐 浦

崇峻殺され給ひて相計りて位に即せ奉る麻戶皇子を東宮として世の政をあつけ奉る此東宮用明の御子也これに聖德太子十七箇條の憲法を書て奉らる冠位の品々を定め置る世の中の事を記し置る太子らせ給ひてのち世衰へ民乏しといへり曆天文の書百濟より渡せり僧正僧都この御時になし始めらる寺々僧尼の事を沙汰せらる

舒明 三十五 十三年 元年己丑 三十七 即位 御年四十九

敏達の子也 忍坂大兄皇子之子也 母糠手姫皇女 敏達 御 娘 也 大和國高市岡本宮 御諱 田村

也是さきくの國王の御名は幸に文字多く人も沙汰せず訓もたしかならねは書す此後は文字少なければ今の注加ふべき也 后五人男女御子八人

大臣蘇我蝦夷臣

この御時伊豫國の湯の宮へ行幸有推古かくれ給ひて後この田村王の御時羣議に従かはぬ輩この豊浦大臣軍を發して討拂ひてのち大臣の子入鹿國の政をして殊に犯父大臣云々



皇極女 三年元年 三十六

敏達の曾孫 前帝舒明之妻后也 敏達の御子に茅淳王は此王の御父也御母吉備姫女王明

大臣蘇我蝦夷臣

二年十二月子息入鹿事によりて自死畢（害す）この御時（四字無）大臣左右の大臣をなさる但代歟豊浦大臣の子蘇我入鹿世の政を執れりそのふるまひよろしからず王子たち亂を起すといへり此時中大兄の皇子天智天皇中臣鎌子大職この二人して計りて入鹿を誅せられぬ父豊浦大臣家に火をさして焼死ぬまた日本國の文書此家にてみな焼ぬといへり此大臣大鬼となれりこの女帝三年の後弟に位を譲り給ふ

孝徳 十年元年甲寅 三十七

御諱 輕 皇極弟也 同母也 己巳年六月十四日庚即位 同日以中大兄皇子立東宮天智天皇

攝津國難波長柄豐崎宮 后三人皇子一人

左大臣阿倍倉橋麻呂五年三月七日薨 大紫巨勢德大（太）臣大化五年正（四）

右大臣蘇我山田石川麻呂馬子大臣子 大化五年死 大紫大伴長徳連三月被三人告謀反得誅自死大化五年四月任 白雉六年七月薨

内大臣大錦上中臣鎌子連大化元年任官一名鎌足天兒屋根尊廿一世孫小徳冠中臣會子淵之長男也大化元年六月三日蘇我入鹿即賜恩賞授内大臣詔曰社稷獲安寔頼公事仍拜大錦冠授内國機委任公處分云々

此時年號始て有 大化五年 白雉五年 八省官を定置國々の境貢物を定む唐より文書

寶物を多く渡せりこの御門とに佛法を崇めて神事にもすぎたり二千餘人の僧尼に一切經を讀せ其夜二子（千麩）餘燈を宮中にともせり白雉五年正月鼠多く大和國へ羣行遷都の前相といへり

齊明女 七年重祚元年乙卯

皇極再ひ位に即給ふ大和國岡本宮に御座在先飛鳥川原宮に遷都此女帝初めには用明の孫高向王に具して一子を生給ふ後にまた舒明の後として御子三人おはします此御時の末に人多く死けり豊浦蝦夷大臣の靈の爲といへりその靈龍に乗て空を飛て人に見えたりこの天皇葬の夜は大笠を着て見あるきけり

左大臣大紫巨勢德大臣四年正月薨 内大臣大錦上中臣鎌子連

天智 十年元年壬戌 九

諱 葛城 舒明第一子 母皇極天皇 近江國大津宮 后九人男女御子十四人

太政大臣大友皇子天皇第一御子太政大臣始自此

内大臣大織冠藤原鎌子天皇八年十月十五日爲内大臣賜姓藤原氏同十五日薨年六十六在官廿五年

此外左右大臣有六人 此御門孝養の御心ふかくして御母齊明天皇うせ給ひて後七年まで御即位し給はず御子大友皇子を太政大臣とす又諸國の百姓を定めて民の寵を記す又東宮の御時漏刻を作らる鎌足を内大臣になして藤原の姓を賜ふ齊明天皇の位に即せ給ふ支干の七年の後ともみえず相續して絶すとみゆうせ給ひて後七年まで國主（王）もねはしまさ



ぬにのあらざるにや七年と有は天智の御即位あるへきを猶御母の女帝に造作をせさせま  
いらせて七年の後崩御其後御即位かと心得らる

天武<sup>四十</sup>十五年<sup>元年</sup>壬申

諱大海人 舒明第三子 天智同母 大和國飛鳥淨御原宮 天智七年に爲東宮 天智崩  
御の後位を譲り給ふといへとも請取給はて后をも大友皇子をもつけ給ふへきよし申され  
てせめて其御志をあらせんとて出家して吉野山に入籠り給へりそれを猶大友皇子軍を  
起して襲ひ奉らるへしと御女<sup>大友皇子の妃なり</sup>ひそかに告給へりければこのいかに我は我どかく  
ふるまふにとや思食けん伊勢の方へ逃下りて太神宮に申て美濃尾張の軍を催して近江に  
て戦て勝給ひて御即位ありて世を治め給へりその軍の事とも皆人知れり又大津皇子の御  
門の御子也世の政をし給ふといへり此王子唐の文を好みて初て詩賦を作り給ふ人也

左大臣大錦上蘇我赤兄臣<sup>元年八月</sup>

右大臣大錦上中臣金連<sup>元年八月</sup>

大納言蘇我果安<sup>元年八月坐事被誅大納言</sup>

又年號あり 朱雀<sup>元年</sup>一年<sup>元年</sup> 白鳳十三年<sup>元年壬申</sup> 與千同前年内改元歟 朱鳥<sup>フカミトリ</sup>八年<sup>同一年(元年丙戌)</sup> 天

武十年に太子草壁皇子を東宮とす大友皇子合戦の後左右大臣等被誅畢其後大臣不見也  
持統女<sup>四十一</sup> 十年<sup>元年</sup> 丁亥

諱菟野天智第二娘 天武妻后也

大臣淨廣一高市皇子<sup>天武第三息四年七月五日任十年</sup>  
<sup>七月十一日薨中納言起自此云々</sup>

此外右大臣大納言<sup>在</sup>之東宮おはしませともまつ御母の后位につき給ひぬさてこの東宮の御  
子輕皇子を又東宮にたて給ぬ此御時年號あり此御時のばしめに大津皇子謀反事ありてこ  
ろされ給ひにけり朱雀のこり七年大化四年<sup>元年</sup> うつゑ踏方などいふ事此御時はしまる大  
化三年に位を東宮にゆつりたてまつりて太上天皇の尊號をたてまつり給ふ事これよりは  
しまる也其後十<sup>四十二</sup>(十無)四年おひします

文武<sup>四十二</sup> 十一年<sup>元年丁酉十五</sup> 即位御年廿五

諱輕 天武孫東宮草壁皇子第二子御母元明天皇也 同藤原宮 后二人御子一人 大化<sup>三</sup>

年<sup>元年</sup> 二月爲東宮<sup>戊戌</sup>

知太政官事刑部親王<sup>天武第九子大實三年正月廿</sup> 大納言藤原不比等<sup>大職冠二男</sup>  
<sup>日任慶雲二年五月七日薨</sup>

參議大伴安麻呂<sup>自此</sup>

大化殘一年 無年號三年 大寶三年<sup>元年辛丑</sup>三月廿一日改元 年號此後相續不絕 律令を定

めらるる官位にたかひて裝束を定めらる冠を賜りけるをといめて位記を作り給ふ 慶雲

四年<sup>元年</sup> 五月七日改元  
元明女<sup>四十三</sup> 七年<sup>元年</sup> 六十一

諱阿閉 慶雲四年六月十五日受禪<sup>四十八(四)</sup> 天智第四娘 文武御母 草壁太子女御也 母宗

我嬪<sup>蘇我山田</sup> 大臣女 大和國平城宮

知太政官事穗積親王

左大臣石上麻呂











平城 四年

諱安殿 延曆廿五年三月十七日受禪廿三 桓武之太郎 同四年十一月東宮とす二十 母皇

后乙牟漏内大臣藤原真繼女 后三人男女御子七人

右大臣神主 大同元年四月廿四日薨 藤内鷹左近衛大將近衛大將大同元年五月十九日任同二年四月廿二日近衛爲大右衛門大將

大同四年丙戌五月十八日改元 左右の大將此御時始也 元近衛中衛也改近衛爲左近衛改

中衛爲右近衛坂上田村麿任右近衛大將同日任也 大同四年四月一日讓位 皇太子嵯峨

帝諱賀美能 神野踐祚 此日高丘御子立坊 天皇御不豫仍被行是等事云々下居の御門にて十四年をはします五十一にて崩御云々天長元年七月七日也なほ奈良にねはします仍て奈良の御門と申也業平中將はこの御孫也

嵯峨 十四年

諱賀美能或神野 大同四年四月一日受禪廿四 同元年東宮とす 桓武第二子 母平城同 后女御九人男女御子四十七人

右大臣藤内鷹左大將弘仁三年十月六日薨五十一贈左大臣

藤園人贈左大臣房前嫡孫參議大藏卿藤原男弘仁三年十月五日任同九年十月九日薨六十三

藤冬嗣左大將内鷹三男弘仁十二年六月九日任

弘仁十四年庚寅九月廿七日改元

天台座主内供義真修禪云々弘仁十三年四月五日官牒年四十七四治山十一年座主治山事と執

此御時内宴始まれり此御門能書にねはしますけりまた文を作らせ給ふ王子十六人女王十

四人皆姓を賜はりてたゝの人と成給ふすへて男女御子四十七人云々先帝御不和云々仍先帝兵を發して東國へ御下向云々よりて大納言田村麿參議綿丸等をつかはして留めまいらする間に太上天皇の御方の大將軍仲成討取畢又尙侍内侍のみこ同死畢すゝめにて此事有と云々上皇御出家畢ぬ東宮高丘岳親王を止めて大伴皇子を東宮とす高丘岳親王出家得度弘法大師の御弟子に成給ふ入唐してかして遷化し給ふ眞如親王と申は是也或は唐より猶天竺へ渡り給ふ流沙にてうせ給ふといへり天台座主この御時始めてなされたり御脱履の後十九年即位五十七承和九年七月十五日崩御あり

諱大伴 弘仁十四年四月十七日受禪廿八 同元年月日爲東宮廿五 桓武第三御子 母贈皇太后宮稱旅子參議藤原 后女御六人御子十三人

左大臣冬嗣左大將天長二年轉左大臣同三年七月十四日薨五十二在官六年 左大臣藤緒嗣百川長男贈

右大臣清原夏野左大將舍人親王曾孫源原正五位下小倉王男天長九年十一月二日任五十一

天長十年甲辰正月十五日改元 元年七月五日平城天皇崩御 内裏に佛名始まれり 脱履

之後七年五十九太上天皇三十三人おはします間に嵯峨の前太上天皇と申淳和をば後太上天

皇と申也承和七年五月八日崩御

仁明 十七年

諱正良 深草御門と申す御年六十二天長十年二月廿八日受禪 弘仁十四年四月十九日寅壬



立坊四嵯峨第二子 母皇太后橘嘉智子内舍人清友女 后女御更衣九人御子廿四人其中に七人の姓を賜はし給ふ

左大臣藤緒嗣承和十八年改任

源常左大將嵯峨第三子承和七年八月七日任右大臣同十一年七月二日轉左

右大臣清原夏野左大將承和四年十月七日薨五十六

藤三守參議巨勢孫阿波守眞佐子承和五年正月十日任同七年七月七日薨五十六

橘氏公贈太政大臣清文(友)三男承和十一年七月二日任帝同外舅十四年十二月十九日薨六十五

藤良房冬嗣男右大將嘉祥元年正月十一日任

承知十四年元正月三日改元 七年五月八日淳和崩御五十九

九年七月五日嵯峨崩御七十

祥三年元六月十三日改元 三年三月廿一日崩御四十

天台座主圓澄承和元年三月十六日官牒六十一治三年同三年十月廿三日卒七十四

此御門は深草の御門と常に人申也御陵の名也御葬して遍照僧正出家といふ事あり少將にて良岑宗貞とて近く侍ひける人也

承和九年七月十五日に嵯峨院かくれ給ひにけりこれより先に淳和院承和七年にかくれ給ひぬ又仁明位に即給ふ時又淳和院御子恒貞親王を東宮に立まいらせけれを兩院うせ給ひて後に東宮の御方人謀反の聞えありて廢られ給ひにけりこの御時承和二年三月廿一日弘

法大師入定畢御年六十二

文德 八年

諱道康 嘉祥三年三月廿一日受禪廿四承和九年八月四日立坊六十六同二月廿六日御元服云々

仁明長子 母皇太后宮藤原順子左大臣冬嗣之女申五條后 女御六人御子廿九人十四人の姓を賜はれり

太政大臣良房左大將天安元年二月十九日任太政大臣左大將如元

左大臣源常左大將齊衡元年六月十四日薨四十四

左大臣源信嵯峨帝第一源氏天安元年二月十九日任

右大臣藤原良相冬嗣五男右大將同日同六年正月轉左大臣

仁壽三年元四月廿八日改元 齊衡三年元甲戌十一月廿九日改元 天安二年元丁丑二月廿日改元 二年八月廿四日崩御三十

内供奉圓仁仁壽四年四月三日官牒五十一治十年承和三年與入唐遣使參議右大辨常嗣相共出船待風之間還十四年歸朝也貞觀十八年正月十四日御遷化

天台座主(慈覺大師)贈法留宰府送二ヶ年同五年六月十三日解纜同十四年歸朝也貞觀十八年正月十四日御遷化

此御時東大寺大佛の御首すゝろに地に落たりけり

清和 十八年

諱惟仁 水尾御門と申す 天安二年八月廿七日受禪九嘉祥三年三月同日立坊一 文德第四子 貞觀六年正月一日御元服 母太皇太后藤原明子忠仁公女染殿后と申 后十三人御子十八人賜姓人四人

攝政太政大臣藤原良房忠仁公白川殿日本國幼主攝政此時始也天安二年十一月七日即位日也五十五貞觀八年八月十九日攝政詔云々可勸之貞觀十四年九月三日薨六十九

此後代々之間大臣等不能記之攝籙臣之外無其要歟但少々取要可加之

右大臣良相貞觀九年十月十日薨十一月贈正一位

右大臣基經良房養子實中納言長良三男長良八房之舍弟冬嗣一男也

貞觀八年九月廿二日流大納言伴善男於伊豆國三月十日夕燒應天門并に左右の腋門等罪也 貞觀十八年元四月廿五日改元

座主内供奉安惠(金輪院)貞觀六年二月十六日宣命五十五此時改官符爲宣命慈覺大師遺(遺)秦之故也治四年同十年四月十二日入滅六十六



内供奉權僧都圓珍(智證大師) 贈法印同十年六月三日宣命六十四治廿四年仁壽三年八月九日  
入唐天安二年六月十七日歸朝寬平三年十月廿九日入滅七十八  
 此御時より攝政始まる貞觀十八年に位おり給ひて三年有て元慶二年五月八日御出家法名  
 素真同十二月四日崩御卅一御所清和院此御時八幡大菩薩雄德山へ移りわたりせ給ふ大安  
 寺の僧行教祈請奉渡之云々  
 陽成 八年五十七

諱貞明 貞觀十八年十一月廿九日受禪九同十一年月日立坊 清和太子 元慶六年正月二  
 日御元服 母皇太后藤高子中納言長良二女 御子九人皆院の後の御子也  
 攝政太政大臣基經受禪同日攝政の後關白貞觀十五年依先帝詔攝政元慶元年辭大將同二年七月十七日賜内  
 政大臣右大臣年四十六同六年二月一日有勅任壽三宮如忠仁公故事  
 元慶八年丁酉四月十六日改元 二年十二月四日清和天皇崩御卅一此御門(陽成帝)八十一まで  
 御命長くて天曆四年にぞうせさせ給ひにける  
 光孝 三年五十八

諱時康 小松の御門と申 元慶八年正月四日受禪御年五 仁明第三子 承和三年十二月二  
 日御元服云々 母贈皇太后宮藤原澤子紀伊守經繼女  
 執政官(臣)昭宣公基經元慶八年十二月廿五日帝於内賀大臣五十第云々  
 仁和四年乙巳二月廿一日改元 三年丁未八月廿六日丁卯巳二刻崩御五十 陽成院御物氣歟於事  
 勿論之御事也仍外舅昭宣公大臣以下相談して此御門を位に即まいらせらる 女御四人男

女御子四十一人此中源氏卅五人云々五十九

字多 十年

諱定省 亭子院 又寬平法皇 仁和三年八月廿六日受禪廿 同年月日立坊 光孝第三御子

母太后宮班子女王式部卿仲野親王女 女御五人御子廿人姓を賜る人一人

關白太政大臣基經仁和三年十一月十九日詔萬機巨細百官總已告關白然後奏下一如故事寬平三年正月  
 十三日薨五十七天皇甚哀悼詔贈正一位食封資人並如生故大臣又如故在位二十年

仁和殘一年 寬平九年己酉四月廿七日改元

山座主内供惟首(虛空藏) 二年五月廿一日宣命六十六治一 内供猷憲(持念堂) 五年三月廿五日宣命七十  
阿闍梨康濟 權律師六年九月十二日宣命六十七 治三年昌泰二年二月八日卒七十三 三治六ヶ月同年月日卒

此御門の御元服いたしかに人も知らず元慶年中とばかり也當初の御事にてあればにや寬  
 平九年御脱履卅一昌泰二年月日御出家卅法名金剛覺 承平九年崩御六十 院にて三十年までお  
 はしけり此御時賀茂臨時の祭始まれり

醍醐 卅三年六十

諱敦仁 寬平九年己酉七月五日戊受禪三十 同五年四月二日立坊九字多第一御子 寬平七年十月

九日御元服十一但此說或受禪當日云々非歟 母贈皇太后藤原胤子内大臣高藤女高藤ハ受禪之  
 時中納言昌泰二年任大納言

左大臣時平内覽號本院大臣昌泰二年二月十四日  
 任延喜九年四月四日薨三十九(七)

右大臣菅原内覽昌泰四年辛酉正月廿五日左遷御事延喜三年  
 癸亥(丑)一月廿五日於太宰府薨給御年六十

内大臣藤原高藤冬嗣孫内舍人正六位上其門二男昌泰二  
 年正月廿八日任同三月十三日薨六十三 右大臣源光仁明天皇第三皇子延喜元年正月廿六  
 日任同十一年三月十三日薨六十八



左大臣藤忠平 左大臣延喜十四年八月廿五日任

右大臣藤定方 高藤贈太政大臣 二男延喜二年

昌泰三年 元年 四月十六日改元

延喜廿二年 元年 七月十五日改元

延長八年 元年 四月十一日

改元 天皇八年九月廿九日崩御 四十五(四)

山座主阿闍梨長意 法橋贈僧正昌泰二年十月十八日宣命七十三治 七年延喜六年七月三日卒七十九同八日贈位

内供増命(谷) 法務僧正臨觀延喜六年十月十七日宣命六十四治十 六年延喜五年十一月十一日八十三辭退之後六年云々

内供良勇(谷) 同廿一(二)年八月五日宣命六十八治 一年同三年三月六日卒六十四(九) 内供玄鑿(花山) 法橋延喜元年七月 廿二日宣命六十二

内供尊意(法性房) 法印贈僧正延喜(長)四年五月十一日宣命六十 六治十(四)年天慶三年二月廿三日卒八十三

延喜元年正月日菅丞相の御事有けり其間の日記皆焼れにけり延長八年六月廿六日清涼殿に雷落て大納言清貫右中辨、世兩人蹴殺てけり御門常寧殿に移り居させ給ふ延長八年九月廿二日脱履同月廿九日丑時御出家法名寶金剛其後やかて崩御 御年四 十六 后女御更衣等廿一人男女御子廿六人此中源氏六人 此時彗星たひく出けれどもめてたく徳政を行へれければ事もなくてのみ過けると申傳へたり大寶年號始りて後た、此御時をのみ仰くなるべし北野の御事も權者の末代の爲とての事と心得ぬるうへいよくめてたし

愚管鈔卷一終

愚管鈔卷二

朱雀 八十一 十六年

諱寛明 延長(喜)八年九月廿二日受禪八同三年月日立坊 醍醐天皇(無)第十一御子 承

平七年正月四日御元服 五 母皇太后藤原穩子 昭宣公 四女

攝政太政大臣藤忠平 受禪同日攝政詔承平六年八月十九日任太政大 臣天慶四年十月廿日辭攝政同十一月爲關白 右大臣藤實頼 忠平長男天慶七 年四月九日任

承年七年 元年 四月十六日改元 元年七月十九日宇多院崩御 六十 天慶九年 元年 五月廿三日改

元 山座主權律師義海 少僧部天慶三年三月廿五日宣命六十 八治五年同九年五月十日卒七十四

權律師延昌(平等房) 僧正諡號慈念同九年十二月廿日宣命六十 七治十八年應和三年正月十五日卒八十五

賀茂社行幸此御時始まれり石清水臨時祭始まれり將門純友謀反事平貞盛橘遠保等討て奉る 叡山根本中堂燒亡 天慶九年四月脱履 天曆六年八月十五日崩御 三 女御后二人姫宮

一人

村上 六十二 廿一年

諱成明 ナリアラ (以下二十八字無) 天曆御門と申天慶九年四月十三日受禪 廿 同七年月日立坊 十 醍醐十

四子 天慶三年十月一日御元服 十 御母朱雀院同母

關白太政大臣忠平 天慶九年五月廿日關白准三宮天曆三年正月廿一日賜度者五十八又修禪誦於十五大寺爲 救大臣之病也八月八日臥病不起十四日詔賜度者三十人又大赦天下爲救病也是日戊

刻覺七十八日詔遺清原中納言元方參議庶明等就其 極前贈正一位封信濃國爲信濃公諡曰貞信公



左大臣實賴 忠平一男左大將天曆元年四月廿六日任左大臣天德元年三月廿一日辭大將天曆元年四月五日勅使帶劔同三年三月日歸轡車

右大臣師輔 同二男右大將天曆元年四月廿六日任同九年六月十七日辭大將七月廿二日勅授帶劔天德四年五月二日出家五十三同四日薨在官十四年

天曆十年 丁未 四月十四日改元 三年九月廿九日陽成院崩御 八十六 六年八月十五日朱雀院崩御 三十 畢天德四年 丁巳 十月廿七日改元 應和三年 辛酉 二月十六日改元 康保四年 甲子 七月

十日改元 天皇四年五月廿五日崩御 四十 山座主 以下三十八字無 權大僧都鎮明入道云々 俗名橘高影應和四年三月九日宣命七十九治七ヶ年同十月五日卒

權少僧都喜慶 三條 康保二年 三 二月十五日宣命 七 權律師良源 御廟 法務大僧正誠慈慈惠同三年八月廿七日宣命 五 十六治十九年永觀三年正月三日御遷化七十三

天德四年九月廿三日大内燒亡都遷の後始て燒亡云々内侍所の温明殿の灰の中に御體神鏡

少も損給はて御座在ければ翌日の朝に職曹司に移しまいらせて内藏寮奉幣ありけり或ハ

大葉 ハクシキ 椋木に飛出て懸り給ふなども云なり其日記いたしかならぬにや 康保四年五月廿五

日崩 四十 后女御十人男女御子十九人天曆三年以後此御時一代無關白小野宮九條殿爲左

右大臣被行政 冷泉 六十三 二年 諱憲平 康保四年五月廿五日受禪 八十 天曆四年月日立坊 一 村上二子應和三年二月廿八日御

元服 十 四母皇后藤原安子 九條右大臣師輔公女

關白太政大臣實賴 康保四年六月廿二日關白十月五日總平車十二月十三日任太政大臣 右大臣藤原師尹 貞信公五男小一條左大臣

安和二年 元年 八月十三日改元 安和二年月日脱履其後四十四年御座在

圓融 六十四 十五年 諱守平 安和二年八月十三日受禪 十 康保四年月日立坊 八 村上第五子 天祿三年正月三日

御元服母冷泉院同 關白太政大臣實賴 清慎公安和二年八月十二日爲關白天祿元年五月八日薨年七十七

攝政左大臣伊尹 天祿元年正月任右大臣左大將如元同五月廿一日爲攝政二辭大將賜天祿二年十一月二日任太政大臣同三年十一月一日薨四十九

關白太政大臣兼通 天祿二年十一月廿七日任内大臣元中納言不遷大納言十二月廿八日爲延曆寺檢校天延二年三月廿六日爲關白貞元二年十一月四日薨五十三諡曰忠義公

關白太政大臣賴忠 貞元二年十月二日任太政大臣元元年十月二日任 右大臣兼家 天元元年十月二日任

天祿三年 元年 三月廿五日改元 以下二十四字無 三年正月二日御元服 天延三年 元年 十二月廿

日改元 貞元二年 元年 七月十三日改元 天元五年 元年 四月十五日改元 永觀二年 元年 四月

月十五日改元 八幡平野行幸此御時より始まれり 永觀二年八月廿七日脱履 廿 寬和元年

三月廿九日御出家御惱 七 法名金剛法 正曆三年二月十三日崩御 卅 女御后五人皇子一

人此御時内裏燒亡たひくあり北野の御故など云傳へたり

貞元五年五月十一日 丁 内侍所ハ不損滅但無光其色黒云々天元三年十一月廿二日半滅給云

々同五年十一月十七日今度の皆燒失させ給ふ燒たる金をとりあつめてまいらせたり此後

も靈驗のあらたなりとぞ 花山 六十五 二年

通記第三 愚管抄卷二

三十三



諱師貞 永觀二年八月廿七日受禪七安和二年月日立坊 冷泉院第一子 天元五年二月十

九日御元服五母贈皇太后藤原懷子一條攝政女

左大臣兼家

關白太政大臣賴忠關白可如故之由自

中納言義懷一條攝政五男永觀二年十月十日叙從三位二階同十四日正三位依外舅也越道隆寬和元年九月十四日任參議同十一月廿一日叙從二位同廿五日任中納言年廿九同二年六月廿二日歷法皇出家太政大臣雖有開白之號委高機於義懷

山座主權僧正尋禪諡號慈忍永觀三年二月廿七日宣命四十一(一)治四年正曆元年二月廿七日卒(四十六)

寬和二年乙酉四月廿七日改元

此御門寬和二年六月俄道心を發させ給ひて内裏を出て花山におはしまして御出家法名入

覺と申其後廿二年ねはします寬弘五年にうせさせ給ふ

六十六 一條 廿五年

諱懷仁 寬和二年六月廿三日受禪七 永觀二年八月廿七日立坊 圓融院第一子 永祚二年

正月五日御元服(母東)三條院詮子大入道殿兼家女

攝政太政大臣兼家寬和二年六月廿三日為攝政七月十四日辭右大臣八月廿二日勅年官年爵准三后但年官年表辭攝政為關白同八日出家法名如室十日以二條京極家地永為佛寺號法興院同七月二日薨六十二

攝政內大臣道隆正曆元年五月八日關白同廿五日聽牛車廿六日攝政六月一日辭大將賜兵仗同六(二)年七月廿四日辭內大臣同四年四月廿七日辭攝政為關白長德元年三月依病辭關白同四月六日出家十日薨

家十三 關白右大臣道兼長德元年四月廿七日為關白同五月五日薨三十五號七日關白

太政大臣賴忠永祚元年六月十六日薨五十三(六十六)贈正一位諡廉義公

藤為光九條殿九男寬和二年七月廿日任右大臣正曆二年五月七日任太政大臣同三年六月二(六)日薨五十一贈正一位諡恒德公

左大臣道長長德元年五月十一日蒙內覽宣旨其(子)時大納言同年六月十九日任右大臣越內大臣伊周同二年閏十月廿日任左大臣同八月廿日辭左大臣以(子)六人為隨身十月九日勅左近衛府生各一人近衛各四人為隨身但止重隨身長德四年三月十三日上表返上隨身近衛並內覽事等勅許之長保元年十二月十六日重賜隨身一如元

內大臣伊周正曆五年八月廿八日薨御堂年廿一長德元年三月八日宣旨云太政官并殿上令殿奏下文書等關白病問權帥詔云內大臣伊周朝臣權中納言藤原朝臣隆家去正月十五日夜花山法皇御所乎奉射危云々東三條院不豫而獻獻呪咀云々須法律乃件當罪然而有所思內大臣乎太宰權帥仁隆家乎出雲權守退賜云々年廿三在官三年長德四年閏十二月十六日叙本位依東三條院御賜大赦之次也

寬弘七年二月廿五日宣旨列大臣可朝議者 內大臣藤原公季

永延二年丁亥四月五日改元 永祚一年乙丑八月八日改元 正曆五年庚寅十一月七日改元

圓融院二年本十二月廿二日崩御卅長德四年乙未二月廿二日改元 長保五年己亥正月十三日改元 寬

弘八年甲辰七月廿日改元 天皇八年六月廿二日崩御卅三花山院(寬弘)五年二月八日崩御四十

冷泉院八年甲辰十月廿四日崩御六十

山座主權大僧都餘慶(觀音院)諡號智辨權僧正永祚元年九月廿九日宣命七十一(三井)同十二月廿六日辭退山僧不用之故此後智證大師門人下(本)は座主なれども永く不寺也

前少僧都陽生(竹林院云々)權大僧都永祚元年十二月廿七日宣命八十二治一年

權少僧都暹賀權僧正正曆元年十二月廿八日宣命七十一

權大僧都覺慶(東陽)大僧正長保四年十月廿九日宣命七十一治

春日大原野松尾北野上四社行幸此御時始まれり 帥内(内無)大臣刑事 寬弘八年月日脫

履后女御五人御子五人

通記第三 愚管抄卷二



三條 五年

諱居貞 寬弘八年六月十三日受禪五

寬和二年七月六日立坊十此日御元服也 冷泉院第

二子 母贈皇后超子大入道兼家第一女

左大臣道長寬弘八年八月廿三日

山座主大僧正慶圓後三條長和三年十二月廿六日宣命治五年寬仁三年九月三日卒七十八

長和五年元年十二月廿五日改元 同年脫履四寬和元年四月廿九日御出家 同五月九日うせ

後一條 二十年

諱敦成 長和五年正月廿五日受禪九寬弘八年月日立坊 一條院第二子 寬和(仁)二年正

月三日御元服十母上東門院彰子御堂關白第一女

攝政左大臣道長長和五年正月廿九日為攝政同六月十日准三宮又勅室家從一位源朝臣倫子賜封戶年爵內外官

攝政左大臣道長三分十一月七日辭左大臣寬仁元年三月廿六日依請罷攝政同十二月任太政大臣同六年正月三日中重內聽轡車二月五日上表辭職同三年三月廿一日出家五十四(七)法名行觀同年五月八日詔准三宮如元

同年月日改法名行覺四年三月廿二日供養新二造無量壽院治安三年十月十七日參向紀伊國金剛峯寺路次七大寺

十月十三日於天台受菩薩戒

攝政左大臣賴通後關白寬仁元年三月四日任內大臣廿六日攝政廿二日辭大將賜兵杖又賜牛車同三年十二月廿二日辭攝政為關白治安元年任左大臣

太政大臣公季長元二年十月十七日薨七十

左大臣顯光治安元年五月廿五日薨先是出家七十八

右大臣實資右大臣清慎公三男實參議齊敏三男治安元年七月廿五日任

內大臣教通左大將同日任

寬仁四年元年四月廿二日改元 二條院元年五月九日崩御四十 治安三年元年二月二日改元

萬壽四年丁巳元年七月十三日改元 長元九年元年七月廿五日改元

山座主僧正明救淨土寺寬仁三年十月廿日宣命七十四治一年同四年七月五日卒七十五

法印院源西法院法務大僧正同四年七月十七日宣命六十九七治八年萬壽五年五月廿四日卒七十九

權僧正慶命無動寺萬壽五年六月十八日宣命六十四治十一年長曆二年九月七日卒七十五

長元九年四月十七日崩御廿后一人男女二人(以下二十字無) 小一條院東宮にて御座在が此御

時辭させ賜ふ

後朱雀 九年

諱敦良 長元九年四月十七日丑受禪廿寬仁元年月日立坊九 一條院第三子 寬仁三年八

月廿八日御元服十母上東門院

關白左大臣賴通 右大臣藤實資右大將

內大臣藤教通左大將

長曆三年元年四月廿一日改元 長久四年元年十一月十日改元 寬德二年(十六字無)元年甲子十

一月廿四日改元 二年正月十八日崩御卅

山座主權大僧都教圓長曆三年三月十二日宣命六十一治九年永承二年六月十日卒七十

寬德二年正月十六日脫履 后五人御子七人

後冷泉 廿三年



諱親仁 寬德二年正月十六日受禪<sup>廿</sup> 長曆元年八月十一日立坊<sup>三</sup> 後朱雀院第一子 長曆元年七月二日御元服<sup>十</sup> 母内侍督嬉子<sup>御堂之乙女</sup> 后三人御子れはしまさす  
 關白太政大臣賴通<sup>康平五年九月二日辭左大臣同七年十二月十三日讓藤氏長者於左大臣猶爲關白治曆三年七月七日准三宮同年十二月五日辭關白延久四年正月廿九日於宇治出家法名寂覺八十二年二月二日薨八十三</sup> 關白左大臣教通<sup>康平三年七月任左大臣同七年十二月十三日爲關白藤原長者治曆四年四月十七日爲關白右大臣賴宗<sup>右大臣康平三年七月十七日任治曆元年正月五日依兩出家七十三二月三日薨</sup> 右大臣實資<sup>永承元年正月八日薨四十</sup> 右大臣師實<sup>左大臣康平三年七月十七日任内大臣治曆元年十一月三日轉右大臣</sup> 内大臣師房<sup>右大臣具平親王三男治曆元年六月三日任五十八同六月兼左大臣</sup> 永承七年<sup>丙戌</sup> 四月十四日改元 天喜五年<sup>癸巳</sup> 正月十一日改元 康平七年<sup>戊戌</sup> 八月廿九日改元 治曆四年<sup>己巳</sup> 八月二日改元 四年四月十九日天皇崩御<sup>四十</sup> 山座主法務大僧正明尊<sup>湯賀</sup> 永承三年八月十一日宣命七十八 權少僧都源心<sup>權大僧都同三年八月廿一日宣命七十八治五年天喜元年十月十一日卒八十三</sup> 權大僧都明快<sup>大僧正天喜元年十月廿九日宣命六十七治十七年</sup> 權僧正源泉<sup>天喜元年十月廿六日宣命七十二八</sup> 後三條 四年</sup>

諱尊仁 治曆四年四月十九日受禪<sup>廿</sup> 寬德二年月日立坊<sup>二</sup> 後朱雀院第二子 永承九年<sup>元</sup> 十二月十九日御元服<sup>十</sup> 母陽明門院禎子<sup>三條院第三女</sup> 左大臣藤師實 山座主權大僧都勝範<sup>僧正延久二年五月九日宣命七十五治七年承保四年正月廿七日卒八十二</sup> 延久五年<sup>己酉</sup> 四月十三日改元 入幡放生會此御時始る日吉稻荷等行幸同しく始まれり 延久四年十月六日脫履 同五年四月廿一日御出家法名金剛行 五月七日崩御<sup>四</sup> 后三人男

女御子七人  
 白河 十四年

諱貞仁 延久四年十月六日受禪<sup>二</sup> 同元年月日立坊<sup>七</sup> 後三條院第一子 治曆元年十二月九日御元服<sup>廿</sup> 母贈皇太后藤原茂子<sup>權大納言能信女實は公成中納言女也</sup> 關白教通<sup>承保二年九月廿五日薨八十</sup> 關白左大臣師實<sup>承保二年九月廿六日内覽十月三日藤氏長者同十五日關白永保六年正月十九日辭大臣</sup> 内大臣師通<sup>左大臣同日任廿二</sup> 承保三年<sup>元甲寅</sup> 八月廿三日改元 元年十月三日上東門院崩<sup>八十</sup> 承曆四年<sup>丁巳</sup> 十一月十七日改元 永保三年<sup>辛酉</sup> 二月十日改元 應德三年<sup>元甲子</sup> 二月十七日改元 山座主法務大僧正覺圓<sup>宇治</sup> 承保四年二月五日宣命五十七 權大僧都覺尋<sup>三井金剛壽院</sup> 權僧正同年同月七日宣命六十六治四年永保元年十月一日卒七十一 今年六月四日山門大衆燒失三井寺事依此座主被拂山門畢山座主被拂事此時始まれり後々大略流例<sup>刑カ</sup> 歟委旨在別帖 永保元年四月十五日燒三井寺 權大僧都良真<sup>大僧正永保元年十月廿五日宣命嘉保三年五月十三日卒七十六</sup> 應德三年十一月廿六日脫履 嘉保三年八月九日御出家<sup>四十</sup> 大治四年七月七日崩御<sup>七十</sup> 世を知食事五十餘年 后女御二人男女御子九人 後三條院れりさせ賜て後世を知食んとする程にはとなく隠れさせ給ふ此時よりかく太上天皇にて世を知食事久しき也法輪<sup>勝</sup> 寺を建られて大乘會等多くの御佛事を置く國王の氏寺にて今に崇めらる此大乘會の講師ハ



慈覺智證門人隔年爲講師御齋會以南京僧爲講師也康和に五十の御賀有けり此御時院中に上下の北面を置いて上の諸太夫下の衛府所司め(允)か多く候て下北面御幸の御後にの箭負てつかまつりけり後にも皆其例也

堀河 廿一年

諱善仁 應德三年十一月廿六日受禪此同日先爲東宮 嘉承二年七月十九日崩御九后二人御子三人 白河院第二子 寬治三年正月五日御元服十母皇后宮賢子京極大醫師實女實八六條右大臣顯房女

攝政太政大臣師實後關白寬治二年十二月十四日任太政大臣嘉保元年三月十九日辭關白康和二年正月廿九日出家同二月三日薨

關白内大臣師通嘉保元年三月十九日爲關白二年三月十一日爲長者同廿三日

右大臣忠實康和元年八月廿八日大納言之間内覽藤原長者廿二年七月廿七日任右大臣長治二年十二月廿五日薨白二十八

寬治七年元子丁卯四月七日改元 嘉保二年元子甲戌十二月十五日改元 永長一年元子十二月十七日改元 承德二年元子丁子十一月廿一日改元 康和五年元子乙卯八月廿八日改元 長治二年元子甲申二月十日改元 嘉承二年元子丙戌四月十日改元 二年七月十九日崩御九

山座主僧正仁寬(一乘房) 爲僧正寬治七年九月十一日宣命五十 治九年康和四年月廿八日卒六十

法印權大僧都慶朝(最場坊) 康和四年閏五月廿三日宣命七十六治三 年嘉承二年九月廿四日卒八十二(三)

僧正增譽(一乘坊三井) 長治二年閏二月十日宣命七十四 法印仁源(理智坊) 權僧正同年同月廿七日宣命四十八 治四年天仁二年三月九日卒五十二

尊勝寺被建立同立灌頂堂胎金兩部灌頂隔年被行之慈覺智證門徒爲灌頂阿闍梨弘法大師門流仁和寺觀音院被置之有議定如此被定畢 長治二年十月卅日山大衆日吉神輿を具

しまいらせて下りける事の始め也季仲帥と八幡別當光清と同意して齋門社神輿を奉射專當圓(舟)徳法師殺害之訴也先京極寺に下て奉振大内待賢門云々季仲被流罪畢光清同一日醉却見任又八幡宮訴申之間(同)三日還着之寬治六年始て此風聞有けれどもさもなし嘉保二年十一月に中堂まで奉振上云々それもと下落はなし寬治には爲房と訴へ嘉保にの義綱訴けり

鳥羽 十六年

諱宗仁 嘉承二年七月十九日受禪五康和五年八月日立坊 保安四年正月廿八日脫屣一保安元年七月二日崩御五十堀河院第一子天承四年正月一日御元服一后三人御子十四人 母贈皇后藤原茨子大納言實季女

攝政太政大臣忠實天承三年十二月十四日任太政大臣永久元年四月十四日 辭之嘉承二年七月十九日爲攝政保安二年二月廿三日辭

關白左大臣忠通保安二年三月五日爲關白廿四日聽車同 四年十二月十七日任左大臣元内大臣

天仁二年元子戊子八月三日改元 天永三年元子庚寅七月十六日改元 永久五年元子己癸七月十二日改元 元永二年元子戊戌四月三日改元 保安四年元子庚子四月十日改元

座主法印賢暹教王坊) 天仁二年二月廿日宣命八十一治一 年天永三年十一月廿三日卒八十五

權大僧都仁豪南勝坊) 權僧正天仁二年五月十二日宣命六十治十一年保安 二年十月四日卒七十二同元年六月日燒三井寺二度

權僧正覺(寬) 慶(大乗坊) 保安二年十月六日 宣命七十八治二年 最勝寺御建立始置兩部灌頂等を尊勝寺云々仁平に五十の御賀有けり御熊野詣に中院右



大臣花園左大臣御供にて右大臣に胡飲酒舞せられて我御笛左大臣笛吹ていひえらぬ程の事にてありけり資賢太鼓に候けり

崇徳 十八年

諱顯仁 保安四年正月廿八日受禪五(以下二十字無)無立坊 永治元年十一月七日脱履 鳥

羽院第一子 大治四年正月一日御元服十母待賢門院璋子 白河院御女實には大納言公實女也

前關白忠實保延六年二月宣旨重内宣旨 登車六月六日准三宮同十月二日出家法名圓理年六十三應保三年六月十八日薨八十五

攝政太政大臣忠通後關白大治三年任太政大臣同四月十日辭之 丙大臣藤賴長左大將保延二年十二月任十一

天治二年元年四月三日改元 大治五年元年正月廿二日改元 同四年七月七日白河院崩御

七十 天承元年元年正月廿九日改元 長承三年元年八月十四日改元 保延六年元年四月十

七日改元 永治一年元年七月廿八日改元

座主僧正行尊(平等院三井)保安四年十二月十八日宣命同僧正同年同月廿日宣命廿三治七年

法印仁實(二位)天承元年六月八日卒 法印權大僧都忠尋法務大僧正大治五年十二月廿九日宣命六十四治八年保延四年十月十四日卒七十四 大僧正覺猷(鳥羽)法務四年十月廿八日宣命八十六

法務權僧正行玄(三井)大僧正同年同月廿九日宣命四十二治十年久壽二年十一月五日入滅六十九

保延六年四月十四日燒三井寺第三度 永治元年十二月七日脱履の後すへて鳥羽法皇の御

心に叶はせ御座在ざりけるにや法皇崩御の後の事とも細かに別帖にあり御在位の間成勝

寺を被建

近衛 十四年

諱體仁 永治元年十二月七日受禪三保延五年八月十七日立坊一鳥羽院第八子 久安六年

正月四日御元服二加冠法性寺殿理髮宇治左府能冠光賴權右中辨云々 母美福門院得子

中納言長實女贈左大臣 久壽二年七月廿三日崩御七

攝政忠通後關白久安六年九月廿六日停藤氏長者十二月九日爲關白 太政大臣實行公實二男久安五年八月廿七日任右大臣

左大臣賴長日請藤氏長者印同七年正月十日蒙左大臣三十同六月廿九日任

左大臣源有仁輔仁親王(子)右大將後轉左保安三年十二月十七日任丙大臣天承元年十二月廿二日任左大臣保延六年十二月九日轉左久壽三年二月六日出家四十五同十三日薨

康治二年元年四月廿八日改元 天養一年元年二月廿二日改元 久安六年元年七月廿二日改

元 仁平三年元年正月廿六日改元 久壽二年元年十月廿八日改元 二年七月廿六日崩御

延勝寺を被立此後代々如此伽藍御願寺聞ぬす五代の御門此五勝寺を建らるゝに待賢門

女院の圓勝寺を加へて六勝寺といふ此御時鳥羽院の御沙汰にて宇治左大臣賴長公内覽の

宣旨などいふ事出來て大亂逆きとしてけるにや此後の事とも細かに在別帖

後白河 三年

諱雅仁 久壽二年七月廿二日已受禪九無立坊 保元三年八月十一日脱履二鳥羽院第四子

保延五年十二月廿七日御元服三母崇徳院同

關白忠通保元元年七月十一日受藤氏長者應保二年六月八日出家六十六長寛二年二月十九日薨六十八 太政大臣實行保元元年八月九日辭退

左大臣賴長内覽藤氏長者保元元年七月十一日合戰官軍同廿六日薨卅七



保元三年丙子四月廿四日改元 鳥羽院元年七月二日崩御五十  
 座主權僧正無品親王元法印久壽三年三月廿日宣命五十三治六年應保二年三月廿六日卒  
 嘉應元年六月御出家四十法名新(行)真建久三年三月十三日崩御六十御願に法住寺に千手  
 觀音千體御堂號蓮華王院此御建立也關伽水涌出有靈驗事等云々一向此御時連々亂世具  
 在別帖此君の一身阿闍梨に成て終に壇灌頂遂させ給ふ御師の公顯大僧正なり智證大師  
 の門流也  
 二條 七年七十八

諱守仁 保元三年八月十一日受禪六十同元年九月廿三日立坊三十後白河院第一子 久壽二年十  
 二月九日御元服 母女御懿子大納言  
 關白左大臣基實讓位日蒙關白詔十六平治元年八月十一日任左大臣長寬二年閏十月十日辭左大臣  
 平治一年乙卯四月廿日改元 永曆一年(以下二十八字無)元年庚辰正月十日改元 應保二年元年九月  
 四日改元二年六月十八日知足院殿下薨 長寬二年元年三月廿九日改元(年)二月十九日  
 法性寺殿下薨六十崇徳院二年八月廿六日崩御六十永萬一年元年己六月五日改元 元年七月廿  
 二日崩御六十六月御脫履  
 座主權僧正覺忠(三井長谷)法務大僧正應保二年二月廿日宣命四十五 權僧正重輪(禪智房)同二年閏二月三日宣命六十八  
 權僧正快修(後本覺院)法務大僧正同年五月廿五日宣命六十五治 治一年長寬二年正月十三日卒  
 權僧正俊圓長寬二年閏十月十三日宣命五十 六治二年仁元年八月廿八日卒

六條 三年七十九

諱順仁 永萬元年六月廿五日受禪 仁安三年脫履四 安元二年七月十九日崩御三十終に御  
 元服なし 二條院御子母(中宮育子或云)不分明右大臣藤原公能 妻后中宮の御子の由にて御受禪有け  
 り密事に大藏大輔岐伊(伊岐)宗遠女子云々

攝政基實永萬元年七月廿日(廿)六日薨 攝政基房永萬元年七月廿七日攝政同十一月四日薨左大臣  
 太政大臣伊通長寬二年二月日依所勞辭退同  
 太政大臣平清盛刑部卿忠盛一男永萬元年十一月十一日任内大臣 左大臣經宗永萬元年十一月十一日任  
 右大臣兼實兵仗同 内大臣藤忠雅右大將家忠孫中納言忠家(房)男仁安二年二月廿一日任

仁安三年丙戌八月廿六日改元  
 座主僧正快修選補始(如)例也仁安元年九月二日宣命治一年承安二年六月十一日卒避職之後六ヶ年  
 法印明雲法務大僧正仁安二年二月十五日宣命五十二治十年安元三年五月日配流於勢多山門大眾抑留之相具登山畢

高倉 十二年  
 諱憲仁 仁安三年二月十九日受禪 同二年十一月七日立坊七 後白河院第五子 嘉應三年  
 正月三日御元服 治承四年二月廿一日脫履 母建春門院滋子  
 攝政基房後關白承安二年十二月廿七日關白治承二年十一月十六日停關白氏長者同八日在遷太宰權帥同月赴西海之間於邊出家廿日(廿)其後留備前國同五年月日被召返歸京  
 關白内大臣基通治承三年三月十四日任内大臣元二 太政大臣忠雅仁安三年八月十日任  
 太政大臣師長承安五年十一月十日任内大臣安元三年三月五日任太政大臣治承三年十一月十七日辭官坐事配流於尾張國出家 左大臣經宗



右大臣兼實兵

内大臣雅通 右大將大納言顯通一男雅定嫡子仁安三年八月十日任承安五年二月廿七日薨五十八

内大臣平重盛 左大將安元三年三月五日任六月五日辭大將治承三年三月十一日辭同五月廿五日八月一日薨

嘉應二年元年四月八日改元 承安四年元年四月廿一日改元 治承四年元年八月四日改元

座主阿闍梨覺快親王 安元三年五月十一日宣命五(四)十四治二年治承三年十一月十七日辭退但始日改補云々不知此事云々養和元年十一月六日入滅辭退之後三ヶ年

僧正明雲 治承三年十一月十六日宣命六十五治四年薨永二年十一月十九日卒六十九橫死之様可謂勿論

承安元年月日母后建春門院御堂最勝光院供養大法會導師覺珍願明雲 安元三年月日大極殿燒亡事後三條の聖主造らせ給ひて後保元に修理せられき此度焼にけり樋口京極邊より出來たりける火思ひもよらぬに飛付て焼にけるなり中の邊の焼す此君御脱履の後安藝國嚴島へ御幸有けり平相國入道世を取て遷都など聞えし時具しまわらせてと聞けき宸筆の御願文あそはして御佛事有けり漢才勝れ御學文ありて詩作り雜筆など好みて女房の申文(奏狀)など書てあそはしたるもの多かりけり

安徳 三年

諱言仁 治承四年二月廿一日受禪三同二年十二月日立坊 高倉院長子 母中宮德子入道太政大臣

清盛

攝政基通

内大臣(平)宗盛

養和一年元年七月十四日改元 壽永二年元年五月十七日改元 此御時遷都の事有けり委在別帖 此天皇のこの壽永二年七月廿五日に外祖の清盛入道反逆の後外舅内大臣宗盛源氏

の武士東國北陸(國)等攻上りしかの城を落て西國へ具しまいらせて後終に元暦二年三月廿四日長門國文字の關壇の浦にて海に入て失させ給ひにけり七歳實劔の沈みて失ぬ神寶の筥浮て返りまいりぬまた内侍所の時忠取て参りにけり此不思議とも細かに在別帖 後鳥羽 十五年

諱尊成 壽永二年八月廿日受禪 建久九年正月十一日脱履 高倉院第四子 文治六年正月三日御元服 加冠攝政太政大臣兼實理髮左大臣實定能冠内藏頭範能

攝政基通 壽永二年十一月廿一日任内

攝政内大臣師家 壽永二年十一月廿一日任内

内大臣實定 重服之間令後日可選任同三年正月廿二日止攝政氏長者

内大臣基通 壽永二年正月廿二日爲攝政氏長者

攝政太政大臣兼實 文治元年十二月廿八日内覽(于時攝政内覽)同二年二月廿二日爲攝政同三年十二月十四月廿七日出家六十四建永二年四月五日薨六十一(五十九)

太政大臣兼房 文治六年十月十七日任内大臣建久二年三月廿三日任太政大臣同七月日上表

左大臣經宗 壽永三年十一月廿七日攝車同十八日職牛車直騰牛車(事)先例不分明仍先聽轡車是依大嘗會步行也宿老步行不堪故也文治二年任右大臣同五年七月十日任左大臣同六年月日辭左大臣

左大臣實定 文治二年任右大臣同五年七月十日任左大臣同六年月日辭左大臣

左大臣實房 公教男文治五年七月十日任右大臣同六年七月(十)七日任左大臣建久七年三月廿三日辭五十四月十六日出家

左大臣兼雅 忠雅一男文治五年七月十日任内大臣同六年七月(十)七日任右大臣建久九年十二月十四日轉左大臣

右大臣賴實 右大將經宗男建久九年十二月十四日任

内大臣良通 左大將文治二年十月廿九日任二十四年二月廿日薨死



丙大臣忠親 忠雅弟建久二年三月廿三日任同五年十月十五日出家同六年三月十二日薨 丙大臣良經 左大將建久六年十一月十日任廿七年正月廿九日止大將

前右大將賴朝 左馬頭義朝男文治元年四月廿七日依擲進前丙大臣賞任從二位元兵衛佐正四位下同六年十二月十日權大納言元散位同廿五日兼右大將十二月三日辭兩職

元曆一年 甲辰 四月十六日改元 安徳天皇二年三月廿四日崩御 文治五年 乙巳 八月十四日改元

建久九年 庚戌 四月十一日改元 後白河院三年三月十三日崩御 六十

座主權僧正俊堯 大智院壽永二年十一月廿二日宣命治二ヶ月同三年正月廿日微追却山門

前權僧正全玄 桂林院法務大僧止壽永三年二月三日宣命治六年 前大僧正公顯 三井法務文治六年三月四日宣命

法印顯真 權僧正同年同月七日宣命治六年 權僧正慈圓 法務大僧正建久三年十一月廿九日宣命治四年同七年十一月廿九日宣命

阿闍梨承仁親王 加治井同七年十一月廿日宣命廿八治一年 法印辨雅 同八年五月廿二日宣命六十三治四年同八月廿七日入滅

此君の安徳西海へ落させ給ひて後後白河法皇の宣命にて御受禪有也鳥羽院と堀河院の宣命の御沙汰もなかりけるにや白河法皇の宣命と聞ゆ先々もかやうなるにこそ御脱履の後

承元元年月日法堂供養あり號最勝四天王院 此御時北面の上に西面といふ事始まりて武

士八十の子ともなと多く召付られけり弓馬の御遊有て中古以後なき事多く始まれり

土御門 十二年

諱爲仁 建久九年正月十一日受禪 四無立坊承元四年十二月日脱履後鳥羽太子 元久二年

正月二日御元服 母承明門完 丙大臣通親女實

攝政基通 如元建久四年十二月廿七日止攝政長者四十三承元二年十月五日出家四十九貞永元年五月廿五日薨七十四

攝政太政大臣良經 建久二年十二月廿七日四同十一月廿七日先丙覽長者宣命云々元久三年三月七日薨逝三十八

正治二年 己未 二月廿七日改元 建久仁三年 辛酉 三月十三日改元 元久二年 甲子 二月廿日改元 建永一年 丙寅 四月廿七日改元 永元四年 丁卯 十月廿五日改元

座主前權僧正慈圓 還補建仁元年二月十九日宣命四年七月七日辭退

法印實全 權僧正同二年七月十三日宣命六十三治一年同三年八月日山門學徒堂衆等合戰之間改易了 僧正眞性 大僧正同年同月廿八日宣命廿七治二年元法務僧正元久二年十二月廿二日宣命廿六治七年建曆元年十二月日辭退大講堂等燒失之故歟

法印承圓 辭退總持院燒亡又日吉社邊王子宮以下拂地燒亡云々如此故歟

此君の絶たる彗星出て數夜うせず滅て後又程なく出けれの様に御祈禱有てれりさせ給

ひにけり御母方うちたえあらはなる法師の孫位に即せ給ふ事いなしとを世に沙汰しける

されとも御位は十年にもあまりにけり

順徳 十一年

諱守成 承元四年十一月廿五日受禪 正治二年四月十五日立坊 後鳥羽院第二子 承元

二年十二月廿五日御元服 二母修明門院 贈左大臣範季女現存二ハ從二位

關白家實 承久三年四月廿日止攝政長者四十三

建曆二年 辛未 二月九日改元 建保六年 元年 癸酉十二月六日改元 承久三年 乙卯 四月十三日改元

改元

座主前大僧正慈圓 又還補建曆二年正月十六日宣命五十八治一年同年正月十二日讓公圓

權僧正公圓 同年月日宣命四十六治十ヶ月同年十一月南

前僧正圓 猶還補四ヶ度也同三年十一月十九日宣命六十五治一年



前權僧正承圓 還補同年同月  
十二日宣命

以上代々攝政臣之外大臣は取要書之盡は不書也心得へし山座主之間に前大僧正慈圓の四度まで成てかく辭ける事こそ心得かたく淺ましき様なれかう程辭申人をは上よりもいかに成たびけるに歎又下にもかう辭申へくはいかにして又なかくはせられけるに歎いかにもく是は様有へき事也かやうの事は山門の佛法王法と相對する佛法のまこと見えて侍る也平の京に移らるゝ初め此山門建立せられていかにもく様有へき事にて侍るとあらはに覺ゆれば山門の事を此奥に書あらはし侍る也其細かにかやうに覺束なき事ともをは申ひらかんする也

承久元年七月十六日大内燬亡し了此大内炎上今度相加へて十五ヶ度度々大内守護重代右馬權頭頼茂有謀叛聞被召之間及合戦放火頼茂燒之云々即被誅了此大内造營事殊有御沙汰可有造營云々白河鳥羽兩代大略葉奇置云々此事不審云々

建保六年月日山大衆戴日吉神輿下洛代々此事甚多不能記錄最略記なれば略之也承久二年十月の比記之了後見之人此趣にて可書續也最略尤大切歎於別記者不能外見

今上  
諱懷成 承久三年辛巳四月廿日甲戌受禪四歲建保六年十一月廿八日立坊一十月十日寅時御誕生  
母中宮立子 土御門院太子

攝政左大臣道家 受禪同日爲攝政廿九後京極殿其經攝男外祖外舅爲大臣之時無不居攝政之例道理必然宣命云々同廿六日爲藤氏長者兵仗勅授可被牛車等任例宣下此日有兵仗拜賀

同廿六日新院初御幸一院御所賀陽院 去廿三日太上天皇尊號云々本の新院をは土御門院と云々太上天皇三人初例云々法皇にて令置給事ハ先例多と云々

今上  
諱茂仁 承久三年辛巳七月九日辛卯受禪十歲同年十二月一日庚辰於官廳即位孫王即光仁以後無此例云々 高倉院御孫入道守奥貞親王御子後有太上天皇尊號母北白河院中納言基家女也同四年正月三日御元服

攝政家實 受禪前日七月八日以前帝詔還任云々其後以上無沙汰云々

受禪當日無節會無宣命無誓固無固關云々世以爲奇歎及八九月先帝之攝政詔を施行すべき由を有沙汰外記仰之云々花山院脱履の夜にをさる不思議にてありけれと翌日に攝政の詔は大入道殿に下されにけり節會はなかりけれと固關の事などは行はれけり今度の事無下のこと哉とを世に申ける

左大臣家通 攝政家實嫡男左大將

内大臣藤原公經 右大將同日任同年閏十月十日大變云々任大臣如例云々

貞應二年元年四月十二日改元

天台座主權僧正圓基 承久三年八月廿七日宣命

承久三年四月に入道親王尊快年十八なるを被補天台座主由聞えきされと大嘗會以前に宣命を下さるゝ事例なし木曾義仲か時にこそ俊堯座主の宣命有けれと例もよからすとて



未<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>宣命之間五月十五日亂起て六月に武士打入て此座主師弟等逃まどひなどしけれ  
 は十八歳の天台座主佛法王法のかかりける表爾かなどぞ世の人はいひけるさて圓基僧正  
 攝政の弟とて成にけるなるへしされは尊快親王をば座主の數にも書入ましきにや今年  
 天下有<sub>レ</sub>内亂是<sub>レ</sub>にて俄に主上執政易世人迷惑云々一院遠流せられ給ふ隱岐國七月八日於  
 鳥羽殿御出家十三日御下向云々但うるはしきやうはなくて令<sub>レ</sub>首途給云々御供には俄入  
 道清範只一人女房兩三云々則義茂法印參り替はりて清範歸京云々土御門院并新院六條宮  
 冷泉宮皆被<sub>レ</sub>行<sub>レ</sub>流刑給云々新院同月廿一日佐渡國冷泉宮同廿五日備前國小島六條宮同廿  
 四日但馬國土御門院は其頃過て同年閏十月土佐國へ又被<sub>レ</sub>流刑給其後同四年四月改元五  
 月比阿波國へうつらせ給ふ由開ゆ三院兩宮皆遠國へ流され給へともうるはしき儀いなし  
 とぞ世に沙汰しける

承久三年八月十六日天皇御尊號あり日本國に此例いまたなきにや漢高祖の父太公の例を  
 是には似たるべきなど世に沙汰しける國母の御院號の事は貞應元年四月十三日從三位准  
 三宮云々御名は陳子と申す去年の春御出家の御身にて其例もなきにや但鎌倉の二位政子  
右大將賴朝卿後家三位せられし例とかや其例は又いつれの例にて侍るべきにか箇様の事末代様には  
 何となき事にて有にこそ世の末こそ誠にあはれる事にて侍れ貞應の改元いやがて此十  
 三日也同年の七月十一日准后陳子院號の定め北白河院と申す二年五月十四日太上法皇崩  
 御以下如夢く天下諒闇三年六月十三日關東武士將軍度々後見義時朝臣死去り同十七

日夕息男武藏守泰時下向關東畢同十九日舍弟相摸守時房同下向了此皇代年代の外に神  
 武より去々年(承久二年ナリ)に至るまで世の移り行道理の一通りを書り是を能々心得てみん  
 人は見らるへき也偏に假名に書つくる事は是も道理を思ひて書る也先是をかくかんと  
 思ひ寄事は物知れる事なき人の科(料カ)也此末代さまの事を知るに文簿にたつさわれる人  
 は貴きも卑も僧にも俗にも有難く學問いさすかする由にて僅に眞名の文字をば讀とも又  
 その義理を悟り知れる人はなし男は紀傳明經の文(オ)多かれともみ知るが如也僧は經  
 論章疏あれども學する人少し日本紀以下律令は我國の事なれども今すこし讀解人あり難  
 し假名に書はかりにては倭詞の本體にて文字へかいらす假名に書たるも猶讀にくき程の  
 ことばを無下の事にして人は是を笑ふいたとむすとあやうとやうとなどいふ詞とも是こ  
 そ此倭辭の本體にていわれ此詞どもの心をば人皆是をえれりわやしの夫宿直人までも  
 此言葉様なるごとくさにて多事をは心得る也是をわかしとて借ずは只眞名をこそ用るへ  
 けれ此道理ともを思ひ續けて是の書付侍りぬる也さすがに此國に生れて是程たに國の風  
 俗のなれる様世の移り行趣を辨へあらでい又有へき事にもわらすと思ひ量らひ侍るぞか  
 し書落す事申度事の多さは是を書人の心にたに残るとは多く顯ひす事は少くこそ侍れい  
 まして少しもけにくしき才人の目にこそ見るへけれとた(さ)のみ書侍らひ大方の  
 文のおもてよたけく多くなりて知人も有まし書れぬへく皆とめつ又無益の事とも書  
 盡したりとありぬべきい皆思ふ所侍るべし心あらん人の目を留めん時は心を付る端とな



り道理をわきまふる道と成ぬへき事をのみ書て侍る也才學めかしき方は是より心付て我  
今更に學問せらるべき也又人語り傳ふる事は皆儘かならずさしもなき口辨にて誠の詮意  
趣をは書のけたる事とも多く侍ればその疑ひある程の事をいへ書とやめ侍らぬ也かく  
心得て是より次々の巻共をば此時代時代に引合せて見るべき也

此一帖の奥をは今四五代も書ばかりとて料紙を置てかく書るをも今物もあらじとて思  
ひよらで見残す人も侍らんすらん奥にてかやう物にいかく書付る事もあらんかしなど  
思ひて開きくして文を見る程の心あるへくも侍らぬ世にて今は人の心無下にすくな  
く成はて侍れば是もかく書付る事をは道理哉と見なさるへきなり

愚管鈔卷二終

愚管鈔卷三

序(無)

としにそへ日にそへての物の道理をのみおもひつゝけて老のねさめをもなくさめつゝいと  
い年もかたふきまかる(罷)まゝにの世のなかもひさしく見て侍れり昔よりうつりまかる道  
理もあはれにねはえて神の御代にあらす人代となりて神武天皇の御後百王ときこゆるすて  
にのこりすくなく八十四代にもなりにけるなかに保元の亂出きて後のともまた世繼か物か  
たりと申物もかきつきたる人なし少々あるとかやうけ給はれともいまたえみ侍らずそれ  
みなたゞよき事をのみあるさんとして侍れり保元以後の事はみな亂世にて侍れりわろき事  
てのみあらんするをは、かりて人も申おかぬにやとおろかにおほえてひと筋に世のうつり  
かはりおとろえにたるとわりひとすちを申さばやとおもひつゝくれのまといはれてのみ  
おほゆるをかく人のおもはてこの道理にそむく心のみ有ていと世もみだれおだしから  
ぬ事にてのみ侍れば是を思ひつゝくるこゝろをもやすめんとれもひてかきつけ侍る也皇代  
年代記あれり引合せつゝ見てふかくこゝろうへきなり

一神武より成務天皇までは十三代御子の皇子つかせ給ひけり第十四代の仲哀の景行の御う  
まこにてぞつかせ給ひける成務は御子おはしまさて成務四十八年にてそ仲哀をい東宮に  
たて給ける景行の御子の雙子にて生れおはしましける次郎の御子をは日本武尊と申ける  
御年卅にて白き鳥になりて空へのほりてうせ給ひける仲哀のその御子なり此仲哀の后  
には神功皇后をぞ給ひけるこの皇后の開化天皇の五世のうまこ息長宿禰のむすめ也應



神天皇をばらみ給ひて仲哀の御教によりて仲哀うせ給ひて後志ばし生れ給ひをどて女の御身にて男のすがたをつくりて新羅高麗百濟の三國を打とり給て後筑紫にかへりてうみの宮の槐にとりすがりて應神天皇をばらみ奉り給ひけるさて神功皇后の仲哀の後應神を春宮に立て六十九年か間攝政して世をばをさめてうせ給ひてのち應神位につきて四十年御歳の百十歳までおはしましけり仲哀の神の御教にて新羅等の國を打とらんとて筑紫におはしまして俄にうせ給ひにけり先この次第を思ひつゝくるに最道理の十三代成務まで繼體正道のまゝにて一向國王世を一人して輔佐なくて事かけざるへし仲哀の御とき國王御子なくの孫(別子)子をもちゐらるへしと云道理いときぬ仲哀神の教をかうふらせおはしましなから其節をとけすしてにはかにうせ給ひにけりこれの如神の教を信せさせ給はぬことおほくてうせ給ひにけりとなんさて皇后の女の子にて皇子をばらみなからいくさの大將軍せさせ給ふへしやは生れさせ給ひてのち又六十年まで皇后を國主にておはしますへけんやはこれのなにも事も定めなき道理をやうくあらはされけるなるへし男女によらず天性の器量をさきとすへき道理又母の后のおはしまさんほどたゝそれになかせて御孝養あるへき道理是等の道理を末代の人にあらせんとてかゝる因縁の和合する也この道理をまたかくしも悟る人なし次に成務のさき景行の御時はしめて武内の大臣をおかる是亦臣下出くへき道理也武内の第八の孝元天皇のやしはこ也さて應神の御のち清寧まで八代の皇子くつかせ給ふ仁徳の御子の三人まで位につかせ給ふ顯宗の御時

これの又履中のう孫也顯宗御事也 攝本本文 一腹中の孫也とあり仁徳天皇の應神うせおはしまして後御在生の時太子に立給ふ宇治皇太子也それこそすなはち即位せさせ給ふへかりけん仁徳兄にて御坐けれのにや仁徳を位につかせ給へと申させ給けりまた仁徳は太子に立給ひたりいかてかざるとさふらはんと互に位につかんといふあらそひこそ有とを是は我のつかしとていふあらそひにて三年までむなしく年をへけれの宇治の太子かくのみ論して國王おはしまさて年ふると民のためなけきなり我みつからぬなんとの給ひてうせさせ給ひにけりこれを仁徳きこしめしてさわざまといてわたらせ給ひたりければ三日になりけるがたちまらに生更かきて御物かたり有てなほつひにうせ給ひにけり其後仁徳の位に即て八十七年までおはしましけりこの次第こそ心も辭も及ばぬ人といふもの自をわすれて他をふるを實の道なりとは申侍也この宇治の太子の御心はえをあらはさん料に太子にたてまいらせられにけるにやとこそ推知せられ侍れ應神などの御あどの事の定てかゝみおはしめしけん日本國の正法にこそ侍るめれ其後御子たち三人皆御位につかせ給ふ武内大臣この御時までさふらひけり二百八十餘年をへてかくれたる所をあらすところ申おきたれつきに履中反正允恭と三人兄より弟さきへ御位にて安康の允恭の第二の皇子にておはしましけるか第一の太子をころし奉りて位に即せ給ひにけりゆゝしの仁徳の御うまこながらにさせ給はすにやとあさましく覺るもゑる三年のほどにまゝこの眉輪王とて七歳にならせ給ひけるとを申つたへたるこの眉輪王にころされ給ひにけり又すなはち圓大臣の



家にて眉輪も圓もころされにけりわつかに三年のはどの亂逆これ世のすゑをまたことの初にをしへけるにや眉輪王のて、大草香皇子の安康の御弟也此弟を殺してその妻をとりて后にして樓たかどのの上に樂しみて物語してこのまゝ子の眉輪王れとなしくなりて思ふ所やあらんとねはせられけるを樓の下にて聞て母のひさを枕にして酒に酔てふし給ひけるをはしり登りて御かたはらに有ける太刀をとりて首をうちさきり奉りてつふらの大臣の家にいておはしたりけりと申傳へたり返々この事のおもひあるへきと、もかな其次に雄略天皇は安康の弟にて位につきて世を治給へりつきに清寧天皇の雄略の御子にてつかせ給ひたりけるが皇子をえまうけ給はて履中天皇の御孫二人をむかへとりて子にして兄の仁賢を東宮に立て弟の顯宗の皇子にておはしましけりこの二人安康の世の亂におされて播磨丹波などに逃隠れておはしけるを尋出し奉りたりけるか清寧うせ給て兄の東宮こそいつかせ給ふへきをかたく辭申て弟の顯宗に譲り給ひけるあひたに互にたはます御座ましければ妹の女帝を二月に位につけ奉りて有けるかその年の十二月にうせさせ給ひければにやつねの皇代紀にも見えす人もいとあらぬさま也飯豐天皇とぞ申ける是は甲子の年とそあるせる(記しける)さて次の年の乙丑の年の正月一日顯宗天皇位に即せ給ひぬ兄の東宮なるを置て弟のたゝの皇子にて立おはしますをさのみ互に譲りてもいかゝの群臣等も殊にすゝめ申ければ兄の御命臣下のはからひに隨ひて遂につかせ給ひにけりされどわつかに三年にて崩御有ければ次に皇太子の仁賢天皇位に(こ)て十一年してかくれさせ給

ひにけり是を思ふにかならず御位の御運各おはしましけるに弟の御命短く兄の御命のなかけれ其御運命に引れてかくの有けるにこそ人の命と果報とは必しも作り合せぬ也末代さまにこそ次々の職位まで此ことわりおほくみえ侍れさて仁賢の太子に武烈天皇と申云はかりなき悪玉の出来て(十にて)位につきて十八まで御座ましければ羣臣なけくより外の事なかりけるほどに皇子もまうけ給はてうせ給ひにければ國王の種なくて世のなけきにて臣下あつまりて越前國に應神天皇の五世の皇子おはしましけるをもとめ出しまいらせて位に即まいらせたる繼體天皇と申てこのさきくよりは久しく廿五年たもち給て年ころ田舎にて民のやうをもよくくゝゑろしめして此御時とに國もよく治りて皇子三人皆次第に位につかせ給ひにけり安閑宣化欽明也兄二人の種もなし欽明天皇の御時初て佛法此國にわたりにて聖德太子末に御うまこにて生れ給ひしよりこの國には佛法にまもられて今迄もたもてりどを見えはへる仁德天皇八十七年たもたせ給てのち履中より宣化せに安康武烈なのめならずあしき御代也顯宗仁賢の仁德と宇治との例思召てめてたけれどまたほとなし是をはかりみるに一期一段のおとろふる繼目にこそ人代のはしめ成務まてはさはくゝと皇子くゝつかせ給ひて正法と見えたり仲哀の初て國王のうまこにてつかせ給ふ神功皇后又開化の五世の女帝はしまりて應神天皇出おはしまして今は我國の神代の氣分もあるまじひとへに人心たゝあしにておとろへんすらんと思召て佛法のわたらん



まてと守らせ給ひけめども代々の聖運はとなくて允恭雄略など王孫もつゝかすまた子孫  
 を求めなんとして其のち佛法わたりて國王はかりの治天下相應しかたくて聖徳太子東宮  
 には立なから推古天皇女帝にて卅六年治おわしまして崇峻天皇ころされ給ふことなど出  
 きなから世を治め佛法をうけよろこはさりし守屋の臣を聖徳太子と蘇我大臣と同心して  
 戦ひうしなひて佛法を起し始てやかて今に至る迄庶也この崇峻天皇の馬子の大臣に殺さ  
 れ給ひて大臣に少しのとかをも行はれすよき事をえたる體にてさてやみたる事いかに  
 とふともむかしの人も是をあやめ沙汰しおくへし今の人もまた是を心得へし日本國には  
 當時國王を弑しまいらせたる事大かたなし又あるまじとひしと定たる國也それに此王  
 と安康天皇とばかり也その安康の七歳なるまゝ子の眉輪の王に殺され給ひにけるいやが  
 て眉輪王も其時殺されにけれいかいせんそのまゆわも七歳の人也まゝ子にて親の敵  
 なれい道理もあさやか也また安康の一定兄の位に即べき東宮にておましますを殺て位に  
 即てわつかになか一年の程に眉輪王のていを殺してまゆわの母をとりなせしちらして  
 あらにはゑたがひてさるふしきも有けれいおほつかなからすこの崇峻の殺され給ふやう  
 の時の大臣を殺んとおほしけるを聞かさどりて其大臣の國王を殺しまいらせたるにて有  
 けりそれにしてしのがもなくてつゝらとして有へしやい中にも聖徳太子おはしますを  
 りにて太子いかにさては御沙汰もなくてやがて馬子とひとつ心にておはしましけるそ  
 と世に心得ぬとにて有也さてその後かゝりけれいとて是を例と思ふおもむきもつやゝ

となしこのことを深く按るにたゞ詮は佛法にて皇法をいまもらんするぞ佛法なくては佛  
 法わたりぬるうへは王法の元あるまじきそと云との理をあらはされん料とまたものゝ道  
 理には一定輕重のあるをおもきにつきて輕きをすつるを云ことわりと此二つをひしと  
 あらはされたるにて侍る也是をい誰かあらはすへきそと云に觀音の化身聖徳太子のあら  
 はさせ給ふへければかく有けるよとさたかに心得らるゝ也其故いみしき權者とは其人  
 うせ給ひて後にこそ思へ聖徳太子いみしと申せともその時はたゞの人にこそ思ひまひ  
 らせて有か稚なくてはさすかに幼ふるまひをもしてこそは御座在んにわつかに十六歳の  
 御時まさしく佛法を亡はしける守屋をうたるゝもおとなしき大臣の世に威勢有て我みか  
 たゝる馬子大臣の一つ心にてうたせしこそ太子の詮(善)の御力にいなりにしか佛法に歸  
 したる大臣の手本にてこの馬子の臣の侍りけりとはならはなりこの大臣を少しも徳もおは  
 しまさすたゝ欽明の御子といふはかりにて位に即せ賜ひたる國王のこの臣を殺んとせざ  
 せ給ふ時馬子大臣佛法を信したるちからにてかゝる王をわがころされぬさきにうしなひ  
 奉つるにて侍れいたゞこのおもむき也さらば守屋がやうにこの國の佛法を今滅給ふゆゑ  
 とてかくあれかしと云べきいそれいえさあるまじき也佛法と王法とをひたすらの敵にな  
 して佛法かちぬといはん事いかに佛法のためきぎ也守屋等を殺事は佛法のころすに  
 いならず王法のわるき臣下をうしなひ給ふ也王法の爲のたからをはるはす故也物の道理  
 をたつるやうは是か誠の道理にて侍る也次に世間の道理の輕重を立るに欽明の御子にて



敏達推古妹(せうき)にしてあかも妻后にて推古天皇の御坐すいかに妹をばめにいし給ひける  
そと云とはそのころなどまては是をばいかるへしと云事なかりけるなるへしかやうの體  
義は後さまにとに佛法などあらはれて後にさためらるゝ也それに神功皇后の例も有推古  
やかて御即位は有へき也されは用明の太子の御てゝにて尤可然とてつき給ひぬされと二  
年にて程なし太子かく見給ひけんそのうへは父崇峻をおさへらるへき様なくてまたつき  
給へど太子相しませいらせてはとあらじ(兵やくもおはしますへし)御眼志かゝりなど申されぬを  
れを信じ給はで猪子を殺してあはれかやうに我惡き者ばつせんすらんと仰せられぬ此王  
うせ給はゞ推古女帝につきて太子執政して佛法王法まもらるへき道理の重さが其時にと  
りて引はたらかざるへくもなき道理にて有ける也それを殺しつるとは此馬子大臣よき事  
をまつるよとこそ無(世懸)の人思ひをめあらず又推古の御氣色もやまじり(たり)けんとま  
て道理のねさるゝ也この佛法の方王法の方二道の道理のかくひしと行合ぬれば太子はさ  
をかして物もいはて臣下の沙汰を御覽しけんこの道理にれちたぬれいさをかしに  
てありけるよとゆるがすみゆる也その筋に(ま)てその後佛法と王法と中あしき事露なし  
かゝればとて國王をおかさんと云心ねてす人なし事からは又いまゝしき事なれば人は是  
をさせずもし沙汰せんと思はゝこの道理あさやかなるにて侍けるなるへしと心えぬる  
也是につきて馬子にとがをねこなはれいこの災を常のわさはひにもてなすにならん事本  
意なかるべしたゝおしはかるへし父の王の死なせ給ひたるを置て沙汰もせずして守屋か

頭を切おほくの合戦をして人を殺してその後御葬送(禮)など有べしやは佛道をかくふた  
ぎたれいそれをうちあけてこそ送りまいらせめと思召けん道理こそ誠にめてたけれ權者  
の志おかせ給事またわろき例になるへしやいさて世のすゑに又これにたかはぬこと出こ  
ばさこそは又あらんずらめ太子のねはしまさゝらん世にいかゝることい有まし太子のね  
はしましなからかゝる事にてすきにしかはこそそれがあしき例にいならぬことをかく心  
得へき也大方かう程のとにどがなんと行れなひさゝるとの有べきかどよのつねの因果  
の道理ならんこと道理かなはずなかくゝかゝる國王のかくならせ給こそ道理也とてあれ  
はこそ此世までも沙汰のはかにていある事なれまめやかの道理の是程きはまらん時は又  
今もゝよるつゝおそるへき事也世の末の國王のわか玉體にかきりてつよゝしからす  
おはしますば造意至極のどがを國王にあらせしと大神宮の御はからひの有てかやうのと  
は出来ぬをど心うべき也さて此後臣家の出来て世を治むへき時代につよくなりぬる時ま  
て(ま)て又天照大神あまつこやねの春日大明神に同侍殿内能爲防護と御一諾畢にしか  
は臣家よ(に)て王をたすけ奉らるへき期至りて大織冠は聖德太子につゝきて生れ給てま  
た女帝の皇極天皇の御時天智天皇の東宮にておはしますを二人して世をおこしおこなひけ  
る入鹿が頭(首)を節會の庭にて自らさらせ給ひしによりたゝ國王の威勢はかりにて此日  
本國のある(ら)ましたゝ亂にみたれなんす臣下のはからひに佛法のちからをあはせてと  
おぼしめしけること始りあらはに心えられたりされは其おもむきのまゝにて今日まで



も侍るにこそ皇極と申は敏達のやしは子舒明の后にて天智天皇をうみ奉りて東宮に立てやがて位につきておはしましけるの神功皇后の例をおはれけるとあらはに見え侍り次には天智位に即せ給ひけれとも孝徳天皇天智の伯父にて皇極の御弟也けるか王位の御運も其徳もおはしましけれのはやそれを先立て位につけまいらせて十年其後なほ御母の皇極を重祚にて又七年此度の御名の齊明と申けり重祚の始る事もこの女帝の時也天智の孝養の御志(名)ふかくて御母の御門うせおはしまして後猶七年の後にそ御位につかせ給ひけるに大織冠はひしと御政事をたすけて藤原の姓を始めて給りて内大臣と云事も是に始りておはしましけり天智は十年たもち給に第八年に大織冠うせ給ふ時行幸なりてなくく別を惜みいともかしくかたしけなき御なさけにてこそ侍りけれさてまた天智の御弟は腹もやがて齊明天皇にておはしましける天武天皇を東宮として御位を引うつし給ふへかりけるを天智の御子大友の皇子とておはしましけるを太政大臣になしておはしましける御心のうるはしからさりけるをや天武は御らんしけん位を辭し給ひて御出家ありて吉野山にこもり居させ給ひければ天智大になけきながら崩御をはりて後大友の皇子いくさを起して吉野山をせめ奉らんとする時大友皇子の妃にてはやかて天武天皇の御むすめのおはしければ御てゝのやかて殺され給はんとを悲しみや思召けんかゝる事のいてきたるよしをゑのひやかに吉野山へ告まいらせられたりけるとぞ申傳へたる是をきいてこはいかに我は我とよしなく思ひて出家に及て入籠りたるをかくせめられんことをとて吉野山を出

て出家のかたちをなほして伊勢太神宮を拜み給ひて美濃尾張の勢を催しおこして近江國に大友皇子いくさをまうけ給ひたりけるによせ給(戦)ひて天武天皇の御方勝にければ大友皇子の頭(首)をととりてその時の左右大臣皇子の御方にてありけるをも同じく頭をとり或は流しなどしてやかて位につきて世を治め給ひて十五年おはしましけるにも大織冠の御子孫たちこそは偏に輔佐には候はせ給ひける淡海公のむげにまだしくやおはしましけんかやらの次第をはかく道をやりて正道ともを申ひらくうへは廣く知らんと思はん人は考へ見へき事也いかにも天武の御心ばへ勝れたる人になはしましけり無益と思召かたは宇治の太子のことし猶それをさへもちぬぬ人にあはせ給ふ時は我(わが)國うせなんすどつよく思召てうちかたせ給ふかたは又唐の太宗にことならずおはしましければにや天智天皇もわが御子の大友皇子をさし置て世のすゑにはと思召けり天智の御遺誠こそ誠にすゑとほりたれば女帝も二人まで持統元明まで位におはしますめり次に持統天皇位につかせ給ふ是は女帝也天智の第二の御女也やがて天武の后にて御座けるが皇子をうみ給へりける草壁の皇子と申けるを東宮に立て例の事にて御母位につきておはしましける程に草壁皇子東宮にて程なくうせ給ひにければ悲しみながら其御子を東宮に又立給ひけるは即文武天皇也この文武の御時より大寶と云年號は出來てその後は年號たえずして今までもある也文武位の後太上天皇と云尊號給は(奉)りて太上天皇の始りは此持統の女帝の御時也文武の皇子にて聖武天皇は出來てればしませとも二人女帝をつけ奉る元明元正也元



正は文武の姉やかて御母は元明天皇也聖武ははらく東宮にて御母は大職冠のうまこ不比等の大臣のむすめ也是より大職冠の子孫みな國王の御母とはなりにけり自然異人まじれども今日まで藤原の氏のみ國母にておはします也聖武の東宮にて世をは治め給ふ元明の時をさなくおはします末さまには世を行給ふ元正の御時は偏に東宮の御まゝにて此御時百官に笏をもたせ女人の衣裝を定め僧尼の度者を給はせなどする事は此御時也さて聖武は廿五の御年養老八年甲子二月四日甲午大極殿にて御即位有けり廿五年たまたせ給ふこの御時佛法はさかり也吉備大臣玄昉僧正入唐して五千卷の一切經をわたさる東大寺のくられたり行基菩薩諸國の國分寺をつくるかやうにして佛法は此御時にさかりに開ゆ皇子おはしますで皇女に位を譲りて天平勝寶の年おはさせ給て八年おはします孝謙天皇これ也此御時八幡大菩薩託宣有て東大寺を拜せ給はんために宇佐より京へおはしますといへり此時太上天皇主上后等みな東大寺へまいらせおはしましたり内裏に天下太平と云文字すゝろに出たまへけり聖武天皇は位おりさせ給ひて太上天皇にて八年たまたせ給ひてましてうせさせ給ひけるのち御遺勅にて孝謙天皇の御さたにて天武天皇の御孫一品新田部親王の御子式部卿道祖王と申けるを立太子ありけるほどにいかにもおこしし申けるにか聖武の御追善以下の事も無下に思ひ入給はす事に於て敕命にもかなはぬとにて有ければ東宮をとめてと人を立まいらせんと公卿どもにおはせあはせける中に大炊王と申けるを東宮に立て位を又譲り給ひける

堀本程に又その大炊王惡敷御心起りて惠美大臣と云三十五字あり

りかへして淡路の國になかしまいらせ重祚して位にかへりつき給ひにけり淡路の廢帝といふ帝王は是也孝謙をば此度は稱徳天皇と申けりこの女帝道鏡といふ法師を愛せさせ給ひて法王の位をさづけ法師共に俗の官をなしなどして惠美の大臣の覺之も道鏡にとられてあしさまになりけるにやたい人におはしますと西大寺の不容齋索と御物語も有是等は皆いひふりたる事ども也かうほどの事は後の例にもならずいかにも權化の事とこのさかいの事をは心得へき也このたひは位五年にて御歳五十三にてうせ給ひける後に位に即へき人なくてやうに羣臣はからひけるなかに房前宇合の子たちにて永手百川とてぬけ出たる人々有て天智天皇の御うまこにて施基の皇子の御子にて王大納言とおはしけるを位にいつけ奉りたりける光仁天皇と申是也先帝高野天皇詔曰宜以大納言白壁王立皇太子云々これ百川はかる所也すなはち位に即て十二年たもちて其御子にて桓武天皇は東宮にて位ひきうつしてこの平安城たひらの京へ始て都うつり有てこの桓武の御のち此京の後は女帝もおはします又うまこの位といふともなしつゝきくして兄弟つかせ給ひつゝ國母の又みな大職冠の流の大臣どものむすめにてひしと國をさまり民あつてめてたかりけりけりふまてもそのまゝのたかはぬおもむき也是はこの御時延暦年中に傳教弘法と申兩大師唐にわたり天台宗といふ無二無三一代教主釋迦如來の出世の御本懷の至極無雙の教門眞言宗とをこの二人の大師わたり給て兩人灌頂道場をおはこし天台宗菩薩戒をひろめ後七日の法を眞言院とて大内に立て始などせられたるるしにてひ



とへに侍也つゞきて慈覺大師智證大師またくわたりて熾盛光の法尊皇王(無)法などを  
 おこなひて君を守りて侍る也その後やうくの異亂のおほかれとも王法佛法は互にまも  
 りて臣下の家魚水合體の禮(志)たかふことなくてかくめてたき國にて侍れと次第に衰へ  
 て今の王法佛法なきことくになりゆくやうを更にまたまかに申へき也大方は日本國の  
 様はよくくこゝろへて佛法の中の深義の大事を覺りて菩薩心をおこして佛道へ入やう  
 に少しもたかはすこの世間の事も侍るをそのまゝにたがはす心得へきにてあるをつや  
 くこの韻(韻)にいたりて心得みんとする人もなしされは又元心くにて侍ればかくの  
 またうせまかる也これ亦法爾のやうなれいちから及はねとも佛法にみな對治の法を説事  
 也又世間一節と申て一節かほとをば六十年と申支干をなし年に廻りかへるは也此程  
 をはからひて次第に衰へていまた起り衰へてい又起りして起る度は衰へつるをすこしも  
 て起しくしてのみを今日までも(世も人も)侍るめれたとへば百王と申につきて是を心  
 ぬ人々に心得させん料に譬をとりて申さば百帖の紙を置て次第につかふ程にいま一二  
 帖になりて又まうけくはふる度(二)は九十帖をまうけてつかひ又々それもつきてまうく  
 る度は八十帖をまうけてつかひ或はあまりに衰へて又おこるにたとへば一帖のこりてそ  
 の一帖いま十枚ばかりになりて後九十四五帖をもまうけなとせんを衰へ極りてことに  
 よくおこりいつるにたとふへし或は七八十帖につかふはせにいまた皆は盡す六七十帖つ  
 きていま十廿帖のこりたる程に四五十帖をまたまうけくわへんをはいたく衰へ果ぬさ

今案に入  
 江次第に  
 見古へ  
 の方言也

きに又いたうめてたからす引かへたるにはあらでよき様におち起たらんに譬へきにて侍る  
 也詮する所は唐土も天竺も三國の風儀南州の盛衰のことよりは衰へては起りおこりては  
 衰へかく次第にまてはてには人壽十歳に滅しはて、劫末になりて又次第におこり出く  
 て人壽八萬歳まで起りあがり侍る也その中に百王の間盛衰もその志道理のゆく所はこの  
 定にて侍る也是を晝夜毎月にあらはさんとて月の光りはかけてはみち満てはかくる事に  
 て侍る也この道理をひしと心得るうへには一切の事の證據はみなかくのみ侍る也盛者必  
 衰會者定離といふとわりは是にて侍る也これを心えて法門の佛道にみないる、また悟り  
 はべるべき也この心を得てのちくのやうをも御覽すべきにや  
 一神武より成務まで十三代はひしと正法の王位也仲哀より光仁まで卅六代はどかく移りて  
 やうくのとりをあらはすして侍る也この間女帝出來て重祚とて二度位につかせ給ふ  
 とも女帝の皇極と孝謙とにて侍るめり女人此國をい入眼すと申つたへたるは是也其故を  
 佛法に入て心得るに人界生と申は母の腹にやせりて人は出來る事にて侍る也この母の苦  
 いひやるかたなしこの苦を受けて人をうみ出すこの人の中に因果善惡あひまじりて惡人善  
 人出くる中に二乗菩薩のひまりも有是は皆女人母の恩也是によりて母を養ひうやまひす  
 べき道理のあらはるゝにて侍る也妻后母后を兼たるより神功皇后も皇極天皇も位につ  
 かせおはします也よき臣家のおとなふべきが有ときはわざと女帝にて侍るべし神功皇后  
 には武内推古天皇には聖德太子皇極天皇には大職冠かくいき合せ給ふになん



一さて桓武の後にはひしと大職冠の御子孫臣下にてそひ給ふと申は皆又妻后母后と申この大臣の家に妻后母后をおきて誠の女帝は末代あしからずされはその後の父を内覽にして今用たらんことを女人入眼の孝養報恩のかたも兼行してよからめと作りて末代さまのとかくまもらせ給ふとひしと心得べきにて侍る也さてまた王位の正法のすゑに次第にうせて國王の御身のふるまひにて萬機の沙汰のゆかぬやうになる時脱履のうちに太上天皇ながら主上を子にもちてみたりかはしくは、からず世をあらんと云はからひをも後三條天皇いまださせ給ふ也是は皆王法おとろふるうへに又起したつるつぎめ、にやうかはりてめづらしくておはし、世をさだめらるへき道理のあらはる、也さて桓武の御子三人平城嵯峨御中もこのはじめに悪かりけり都遷の間いまだひしともおちぬはを御心々にてあしくなりぬそれも平城の内侍のかみ薬子が所爲と云あしきことをも女人の入眼にはなる也嵯峨東宮の間平城國王の時東宮を可奉廢のよしされた有けりとのちの中書王の御物語ありけりそれは傳の大臣冬嗣申す、めて事火急にさふらふ可令申宗廟とて桓武の聖廟を拜して東宮訴申給ひしかは天下にくれゆきて平城この御ひかこと思ひかへらせ給ひにけりとなんかたらせ給ひけり一番にみな末代のおもむきをばあらはさる、也

一次に淳和と嵯峨といあやにくに御中よくて二人脱履の後はゆきあひつ、神泉苑にて遊ばせ給ひけりさて仁明は嵯峨の御子にて位に即て又淳和の御子を東宮に立られてある程に淳和は承和七年五月八日かくれ給ひぬ嵯峨は又同九年七月十一(五)日に崩御をばりにけり

りこの二人の太上天皇のうせ給ふをや待れけんこの東宮の御方人發覺の事ありけるを其後いつしか中一日ありて十七日に阿保親王の當今の仁明の御母につけまいらせらる、事有けり東宮の佩刀健峯といふ者参りて申たりける我方人になんと思ひけるにや但馬(權)守逸勢大納言藤愛發中納言同吉野などいふ人々謀反おこして東宮をいそぎ位につけ奉らんといふ事いできて太皇太后いそぎ中納言良房を召てかゝると仰られ合せて此人々皆流されけり橘逸勢伊豆の島へなごつかはされてよしみち(愛發)解官の所に良房は大納言になされにけり東宮は十六にならせ給ひければ我御心よりは發ずもありけん此東宮をは恒貞親王とそ申ける太子の冷泉院に御座へまいられたりけるに申されければ(我)それは知らすと仰られければこの御料に是等がたたくする事あらはれにければ參議正躬王に勅して東宮をは送廢しまいらせられにけりさて同四日道康親王といふは文徳天皇也これを東宮に立まいらせられにけりあはれ、かまへて仁徳の御世までこそなからぬ(め歟)仁徳は平野の大明神也(以上十字分注小字)仁賢顯宗の御心つかひにてあらはや嵯峨と淳和といふこぶるそのおもむきおはしましけるとぞ申傳へて侍れさて文徳の王子にて清和出來給ふ此とき山の慧亮和上は御禱してなつき(腦)を護摩の火に入たりなど申傳へたり一歳にて東宮にたゝせ給ひけり九歳にて位に即せ給ひければ幼主の攝政は日本國にいまだなければ漢家の成王の御時の周公旦の例をもちゐて母后のてゝにて忠仁公良房を初て攝政におかれけり其後攝政關白といふとは出來たる也それも始はたゝ内覽の臣に置れて誠しく



攝政の詔下さるゝ事は七年をへて後貞觀八年八月十九日にて有けるとそ日記には侍るなれ此御時伴大納言善男應天門をやきて信の大臣にねはせてすでに流されむとしけるとて其間には良相と申右大臣は良房の弟にて入こもられて後天下の政良房にうちまかせて有けるに天皇伴大納言が申ことをまことしく思めしてかうくんと仰られけるを疑ひ口ひでゆゝしき失錯せられたりけりそれを昭宣公藏人頭に聞驚きて白川殿へはせ参りてつけ申てこそ善男か事はあらはれにけれ是は人皆知たればまかにはあるさずさて清和は十八年たもちて廿六にてまた太子の陽成院の九歳の御とし御讓位有て廿九にて御出家有て卅一にてうせ給ひけりこの陽成院九にて位に即て八年十六までの間に昔の武烈天皇の如くなのめならずめさましくおはしましければをちにて昭宣公基經は攝政にて諸の群議有て是はいかゞは國王とて國をも治おはしますべきとてなんねろしまいらせんとてやうくゝに定め有けるに仁平の御子にて時康の親王とて式部卿宮にておはしましけるをむかへとりて位に即まいらせられけり是を光孝天皇と申也五十五にて位にのつかせ給ひて三年有て五十八にてうせ給ひけりさてその御子にて宇多天皇と申寛平法皇は廿一にて位につきておはしましける

一この小松の御門病れもくてうせさせ給ひけるに御子あまたおはしましけれども位をつがせんことばさだかにもえ仰られす今われ君と仰るゝことも此おとゞのまわさなれば又はからひ申てんと思召けるにや御病のむしろに昭宣公参り給ひて今は誰にか御讓さふらふ

べきと申されけるに其事也たゞ御はからひにこそと仰られければ寛平は王侍従とて第三の御子にておはしましけるをそれにておはしますべく候よき君にておはしますへきよし申されければがきりなく悦はせ給ひてやがてよびまいらせてそのよし申させ給ひけり寛平御記には左の手にては公が手をとる右の手にては朕か手をとらへさせ給ひてなくなく公の恩まことにふかしよくゝ是をあらせ給へと申おかれけるよしこそ申おかれたんなれなかゝかやうのことはかくその御記をみぬ人までもれきゝ事のかた端を書付たるをまさしく御記をみん人も見おはせたらは我ものになりておはれに侍なりさて寛平は位につかせおはしましたしける初より我身はむけに聖主の器量にあらざとてとくおりなんと常に昭宣公に仰おはされけるをいかでかさる事候はんとのみ申されければさらは一向に世の政をしてたべとてうちまかせておはしましたしける程に十年たもちたはしましたしける第六年目に昭宣公うせ給ひにけれその太郎時平と菅丞相とを内覽の臣に定められて遺誠書せ給ひて三十一にて下させ給ひて延喜の御門は醍醐天皇と申に御讓位ありければ十三にて未御元服もなかりけるを今日たゞ元服をして位につかんとてにはかに御元服有て攝政をもちぬられず寛平の御遺誠のまゝに時平と天神とに政を仰おはせて有ける程に十七の御歳延喜元年に北野の御事はいてきにけりその事は御門ゆゝしきわか御ひかこと大事をし出したりとや思しめしけんすべて北野の御事諸家官外記の日記をみな焼とて焼せられにければたしかに此事をえれる人なしされとも少々交りてみゆる所も有又かう程の事なれば



人の口傳にいひつたへたることにてあれば事のせんは皆みゆるにや權者たちの生れてかゝる事は有けるにやされど人を權者といふ事はなし天神は疑なき觀音の化現にて末代さまの玉法をまぢかく守らんと思召てかゝる事は有けるとあらはにあらるゝと也時平の讒言といふとは一定也淨藏法師傳にみえたりさりながら八年迄はえこらせ給はざりけるにや天神の靈の時平につかせ給ひたりけるを淨藏の加持してたゞちに攻ければ佛法威験にかち難くて淨藏が父善宰相清行存日なりければ善相公に汝が子の僧よひのけよとねんぞろに託宣して仰せられければ淨藏もおそれてさりける後に終に時平はうせ給ひにけりとこそ見えて侍めれ此御心なくいすへて内覽の臣攝籙の家は天神の御敵にてうしなはるべきにてこそ有にやかて時平の弟貞信公家をつたへ内覽攝政わやくに繁昌して子孫たふる事なく今にしてめでたくて過らるゝを深く按るに日本國の小國に内覽の臣二人ならひてり一定おしかるへきその中に大神宮鹿島の御一諾のすゑまでたかふべき事にあらす大職冠の御跡をふかくまもらんとて時平の讒口にわさゝ入て御身をうしなひてまかも攝籙の家をまもらせ給ふ也あさゝとは時平こそかく心もあしけれ貞信公の弟にて菅丞相の筑紫へたはし申しけるにもうちゝに貞信公の御音信ありて申かよはしなどせらるれりそれをばいかゝあだに思はんといふおもむき也是もすなはち事の眞實をこそいへ賢か子賢ならずとこそいへおほかたの内覽の臣攝籙の家をかたきにとられん事は世間の愚者の法也眞實をこそと思召すぢのとはさるゝ事をかくとこそまやかに心得る人なし是等をかへすゝ誠

の道理にはつれてかく心得へき也さればまぢかくこの大内の北野に一夜に松たひてわたらせ給て行幸なり神となりせ給ひて人の無實をたゞさせおはしますとに攝籙の臣のふかくうやまひふかく頼まいらせらるべき神とこそあらはに心得(は)へれかやうに方便教門の化導なしてひとへに初初却末のまゝにては南州衆生の果報の勝劣も壽命の長短もかくてこそ敬神歸佛の縁ふかくして出離成佛の果報には到るへけれどもかやうの界に入て心得る日は一々にこのふしいたがふとなし

一さて寛平は卅一にて御出家有て弘法大師の門流眞言の道をきはめて承平九年に御年六十五にて御入滅とこそ承れ北野の御事の時は内裏にまいらせおはしましていかにかゝる事をばと申されけれども國の政をゆつり給ひてのちはしらせおはまますましとこそさためられて候へとて聞入させおはしまさすとこそは申傳へて侍めれ終にえ申入させ給はす申つく人なかりけりとぞ又申めるそれも心はたゝこの御心にて行はれけるなりけり昔より下居の御門になりてよの事あらせ給ふ事はなき也世の末になりてかくなるへしと云事もいまだ思召よらさりけん君の臣を疑ひ臣は君をうたかふ事の出來たちて中々太上天皇世をえろしめす也めてたくうつり行なるへし此北野の御事は日藏か夢人用ねども又ひかことにはあらぬなるへし延喜は三十三年までたもたせ給ひたり其後は卅年に及びて久しき御位はなし此貞信公の御子に小野宮九條殿とおはすめこの事どもは世つぎのかゝみの卷にこまゝと書たれば申に及ばねどもつぢゝのあふ所をい申へきにや弟の九



條の右丞相は兄の小野宮どのに先立て一定うせなんすとあらせ給ひて我身こそ短祚にう  
 けたりとも我子孫に攝籙をば傳へんに又我子孫を帝の外戚げきとはなさんと誓ひて觀音の化  
 身の叡山の慈惠大師と師檀のちきりふかくして横河のみねに楞嚴三昧院といふ寺を立て  
 九條殿の御存日には法花堂ばかりをまづ作りてのほりて大衆の中にて火打の火をうちて我  
 此願成就すへくば三度が中につけてうたせ給ひけるに一番に火打つけて法花堂の常燈  
 にいつけられたりいまに消すと申つたへたりさればその御女の腹に冷泉圓融の兩帝より  
 始て後冷泉院まで繼體守文の君内覽攝籙の臣あさやかにさかり也其後閑院の大臣の方に  
 うつりて又白河鳥羽後白河太上天皇なから世をあらしめす君々はおはします後白河の次  
 に當院つたへてればしますも中關白道隆の御すち也この日本國觀音の利生方便は聖德太  
 子より初て大職冠菅丞相慈惠大師かくの如くのみ侍るとをふかく思ひある人なしあはれ  
 く王臣みなかやうの事をふかく信じていさゝかもゆがます正道の御按たにもあらば劫  
 初劫末の時運のちから及ばず中間の不運不意の災難の侍らしものをされのよくおこなは  
 る世はみな天徳にかたすとのみこそ侍れその九條の右丞相の世のおはえのならば人  
 なかりければにや延喜の御むすめむらかみの内裏に御同宿にてありけるを初はるのひや  
 かなれと後にあらはれにけり内親王にて弘徽殿にすゑまいらせられたりける也閑院の  
 太政大臣公季と申はその御腹なり閑院をことなる花族の人と世にいふ事は此故なりとこ  
 そ申めれさて此九條右丞相師輔の公のいへに攝籙の臣のつきにけるとい小野宮どのうせ

給ひて九條殿の嫡子一條攝政伊尹攝籙になりぬ是の圓融院の外舅にて右大臣にてあれ  
 九條殿の攝籙せさりしかいなにとて肩をならへ競へきもなくかくは侍る也地體は藤氏  
 長者といふとは上よりなざる事なし家の一なる人に次第に朱器臺盤印などをわたし  
 する事なりその人また同じく内覽の臣とはなる也關白攝政といふとは必しもたへす  
 なる事にはあらず攝政は幼主の時ばかり也忠仁公の後はた藤氏長者内覽の臣になりぬる  
 を一人とは申也内覽もかならずしもなき事也關白も昭宣公攝政の後に關白の詔始りけり  
 漢の宣帝のとき霍光かまづあづかり聞しめて後に白せよとうけ給はりける例なるへし小  
 野宮殿の攝政をへすして關白詔始りけるをいおそれ申されけりされは延喜の御時時平う  
 せ給ひてのちと天曆の御時に内覽の臣たになくまして攝政關白といふつかさもなされ  
 すと藤氏長者一のかみにて延喜の御時の貞信公のちにこそ朱雀院入にて御位なれ攝  
 政にはならせ給へ村上には初の貞信公關白如元とてありけれせうせさせ給ひて後の左大  
 臣にて小野宮殿こそいた一のの上にて事おこなひて冷泉院の御時直に關白の詔ありけれ  
 時の君の御器量からにてかつは置る事也世の末のみな君も昔に似させ給はず誠の聖  
 王の有かたければ今の様のとく攝政關白の名いたふる事なしそれも御堂のはしめ一條院  
 三條院知足院殿のはじめ堀河院このふたびの内覽はかりにて關白にのならせたまはさ  
 りけりやさしきと也貞信公の御事いかにもくたうちある人においせず將門が謀  
 反の時禁中に仁王會有ける事行ひ給ひけるに聲ばかりにて行ひ給ひて身の人に見え給は



さりけり隠形の法など成就したらん人のかくやと覺えけるのたしかにいひ傳へたる事也  
 又小野宮殿のうせられたりける時とふらひのため門に人多く來りあつたりけるか昔  
 の徳ある人のうせたるにの擧哀といひてあつまれる人聲をわけて哀傷する事ありけれど  
 今はさる人もなきに此時門外にあつまれる貴賤上下擧哀の聲おのつから出來て哀みける  
 こゝ天下になげくべきを極りにけりと人の申けれかやうの事をは思ひふるへき事也九  
 條殿御子にて堀河關白兼通法興院との兼家この二人次第たがひたる事どもにか中惡くお  
 はしけり兼通の兄ながら弟の兼家にこえられおひたれたる事は定めてやう有けんをろ  
 く人の思ひ習ひたる事は冷泉圓融兩帝この人々の甥にておはしませば伯父にて立太  
 子の坊官ともになられけるに兄なればまつ冷泉院のにて堀河殿の候はるゝほどにいかな  
 る事か有けん御きをくよろしからて春宮亮をどめられにけり其所に法興院殿のなりて  
 やがて受禪の時藏人頭になりてこえ給ひにけりおほかた兼家はよろつにつけてとからの  
 勝たる人にて藏人頭も中納言までかけておはしけり大納言の大將にてはしける時に兼  
 通は中納言にて在けるに圓融院位の御時一條攝政所勞大事になりぬときてかなの文を  
 もて参りて鬼の間に立せ給ひたりける時まいらせられたりけるを引ひろけて御覽しけれ  
 ば攝籙の次第のまゝにさふらふべしと書れたりけるか御母の中宮の御手にてぞ有けるう  
 せさせ給ひぬるを思ひ出つゝ戀まいらせさせ給ひけるをりふしかる文を御母の皇后に  
 かゝせまいらせてもたれたりけるをまいらせていみしくかしこかりける人かなと世にも

申けり是を御覽して一條の攝政の病かぎりになりけれの左右なく中納言なる人に内覽  
 仰られて大納言をへすして中納言より弟の大納言の大將をこえて内大臣になりて天延二  
 年に關白の詔りくたりたりける也法興院殿は是をやすからぬとに思ひおられたりける程  
 に天(貞)元二年に關白やまひぬるすでにと聞えけるにとりつくりひて法興院大入道  
 との大納言大將にて内裏へ参られけるを人の此病のとふらひに是はおはするかといひけ  
 ればさもやと思はれけるほどにはやう参内といひけるをさゝて病のむしろよりはかに  
 内へまいらんとて参られけり供の者までこはいかにとあやしと思ひけれど四人にかゝり  
 てたゝまいりにまいられければ内裡には殿下の御参とのゝしりけるを弟の大將すでに死  
 ぬるかぎりの人只今参内ひがとならんと思はれける程にまことに参られ給ひければさわ  
 ぎて出られにけりまいりて御前に候て最後に除目申おこなひさふらはんと思ひ給ひて参  
 りてさふらふなりやゝ人まいれちかき公卿もよほせ除目のあらんずるぞと有ければあや  
 しみ思ひて人々まいれりけるに少々事ども申て右大將のきくわいの者に候召れ候へき也  
 大將所望の人やさふらふはゝからす申せとかくいはれけるに誰かはさうなく申さんね  
 それて在けるに小一條大臣師尹の九條の御弟也其人の子になりときとて中納言なる人在  
 けり此人思ひけるやう此時ならてはいいつか我大將をゆるされん申てんと思ひてかさねて  
 いかにか大將所望の人のさふらひぬかたゝ申せといはれけるたひなりときと高く名乗出し  
 たりけれのめてたしゝとくゝとて右大將になりときと書てけり執事の誰にかありけ



んそれまでの日記なきにやたゞしまさしき除目ちからの眞慮にて行はれけるとかやさて關白には頼忠その仁にあたりて候大臣にての異議候間敷譲り候なりとてやがて關白の詔申くたされければ主上のこゝろいかにとかへりておそろしく思召また申さるゝこといいたく僻事ならずや思召けん申まゝに行はれにけり故皇后の御ふみに次第のまゝと有けるのたかひたれを此つき同し事など思召けん此冷泉圓融の母の安子中宮とて九條との御女なり大方の一條攝政病の間御前に兄弟二人候て此つぎの攝籙を詞を出盡歎しつゝいさかひ論せられけり濟時の大將が日記には發言各放言に及ぶなど書たりとかや最後の除目のおぼつかなければ行はれたるやうの疑なしかやうの意趣世のため人のため國の衰へ道理のどほらぬ事なれども此頼忠の三條關白世にゆるされよき人にて小野宮殿の子にてその運の有けるかやうならての叶ましき因縁ともかく和合するみちの是も道理なるかた侍るへきにやさて三條の關白頼忠の貞元二年十一月十一日に關白詔くたりて一條院くらゐにつかせ給ひけるまで十五年のねはしけるはどに一條院踐祚のとき終に大入道とのいさうなき道理にて攝籙になられにけれの力及はてありけり

抑圓融院の花山院に御讓位ありける大方の此攝籙の臣のうまこにて兄弟みなおはします位を其弟に譲らせ給ふ時のやがて兄の皇子を太子に立て東宮としてのみ後々もねほく侍り冷泉院おりさせ給ひて圓融位につかせ給へりやがて冷泉の御子花山を東宮にたてまいらせし花山にまた位を譲らせ給ふとき圓融太子の一條を東宮には立られけるになん

此大入道殿のあにの堀川殿のためになれひこめられて後い治部卿になされて花山院と申の御母の一條攝政のむすめ冷泉の後也この時法興院殿のやがて攝籙せんと思はれけれども猶關白頼忠如元といふ仰にてありければ法興院殿の右大臣前の關白こと行ひ給ひけるに關白如本とき給ひてやがて出仕をとりめて節會内辨も行はれさりける間に次の人行ふへかりけるを左大臣と弟の大納言と雅信重信の二人の服氣にて出仕なかりけり爲光朝光兩大納言のいさはりを申て出にければ濟時こそ猶四(中)納言にて行ひ侍りけれ此濟時の大入道殿ためにはいからぬ人にこそそれも道理のゆく所なれり憎かるべきにあらす忠仁公清和の御門の日本國の幼生の初にて外祖にて初て攝政におかれて後この攝政の家々帝の外祖外舅ならん大臣のあらん必々執政の臣なるべき道理のいしと作りかためたる道理にて一度もさなき事なしこの花山院には義懐の中納言こそは外舅なれば執政すへけれと踐祚の時は藏人頭にこそ初て四位侍從にて任じてやがてとく中納言になりて三條關白如元とておはしければも國の政はねさへて義懐おこないけるほどにわすかに中一年にて不可思議の事出来にければ云はかりなし大入道殿はこの繼めにど日比の遠恨を思しけめども外祖舅にもあらず小野宮殿の子九條殿の子たゞ同し事なれりもと宿老になりて關白ならんとおもふへきやうなしと思召けるも道理にてこの時のやみにけるほどに花山院は十九にて爲光のむすめ最愛に思召ける后(妃)にわかれさせ給ひて限なく道心ねこさせ給ひて世にもあらしと思召てうちなかつゝおはしましけるに大入道殿の運のおそ



きことを常々なげかせ給ひけるに二郎にて粟田殿七日關白といはるゝ人は其時五位藏人左少辨とて時の職事なれば近くみやつかひてはしけるに世のあちきなく出家して佛道に入なんと思ふそとのみ仰られけるを聞て折を得たりとこそは思はれけめ昔も今も心きて謀ことある人は我とたにこそ不可思議の事をも思ひよりつゝ志出す事なれば君のさ程に思召御氣色なれば互に若き心に青道心とて其比より此比までも人の心はへはたゞ同し事にやそれもかゝるをりふし侍るべしこの比はむげにあらぬ事也寛平までは上古正法の末と覺ゆ延喜天曆はそのすゑ中古の始にてめてたくてあかも亦けたかくもありけり冷泉圓融より白河鳥羽院までの人の心はたゞ同じやうにこそは見ゆれ後白河の御すえよりむけになり劣りて此拾廿年はつやゝとあらぬことになりけるにこそされは花山院青道心れこし給ひけんもみな推はからる粟田殿の同心して申すゝめられけんもあらは也一定申されけるとは聞ねどもかやうの事は道理きはまりて其辭をつくるとは天竺唐土のことをしてこゝにて口利たる説經師の申になれば國々(彼國)の詞にてはなけれども道理のせんのがはぬ程の事ゆけにといふをこそは正説とは申なれさこそ申されけめ惠心僧都の道心の比にて嚴久僧都と申人ありける其人など召れて道心發心のやうな尋られんにはさこそ申けめ經文には妻子珍寶及王位臨命終時不隨者とこそは申て候也法華經の序品にも悉捨王位亦隨出家發大乘意常修梵行とときてさふらはずや提婆品には時

釋迦佛も我少出家得阿耨菩薩とこそは我御身のことをもとかせ給ふかゝる御心發候時難入佛道へは入せ給ふへく候思召返ると云共御發心の一念は朽候まし妙法にすぎたる教門候はず不憚の縁たにもつひには得道してこそ候へ菩薩戒こそせんにて候へ破れども猶たもつになり候そがしされのこそ受法はあれと捨法はなしとは申候へいたゞまことしく思召たち候はゞとゞゞ遂させ給へなとこそは朝夕申されけめその上に君一定御出家に及び候てやかてみちかぬも出家して佛道修行の御同行とはなりまいらせ候へし縁のふかくおはしませはこそ王臣のかたにてもけふは君に仕へさふらへなと申されければいと御心もれこりて時至りて寛和二年六月廿二日庚申夜半に藏人頭左少辨道兼嚴久法師と御車のまりにのせて大内裏を出させ給ひけるに縫殿の随よりとこそは申けれ物語には既に何殿とかのはとりにていたくにはか也猶まばし案すべきにやと仰られければ道兼の筆劔すでに東宮の御方へわたされさふらひぬるに候はすや今のかなひ候はじと申されければまことにとて出させ給ひけるとこそは申傳へたれすてにと思召ける時道隆道綱この人たちをまうけて今は筆劔わたさるべくやと申て道隆道綱兩種もちて東宮一條院の御方疑花舎へ參られければ右大臣まいりて諸門をもちて御堂の兵衛佐(兵部卿)にておはしける頼忠のもとへつかはしてかゝる大事出さぬとの告給ひてけりさて立王の儀になりければとかくいふばかりなし一條院七歳にておはしませば攝政になりて此度のこの右大臣兼家の外祖なれ頼忠も思ひよらぬことにてひしと世は落居にけりさて花山といふ元慶



寺にて御くしおろされにければやがて道兼も出家せんずと思召けるをなく、今一度親を見て候は、や我姿をも今一度見えさふらば、やさ候はす、不孝の身になり候ば、三寶もあやしと思召へく候はん君の御出家と承り候なり道兼をとむる事候ましはとなく歸り参り候はんとして立れけれいかにかに我をすかしつるなど仰られれといかてさる事候はんとして鞭をあげて歸りにけりなにしにか又参るへき此事を聞て中納言義懷左中辨惟成はやかて花山に参りてすなはち出家して此二人のいさゝかのきすなく佛道に入とほりにけり義懷飯寶(金齋)の安樂寺の僧になりけり惟成は賀茂祭のわさつのいひしりしてわたるほどになりけりところば申侍るめれ花山法皇は後にいさまあしく思ひかへりておはしけれと又始も後々もめてたく行はせればします折々ありけれいさためて佛道にいらせ給ひにけんかし

かくて一條院御位の後この大入道殿ひしと世をとられにけり後々宇治とのまてをみるにさらにくいふはかりなく一の人の家のさかりに世もをたしく人の心もはなれいてたるさまにあしきともなく正道を守りて世を治られて一門の人々もわざとぞたらんやうにとりくによき人共にて四納言といふも三人は一門也かくて世は治りたりと見ゆさて大入道殿は永祚元(二)年五月四日出家して嫡子内大臣道隆に關白譲りて同七月三日うせ給ひにけり道隆は中の關白とぞ申その子に伊周帥内大臣といふ流されての後儀同三司と云此人に内覽の宣旨を申なされけれとも弟の道兼は右大臣この伊周は内大臣にてありけり一條

院御母は東三條院と申す女院始はこの女院也これは兼家のむすめにて圓融院のきさき也この女院の御はからひのまゝにて世の有けんとなん申傳へたり道兼同じく御せうとにてなにとなく花山院の間の事も我結構ならねど時にあひて、のためいみじかりけん右大臣上臈なれば内大臣伊周人からやまと心はえの悪かりける人也からさへ(唐才)のよくて詩などいみじう作られけれと右大臣をかふへきならね右大臣關白になりけれと長徳元年四月廿七日になりて五月八日うせられにければ世の人の七日關白といひけり其後内大臣にて伊周も内覽の宣旨かうふりたる人にて在けるに大納言にて御堂のおいしける(か)道兼道隆の弟也この伯父の大納言その器量援羣にして世も人もゆるしたりけり我身もこの時伊周執政の臣たらん世の亂れうせなんすわが身を攝籙の臣におかれなば世におしかるべしとさいくといふと仰られけり妹の女院當今の母后にてひしとかく思召たりけるを主上の思ふやうにも御ゆるしなくて有ける程にいたく申されけるをうるさくや思しけん朝干飯をたせ給ひて晝御座のかたにおはしまして藏人頭俊賢を御前にめして御物語ありける所へ夜のおと、の妻戸をあけて女院の御目のへんた、ならていかに世のため君のためよく候べき事をかく申候を聞召いれぬさまには候ぞ此儀にさふら、今、ながくか様の事も申候まし心うとく、ちをしき事に侍る物かなと申させ給ひける時直らせ給ていかてか是程に仰られん事をいいなみ申候べきはや、く、仰下さふら、いと内の御氣色まめやかになりて仰られけれ女院のわたらせ給ふと心得て御前にさふらふ俊賢立



のきけるをさらばやがて藏人頭としかたさふらふり召れいしませ申きかせんと申させ給ひければや俊賢これへ参れと召けれい参たりけるに女院の大納言道長に太政官の文書奏せよとく仰下せとおふせられけれい俊賢たかくい志(稱唯)てまかり立てやがて仰下しければ女院の朝餉(かいらい)の方へ歸らせ給ひて御堂の大納言の左大將にてこの左右うけ給はらんとてさふらひまうけてれいしませしけるに女院の御袖にては涙を拭ひて御目のなき御口のゑみてはやく仰下され候ぬるそと仰られければ畏りて出させ給ひにけりまのし大納言にて内覽の臣にて(内覽の臣に一本無)やがて其年程なく右大臣になられにけり内覽の臣なれば内大臣を越られにける也

一長徳二年四月に伊周内大臣と弟の隆家との左遷せられて内大臣の太宰權帥中納言たかいへい出雲權守となりて各流されにけることい花山院を射まいらせたりける也けりその事の起りの法住寺太政大臣爲光の恒徳公とそ申この人に三人むすめ在けり一女は花山院御道心おこさせまいらする人にてうせ給てのち道心さめさせ給ひてその中のむすめにかよはせ給ひけるにまた三のむすめを伊周大臣のかよひけるをこの院のやがて此三のむすめの方へもおはしますと人の云けるをやすからす思ひて弟の隆家卿は十六にて有けるにかいせんするやすからすと云ける程に隆家の若くいがらきやうなる人にてうかひて箭をもちて射参らせたりければ御衣の袖を築地に射つけたりけりあやうながら逃させ給て此事をいひしと隠して有たりけるをやうく披露してさほどの事いかてかさて有べきと

て沙汰とも有て此事は有けりと云傳へたりされと小野宮の記にはやがて其夜より聞えて正月十三日除目に内大臣の圓座(とんざ)をられたりけり尤可然と時の人云けりこまかにその日記には侍れいそれを見るへき也此とかなれと御堂の御あたりなど人思ひたりければかへすくいたませ給ひけりれのく後にはめし返されて内大臣の儀同三司と云位を給り隆家の帥になりて下りなんとして富人になんいはれける帥になりて筑紫に下りていひしらす徳つきて上りたりけるにいつしか御堂へまいりたりけるに出あはせ給ひたりけれいとも申事いなくて名簿(なぼ)を書てふところより取出してまいらせて出にけりいみしく心かしこかりける人なりとこそうけ給はれかゝりける程に一條院うせさせ給ひて後に御堂は御遺物どものさた有けるに御手箱の有けるを開き御覽じけるに宸筆の宣命めかしき物をかいせおはしましたりけるはしめに三光欲明覆重雲大精暗とあそはされたりけるを御らんとて次さまを讀せ給はてやがて巻こめて焼あけられにけりところ宇治殿は隆國(宇治大納言)にば語らせ給ひけると隆國のゑるして侍なれ大方御堂の御事いたとへは唐の太宗の世を起して我は堯舜にひとしとまて思はせ給ひたりけると申やうに御堂は昭宣公にも大職冠にも劣らぬ程に正道に理のほかなる御心なりけるとみゆわか威光威勢と云はさなから君の御威光也王威のすゑをうけてこそいかくはあれと私なくおほしける也其證據は萬壽四年十二月四日うせ給ひける御臨終にあらは也思ひの如く尊崇して多寶九體の丈六堂法成寺の無量壽院中尊の御前を閉眼の所よ(に)しめて屏風を立て脇足によりかゝりて法衣を正



しくしてゐなから御閉眼ありける事は昔も今もかゝる臨終のためし有へしとやは十二月四日なるに十二月は神今食の神事とてきひしくも攝政關白公家おなし事にて有に法成寺の御八講とて南北二京の堅義おかれたるに大伽藍の佛前の法會に氏の長者關白攝政なる必公卿引率して令參詣て堅義例講御聽聞一切には、からるゝ事なし伊勢大神宮もこれをゆるし思召也是こそは人間界の中に其人の徳と云手本には侍るめれかゝる徳はすこしも私にけかれて爲朝家の不忠ならん人ありなんや返々やむとなき事也是を一條院もあるまゝに御覽しあらせ給はてかゝる宣命のかき物を書置せ給ひてとくうせさせ給ひにけるに御堂は其後久々たちて子孫の繁昌臨終の正念たくひなきを御心のうちには是をよかく見とおしていかにそや思ふ心もおこさし我とゝまりてかく御追福をいとむたかきも賤しきも御心ばえの似ぬもありまたいかにそやき(ちか)かふとい少しもいかにと思ふべきとならずとて巻こめて焼あけさせ給けんをば伊勢大神宮八幡大菩薩もあはれにさとられ給ひけんどこをあらはにさとられはべれされいこそその後萬壽の年まで久しくたもちてさる臨終をも人にいさかれさせ給へ

愚管鈔卷第三終

愚管鈔卷四

一一條院の七にて位につかせたまひて廿五年たもたせおはしまして卅二にて寛弘八年六月廿二日にかくれさせおはしまして六月十三日に御讓位十九日御出家御戒師慶圓座主なりけり

一三條院は卅六にて位につかせ給ふ御母は大入道殿の御むすめなれば御堂は外舅相違なし一條院位につかせ給ひてのちに三條院を春宮に立まいらせられけるこそいかなりけるにか當今は七歳にていまた御元服もなくて寛弘(和)二年六月廿二日受禪なり東宮は十一歳にてやかてその七月の十六日に御元服なりて東宮にたゝせ給さて廿五年が間三條院は東宮にて一條院の廿五年たもちて卅二にてうせさせ給ふ時三條院は卅六にてまちつけて位につかせ給にけりそれも五年程なくて御目にことありて位をいりさせ給て次の年御出家ありけり此次第いとく心得かたき事也されども世の人の思ひならへることば大入道殿すこしの御私もなくめでたくはからはせ給けるにや九條殿のめでたき願力にこれへて冷泉院いてきてをばしませと天曆第一の皇子廣平親王の外祖にて元方大納言ありけるが此安子の中宮にをされまいらせて冷泉圓融など出き給て廣平(明)親王のいなき事にてありけるを思ひ死にして悪靈となりけるにや冷泉院は御物氣によりて中一年にてをりさせ給ぬさて圓融院の御方めでたけれと花山院の御事などあさましと云もことをろかなり其御弟にて三條院をばしますをいたずらになしまいらせんとをもひてかゝるやうどもは



出きけるにやさて冷泉院花山院のあやにくに御命ばかりは長々としておはましましけり三  
 條院の位の御時御年六十二にて冷泉院のうせさせ給はんとしけるに行幸なるべきにてあ  
 りけるを御堂は先参りて見まいらせ候はんとてまいられたりけるに見えらせ給はぬはど  
 にならせ給にければいまいふかひなく候御物の氣のゆくえもをそろしく候とて行幸を  
 は申と、められにけりさりながら三條院弟の兄のあとを繼んやうに天道の御はからひ少  
 こしも相違なくて位五年の後をりさせ給ひにければ後一條院のかはりて御踐祚ありけれ  
 は九歳にてつがせ給へは長和に宇治殿は御堂の嫡子にて攝政になされ給ひにけり此國母  
 は又上東門院也御堂の嫡女ぞかし其後御堂は入道にて萬壽四年まで立そいてをばしける  
 めてたさ申かぎりなし法成寺造り立て供養せられけるにのあまりに何もかも一ツ御事に  
 て無興なるはどなれば閑院太政大臣公季の九條殿の御子にて年高く白髮生てのこられた  
 りけるを請じいたし申て御堂は御出家の身にて法服を正しくして一座に着せ給へりける  
 に太政大臣にて攝籙臣なる宇治殿の上につけられたりければ相國の面目きはまりて入道  
 殿にのうしろをさしまかせてうるはしき着座氣色もなくて宇治殿にむかひたる様にあら  
 れたりけるをいみじき事かなとこそ時の人申けれ

一 一條院の御時四納言とのしるすきまだにもなき四人は齊信公任俊賢行成とて四人大納  
 言までにてつゐに大臣にはえならず俊賢こそ西宮左大臣高明公延喜の御子一世の源氏に  
 て凡人になりてゆゝしきひとなりけるその子にて侍バその西宮左大臣流されけるとも大

切なれこの次に申べきなり

一 村上皇子三人安子の中宮の御腹に第一は冷泉院第二は爲平親王第三圓融院也西宮左大臣  
 は延喜の御子にてやかて北方は九條殿の娘なりかゝりければその高明左大臣のむすめを  
 爲平親王にいまいらせて高明の聲にてはしましけるを冷泉院即位すなはち兄の爲平を、  
 きて弟の圓融院を東宮にたて、おはしますこれは康保四年九月一日と云ゆり安和二年三  
 月の比この左大臣高明謀反の心ありて聲の爲平をと思ひけるなるべし冷泉院はどなく御  
 物の氣怪しにて御藥しけ、れば何となくたぢろぎける比にや左馬助源滿仲武藏介守藤  
 善時など云時の武士のさゝやき告げること出来て三月廿六日に左大臣は左遷せられて大  
 宰權帥に成てながされければやがて出家してけり僧連茂中務少輔橘敏延左近衛大將源連  
 前相模介藤千晴など遠流に皆行はれにけりとあるせるは此すぢに滿仲なんどもかたらは  
 れけるにや武士にてゆかりつゝかはれて推知してつげ申たりけるにやかゝること出来に  
 けりされど天祿三年五月にめしかへされにけりこれは世の人の沙汰しけることのこと  
 小一條左大臣師尹九條殿の子とも三人小野宮の子共もこの人入とかくいふなしつるぞ  
 なと思ひけるなるべしをれもいかゞは科なからんをばさは有べきさてもわれやがて出家  
 せられにけり根ふかくさ思ふともふべき事ならねば人もかくさたすなど思ひてめしか  
 へされけるなめり今その子俊賢はまたことごとく御堂にいたたく候ていさゝかもあし  
 き意趣なかりけりよき人になりぬればひがことは思べれどもやがて思ひかへし又無益の



わしき意趣などをふかくむすぶことをせぬ也さてこそわれも人もをだしき正道とは云事なれ過れるを改むる善のこれよるをほきなるなしと云明文はかやうのことなるべし大方御堂の御世にはよろづの人其心のをはしけるありさまのすくくくと私なく當時たゞよかるべきやうのはかに又やうもなくはからいさためをはしけるによろづ皆きいて人もなき歸し申たりけるよとあらはにみゆるなりける一人もあるましこれを又かく見知りて用る臣家も有まじかゝる器量ものあいにくぬる世をなに見さりけんとのみまのばるれ共さらに云かひなき末の世なれば思ひやるかたなし齊信は爲光太政大臣の子公任は三條關白の子行成の一條攝政のむまご義孝少將の子なり和漢の才に皆秀てゝその外の能藝とりに人に勝れたりされと宇治殿左大臣小野宮實資右大臣大二條殿内大臣にてみなさしも命なかくてればはしければ力およはぬ事にて有けるなるへし四納言さかりの時てる中將(源成信)光る少將(藤原重家)とて殿上人のめでたき有けるは中將の父は兵部卿(致平)の宮母は鷹司殿の姉にて有ければ御堂の御子になりて成信とぞ名は申ける少將はあきみつの左大臣の子なり重家とぞ申けるこの二人狀議の有けるを立聞て四納言の我もくくと才覺をわきつゝ定め申けるを聞てわれ等成あがりなん後あれ等がやうに有んするが劣りては世に在ても無益也いざ佛道と云道のあんなるへ入なんとてかひなくて二人ながら長保三年二月三日出家して少將入道は大原の少將入道源源とて池上の阿闍梨の弟子にて聞えたる人也中將入道は三井寺にて御堂の御薨逝の時にも善知識に候はれけるなごこそ申傳へたれ

源一本  
家源に作

とにもかくにもよきことのみ侍りける世にこそ

一一條院は伊周の妹を初めの后にて最愛の女御にてをはしけるがいつしか長保元年主上廿の御年にや王子をうみまいらせたりけるか敦康親王也三條院老東宮にてをはしませば御病をもくて卅二にて既にうせなんとせさせ給ふに東宮は卅六なればかゝるさかさまの儲君當今御病まちつけてをはしませは次の君は左右なしその時この一條院の皇子東宮にたゝせ給ふへきことを思召て返々この一宮敦康親王をと思召ければ御堂の御女上東門院もてなしめでたくて既に二人まで皇子生て後一條後朱雀をはします間は義理を思召煩ふて行成は中納言にてこの一宮敦康親王の勅の別當にて有けるを御病の床へちかく召よせて東宮にいたれどか遺言すべきとふかく思召煩ひたるさまに仰合されけるにさらにくくに思召わつらはるまじく候二宮にをはすへきに候ははは末あしき事にて一定爲朝爲君わしく候べしとはからひ申たりける也二宮と申ぞ後一條院にておはしますこの事後さまに漏聞えて行成まめやかにめでたき人なりとぞ世にも云けるいかにもくく慮にこの趣ふかくきざして御堂の御事など其時はさてをはしませとも伊周流されなどしてあるも科は力及はねども悪しき事のみ行合つゝ御心もとけざりければやうの御告文とも有けるにや御堂と云誠の賢臣その世にをはずいあやうかるへかりける世にや大方この一條院の御時世の中の一つぎめに一部の運いかにもくく有へかりけるにや寛和二年七にて御位の後次の年號永延三年六月下旬に彗星東西の天に見えけるより八月に改元永祚



の風さらに及ばぬ天災也一年にて次の年正暦にかはりて山門に智證慈覺の門人大事(部)出來て智證の門徒千光院みなはらいはてたり正暦五年長徳元年つゞきて大疫癘をこりて都鄙の人多く死にけり中にも長徳元年に八人まで人のうせたる事むかしも今もなき事なれぬ尤あさやかにあるし侍るへし

大納言朝光 前左大將三月廿八日 年四十五にてうせける也

大納言左(右敷)大將濟時 同廿三日 五十五

左大臣源重信 同日 七

大納言道賴 六月十一日 道隆關白二男也 山井大納言云

關白道隆 四月十日 四十三

關白右大臣道兼 右大將五月八日 卅四 未避大將云々

中納言保光 同日 七十三 桃園中納言 中務の代明親王子なり

中納言右衛門督源伊勢 十一月日 五十九

年の内にかくうせにけりさて次に長保とかはる又寛弘とこの長保に上東門院入内の後寛弘に最勝講などはじめをかれて後御堂又ましり物もなく世をいさめ給て世のひしと落居にけりとみゆこの八人うせたる人は皆時にとりてよくもなかりける人にこそ重信の公なとは七十にをほくあまりにければ沙汰に及はず中關白の朝光濟時の二人(の左)右大將とわけくれ酒もよりほかのもなくすざられけり僧の極樂淨土のめでたき由説けるを聞て極樂いみじくとも朝光濟時のよもあらじこれなくのつれづれなりなんといはれけるなどこそは語り傳へたれ大方彗星と云變は世のよくならんずるゆへによくならんとてをこる災の必有をあらはす變にやとぞ心えられ侍る天變も何も智惠ふかゝらん人よく案じ思ひあはすべき事にて侍る也かやうの物語のまかも人の利口をらごとならぬのをり

にいくらともなし四納言がこへあひけるやうなんともよき物語ともなれとさのみは書盡しがたし又用じもなき事なりたゞ事のふしにまめやかになりてこのまこと共を聞ては此上の悟をひらく縁となりぬべき事とも書つけ侍るなり

一後一條院廿年後朱雀院九年この二所は上東門院の御腹にてをはしませのさうなしさて一條院の後(女師)に顯光大臣のむすめ(承香殿元子)をまいらせられたるに皇子をもえ生ず(水産ありしなり)さて三條院の御子東宮にたて給ひたるは小一條院なりこの東宮の女御に又顯光大臣のむすめをまいらせたりけるが東宮の一條院の御子に後一條後朱雀など出き給にしうへは我御身もてあつかはれなんと思召て東宮を辭して院號を申て小一條院と申てをはしましける御有心めてたくて御堂是をいとしみもてなし申されけるあまりにむこにとりまいらせられければもとの女御顯光大臣のむすめまいらぬやうにならせ給けるを心うく悲しく思ひながらなぐさめ申さんとて我むすめに世のならひに候へばなげかせ給をなぞ申されければ物も仰せられすして御火桶にむかいてをはしけるか火桶の火の灰に埋れりけるがまはりくとなりける涙の落させ給ひけるが火にかゝりてなりけるよと見てあな心うやと悲しみふかくてやかて惡靈となりけりとぞ人は語り侍るめるさも有ぬべき事なりされは御堂の御あたりへのこの靈のやうにこども有けれどもさまたの大事はえなきにや是等は御堂の御とがとや申べからんなれど是迄に少しも我があやまちには非ずたゞ世の中のあるやうがかくてよかるべくてなり行とぞうらくとこそ御



堂の思食けんをあさく思ひて悪靈もいでたるなるべし  
 一後朱雀院東宮に替り居て其御子に後冷泉院は又御堂のとむすめ(贈皇后嬪子)内侍のかみにてまいらせられたりけるが生まいらせられたりければさうなき事にてやがて位につかせ給ひにける也顯光は悪靈の大臣としてこわき御物のけともにてありけるさて後冷泉又廿三年までたもたせ給ひければ宇治殿は後一條後朱雀後冷泉三代の御門の外舅にて五十年はかり執政の臣にてねはしけり後冷泉のすゑに攝政を大二條殿と申は教通宇治殿の御弟也ての御堂もよき子とをほして宇治殿にもをとらずもてなされけるが年七十にて左大臣なりけるを我御子にの通房の大將とて限りなくみめよく人用たりける御子の廿にてうせられにける後京極の大殿師實はむげにわかき人にてありければ越れむ事のいたましくをばさるゝ程の器量にて大二條殿ありければ譲らせ給ひけるを世の人宇治殿の御高名善政の本體と思へりけりさて後三條は後冷泉の御弟なれど御母は陽明門院也この女院は三條院の御むすめ御母は御堂の二の女也けれどもすこしのきなりけり後冷泉の后に宇治殿の御むすめ(寛子)四條宮と申をまいらせられけるが王子をついに生まいらせられぬによりて其後も一の人のむすめ后には立ながら皇子を生せたまはで久しくたえたりけりさて後朱雀の御病をもくて後冷泉に御讓位ありけることを宇治殿まいりて申さたしけりさて給けるに後三條の御事のなにもさたなかりけるに御堂御(乙子)子の中に能信大納言といふ人有けり閑院の(公成)中納言のむすめ(茂子)を子にして有けるを後三條の后(贈后)にはま

いらせたる人なり宇治殿たゝせ給けるあとにまいりて二宮御出家の御師の事也この次に仰置るへくや候らんと申たりければこのいかに二宮は東宮に立んする人をはと勅答ありけるを聞てさていけふその御さた候はていつかは候べきと申たりければ誠に思ひわすれて病をもくてと仰られて宇治殿めし返して讓位の宣命に皇太子のよし載られにけり能信をは閑院東宮大夫とぞ申すこの申やうこそ不可思議なれど人をもへり白川院のつねに能信をは故東宮大夫殿をはせずば我身はかゝる運もあらましやと仰られけるには必々殿の文字をつけて仰られけりやむことなき事也

一さて世のすえの大なる變りめは後三條院の世のすえにひとへに臣下のまゝにて攝籙<sup>の</sup>臣世をとりて内は幽玄のさかいにておはしまさん事末代に人の意をだしからず脱履の後太上天皇とて政をせぬならひのあしき事なりと思召てかたゝの道理さしもやは思召けん委くは知らねども道理のいたりよも叡慮にのこる事あらじ昔は君は政理かしこく攝籙の人は一念わたくしなくてこそあれ世のすえには君はわかくて幼主かちにて四十にあまらせ給ふは聞えず御政理さしもなし宇治殿などのをばくわたくし有とこそは御覽しけりめ太上天皇にて世をあらん當今はみな我子にてこそあらんずればと思召ける間にほとなく位ををりさせ給ひて延久四年十二月八日御讓位にて同五年二月廿日住吉詣して陽明門院ぐしまいらせて關白御ともして天王寺八幡などへ参りめぐらせ給ひけり住吉にて和歌の會有て御製には



いかばかり神もうれしと思らんむなしき船をさしてきたればとありけりその中に經信の歌に

をきつ風ふきにけらしな住吉の松の志つゑをあらふふら浪とよめるはこの度也さて同四月廿一日より御腦大事にて五月七日御年四十にてうせさせ給ひにけりかゝる御心のことをけるも君の御私やをほかりけん我御身の志はしも御脱履の後世をいをこなひ給はず事の道理は又世のすえには尤かゝるへければ白河院のうけとらせをはしまして太上天皇の後七十七まで世をえろしめしたりけり後三條院の位の御時公卿の勅使立られけるに宸筆の宣命をあそはして御侍讀にて匡房江中納言は有けるに見せさせをほしませしけるに僻事せずと云よしあそはしたりける所を讀さしてありこれいかに僻事したる事のあるかと仰られけるをかしてまりて申さしければ只いへくせめ仰られければ實政をもちて隆方をこされ候しことは如何候べからん思召わすれて候やらんと申たりければ御顔をあかめて告文をとりて内へいらせたまひにけりこれは東宮の御時實政は東宮學士にて祭の使して渡りけるを隆方が機敷をして見けるか高らかにまちさいて(待幸)ひのしらか(白髪)こそ見ぐるしけれと云たりけるを聞て祭はていそき東宮にまいりてまさしく隆方かかゝる狂言をこそ聞候つれと申たりけるを聞召つめて位の後御政事に隆方は右中辨なりけるに左中辨あきたるに直に越て實政を左中辨に加へられたりける也是を世の人實政いいかてか隆方を越んと思へりける事を申たりけりところ世の人申けれ又我御身に

仰られけるは隆國か二男隆綱が年若くて親はかもの者ともをこえて宰相中將にて在事は宇治殿の政事ゆゝしき僻事と思ひし程に大神宮の訟へ出きて神宮の邊にて狐を射たる事有けるさだめに參議の末座にまいりて定め文當座に書けるに射たれども射殺したりと云事はたしかならず其罪いいかゝらんと申人々有けるを雖聞飲羽之由未知丘首之實と書たりけるを御覽していかざりなくほめ思召て隆綱か昇進過分なりと思ひしは僻事なりけりかゝる程の器量の者にて有けるとこそあらぬ道理なりけりところ仰られければ大方理非くからぬ君いかく僻事と思召をもまたかくこそ仰こと有けれ禮記の文に狐死ぬる時いつかをまくらにすと云ふこと又將軍羽を飲しむる威など云ことを文章得たる者は思ひ出合せてやすくとかきあらはしたる事を世の人々ありかたき事と思へりけりところ語るめり大方は宇治殿をいふかく御意趣どもありけるにやとぞ人の思ひならひたるその故の後朱雀院の后にて陽明門院おはしますは三條院の御むすめ御母の御堂の二女なりそれに後三條院の御子の式部卿宮敦康親王の御女(姫子)は御母は具平親王の御女也宇治殿の具平親王の聲にとられて其御女(隆子)北政所にておはしましけれといひますめにて御子の出来ざりければ進の命婦とて候ける女房を思食てをほくの御子うみ奉りけるをいたく嫉ませ給て初三人を萬の人の子になされにけり初の定(家)綱をは經家が子になされにけり大播磨守と云は家綱也つきの忠綱をは大納言信家の子になされにけり忠綱は中宮亮になされけり第三の俊綱をは讃岐守橘俊遠子になされたり伏見の修理大夫俊綱と云名人



是也大播磨定綱が聲に花山院の家忠の大臣のなりて花山院は傳られたる也花山院は京極  
(師實)の大殿の家にてあるを定綱御所つくりてまいらせたりける替り花山院をばたびた  
りける也舊き家た、一のこりて花山院とて有也大原の長宴僧都紫衣の鎮したる家也さて  
道房大將うせて後命婦が腹に京極の大殿の小童にておはしけるを北政所さる者有とこそ  
きけそれをとりよせよかしといはれければゆるされかうふりて悦ひてむかへよせて我子  
にはあらはれて家つかせ給ひたる也道房の母の爲平親王の子に三位にて右兵衛督憲定と  
云人の女也それをば北政所もまめやかに御子なければゆるしてなのめならぬみゆにて  
もてなされけるかうせて京極大殿といふ運者また殊勝の器量にて白河院たり居の御門に  
て初て世をおこなはせ給ふにわひまいらせてめてたく有也さてその敦康親王の御女は御  
堂の四の御女(嬪子)御堂の御存日に十九にて後冷泉院を生まいらせて後うせさせ給ひに  
けりのちに陽明門院のまた本宮とておはしますをやがて皇后宮にあげて敦康親王のむす  
め姫子を中宮になして陽明門院をは内裏へも入まいらせざりけりこの中宮も覺にて姫宮  
二人生てればしましけれども中一年にて程なくこの中宮うせさせ給ひにければ其後こそ  
また陽明門院は禰子とぞ申歸りいらせをばしまして侍りければかやうの故はこの敦康親王  
の母は道隆關白の女にてたゞの親王にて位は思ひもよらざれば御前は又具平親王の御  
女にてありければ宇治殿の北政所をば高倉の北政所と申にやあさましく命永くて孫ま無  
期に、ておはしけりこの北政所の弟にてこの敦康の御前にてこはしければ其御女にて姫

子の中宮はおはしますによりて宇治殿の子にして姓も藤原氏の中宮にて入内立后も有け  
るなりかく有はにや後三條院の陽明門院の御母なるを後冷泉院に讓位の時なにとなくて  
有けるに能信がふと参りて御出家の御師と申事は又御堂の御子の中にこの能信を陽明門  
院の御うしろ見に付てをばしましけり女院の御母御堂の御女なれば女院皇后宮の時の大  
夫にてやがて此御腹の王子後三條院の御うしろみにて有けるが御元服の時よのすけもな  
くて春宮御元服あれど女御にいまいらせたりける也九條院殿の子孫攝籙のかたもはなれ  
て閑院の方さまに繼ていのきみのならせ給ふ始ばかりこそみゆれば此故に能信のさは申て  
申えたりける也かやうなる事にて宇治殿にての御堂多くの勸賞ども有けるを能信にも  
たびたりけるがすこし昇進しにくき事出来たりけるには御堂にむかひまいらせて能信も  
きけるに御子なればとてすえ、まて御勸賞なをたび候時にかゝるわづらひも候ぞ  
かしと弟の事をその座におきて爺殿に申されければ御堂は物も仰られざりけりなご云つ  
たへたる事にて侍ればかやうの事どもの下につよくこもりたりける也さればとてまた  
愚ならず悪き事もなかりけりされば又後三條院もよく、人々の器量をも御覽しつゝ終  
には京極大殿にはむすめ白河院の後にまいらせさせてをだしくてこそは侍れその賢子の  
中宮を白河院東宮の御時よりおはしめしたりけるをばえからの類なく無二無三の御事に  
てとかく人の云はかりなくめでたかりける間に二條殿の子の信長太政大臣なごの方さま  
へやうつらんすらんなど人思ひたりけるもさもなき事にてやみにける也この後三條院位



の御時延久の宣旨はかりと云物沙汰有て今までそれを本にして用ひらるゝ計はかりまで御沙汰有て升のしてまいりたれば清涼殿の庭にて砂子を入れてためされけるなんとをばこはいみしき事かなどめであふぐ人も有けり又かゝるまざまき事いかに目のくるゝやうにこそみれなど云人もありけり是は内裏の御事は幽玄にてやさゞとのみ思ひならへる人の云なるべし延久の記録所とて始て置れたりけるは諸國七道の所領の宣旨官符もなくて公田をかすむる事一天四海の巨害なりときこしめしつめて有けるはずなはち宇治殿の時一の所の御領々々とのみ云て庄園諸國にみちて受領のつとめたへかたしなど云を聞食もちたりけるにこそさて宣旨を下されて諸人領知の庄園の文書をめされけるに宇治殿へ仰られたりける御返事に皆々心得られたりけるにや五十餘年君の御うしろみをつかうまつりて候し間所領もちて候者の強縁にせんなんと思つゝよくよせたい候ひしかのさにこそなんと申たるばかりにてまかりすぎ候きなん條文書かは候べきたゞ某が領と申候はん所のあかるへからすたしかならず聞めされ候はんをいさゝかの御はゝかり候へき事にも候はすかやうの事はかくこそ申さたすへき身にて候へいかすをつくしてたをこされ候へき也とさいやかに申されたりけれいあたに御支度相違の事にてむこ無期に御案有て別に宣旨を下されてこの記録所へ文書とも召ごとに前大相國の領をは除と云ふ宣下有て中々つやくと御沙汰なかりけりこの御さたをいみしき事哉とこそ世の中に申けれ

一さて又當時氏の長者にては大ニ條殿おはし召けるに延久の比氏寺領國司と相論の事有け

るに大事に及て御前にて定め有けるに國司申かたに裁許あらんとまければ長者の身面目をうしなふ上に神慮又はかりがたしたゞ聖斷を仰へし伏て神の告をまつとてすなはち座を立れにけり藤氏の公卿舌をまき口をとぢてけり其後山科寺にもとの如く裁許有ければ衆徒さらに又長講初めて國家の御祈しけりと親經と申し中納言儒卿にてこそさいかくの者にて語りけれ解脱房と云しひしりも説經にしけるとかや宇治殿の譲りをえてことにきかれ奉らんなどをもはれけるにや

一又或日記に延久二年正月除目終頃關白攀縁起座敷出殿上此間事止數刻依頻召歸參云々なに事故といなけれども季秀綱鞆負のすけになりける事にや世間のさたかやうにうち聞て宇治殿は年八十に成て宇治にこもりぬて御子の京極の大殿の左大臣とておはしけるを内裏へ日參せよさしたる事なくとも日をかゝずまいりて奉公をつむべきぞと教へ申されければそのまゝに參りて殿上に候ていでくせられけるに主上は常に藏人を召て殿上に誰々か候くと日に二三度もとはせをほしましけるに度毎に左大臣候と申て日ころ月比になりけるほどに或日の夕に御尋有けるに又左大臣候と申けるを是へといへと仰の有ければ藏人參りて御前のめし候と申ければめづらしき事かな何事を仰あらんずるにかとをばして心つくりいせられて御裝束引つくりいて參られたりければちかくをれへと仰られてなにとなき世の御物語とも有て夜もやうく更行ける終つかたにみむすめやもたれたると仰出されたりけれいことやうに候女のわらは候と申されけり我むすめはな



りけるを師房の大臣の子の顯房のむすめを乳のうちより子にしてみせ給へりける也宇治殿は後中書王具平の尊にてその御子土御門の右府師房を子にしておはしけりこのゆかりにて宇治殿の御子にして師房をも其子の仁覺僧正と云山の座主も一身阿闍梨になしなせしておはしけり又ことにやがて京極殿は土御門右府師房の第三のむすめを北政所にもしておはしければ顯房のむすめは北政所の姪なれば子にしてをふしたて給ひける也かやうのゆかりにて源氏の人々もひとつになりておはしける故にその女をひとへに我子にはしておはする也けり是をきこしめしてさやうのむすめたらばとくく東宮へ参らせらるへきなりと仰られけるをうけ給はりかしてまゐりてやがて御前を立て世間をもぼつかなかりつるに今のひしと世は落居ぬるといそき宇治殿にきかせまいらせんとをほして内裏より夜更てやがて宇治へまいられければ人にはしらせうち(宇治)のかけかへの所々へ引替の牛まいらせよとて宇治へをもむかせ給ひけり身もたへ心もすくよかなるほど押はかられてありけるに宇治には又入道殿は小松殿といふ所におはしけるがなにとなく目うちさまして心のさわくやうなるとて御前に火ともして京の方にに事か有らんなど仰られければその時まで宇治のへんは人も居くろみたるさまにてもなくて小幡岡の屋までもはるくくともみやられてありけるに人参りて京の方より火のをほく見え候と申ければあやしど(み)思へるによくみよと仰られけるほどにたいをほに多くなり候て宇治の方へもふでき候と申けれり左府などのくるにや夜中あやしき事かなとてよくきけみよなど仰られ

けるほどに隨身のさきの聲のかすかにしけれりかうくくと申けれりされりよとをぼして火しろうかかげよなど仰られて在けり隨身のさきの皆馬上にて皆かやうのをりをふこと也魔縁もをづる事ぞなほいひ習へるなるべしさていらせ給ふを御覽すれり束帯をたしくして御前に参もてゐられけれりいかにも事有と思していかにくく何事ぞと仰られけれり日比仰のことく参内日を闕すつかうまつり候つるほどにこの夕方御前のめし候と藏人來り申候つれば参りて候つるほどにこまやかに御物語とも候てむすめあらは東宮へまいらせよと云勅定を眼前にうけ給り候つれりいそき参りて申候也と申されければ是を聞せ給ひて宇治殿のさうなくはらくくと涙を落して世の中の覺束なかりつるにあはれなほこの君はめでたき君かなとくくいでたちてまいらせられよとてひしくとさたありて東宮と申は白河院なり東宮の女御にまいらせられにけり位につかせ給ひては中宮と申立后ありて今に賢子の中宮とて堀河院の御母是也ひとへに一人の人の御子の後の例にて今日までも用れども又源氏のむすめにて堀河の院の位の御時は近習にてこの人々をほく候はれけり一後三條の聖主ほどにおはします君はみな事のせんすえくくにをたらんする事をひしと結句をばえろしめしつゝ御さは有事なれば攝録の家關白攝政をすゝるに悪みすてんとは何かは思召へき只器量の淺深道理の輕重をこそとればしつゝ御沙汰は有事なるをすえさまには王臣中惡きやうにのみ近臣愚者もてなしくしつゝ世はかたぶき亡るなり王臣近臣世にあらん緇素男女これをよくく心うへき也内どのすえさまの人の家をれさひ



るやうもたゞ同じ事にて随分々々には有事ぞかしさればけふまでも大むねいたがふ事なしその中の細なるの事は皆人の心による事なるを末の代さまの心に物の道理と云ものゝくらくうとくのみなりて上は下をあはれまらず下は上を敬ねは聖徳太子のいみしそ書をかせ給ふ十七の憲法もかひなしそれを本にして昔より作り置れたる律令格式にもそむきてたゞうせに世のうせまかる事こそこのいかせんするとのみ悲しき事なれども猶百王までたのむ所は宗廟社稷の神々の御めぐみ三寶諸天の利生也この冥衆の利生も亦なかば人の心に乗てこそ機縁は和合して事をは成する事にて侍れれも心得がたく不可思議の事のみ侍るべしその中にこの白河法王御位の後この賢子中宮にいかで皇子を生せ給ふへきとふかく思召て時にとりて三井の門徒の中に頼豪あざりと云たうとき僧有ければこの御祈を仰つけて成就したらは勸賞は申さんまゝにと仰有けるに心をつくして祈申ける程に思召まゝに王子をうまいらせられたりければ頼豪よろこひてこの勸賞に三井寺に戒壇をたて、年來(多年)の本意をとげんと申けるをこはいかにかやうの勸賞とやは思召さす一度に僧正にならんと云やうなる事こそあれは山門の衆從訴申て兩門徒の争ひ佛法滅盡のまゝしをいかにかで行はれんとて勅許なかりければ頼豪を思ひてこそ御祈はして候へかなひ候ましくは今に思ひ死にこそ候なん死候なば祈出しまいらせて候王子の取りまいらせ候なんぞとて三井に歸り入て持佛堂にこもり居にけり是を聞召て匡房こそ師壇の契りふかゝらんをれしてなくさめんとて匡房を召てつかはされければ

いそぎ三井寺の房へ行むかひて匡房こそ御使に参りて候へとて縁に尻をかけて在けるに持佛堂のあかり障子こまの烟にふすぼりてなにとなく身の毛たちて覺けるにまばしばかり有てあらかにあかり障子をあけて出たるをみれば目にくほりをち入て面の性もみへず白髪のかみいなくをふしてなんであう仰の候はんずるを申きり候にきかゝる口惜しき事いかに候はんとて返り入にければ匡房も力及はて歸り参てこのよし奏しける程に頼豪つひに死てはどなく王子又三歳にならせ給ふてうせればしましにければこのうへはとて山の西京座主良真をめしてかゝる事いできたりいかせんずるたしかに又王子祈出まいらせよと勅定ありければうけ給はり候ぬ我山三寶山王大師の御力いかでかこのうへは及ばで候はんと申て堀川院はいてきさせおししまして御位にいつかせ給てやがて鳥羽院又出来おはしまして繼體たえずおはしますなりこの事は少しもかざらぬ實どもなれば山法師は一定をもふどころふかゝらんかし

一鳥羽院踐祚の時御母は實季のむすめなり東宮大夫公實は外舅にて攝籙の心ありて家すてに九條右丞相の家にて候身大納言にて候いまた外祖外舅ならぬ人踐祚にあひて攝籙する事候はすさ候ぬたひくゝの大臣大納言なごにその人候ぬ時こそ候へと白川院にせめ申けり我御身も公成のむすめの腹にてひき思召御心やふかゝりけん思召煩ひて御思案あらんとや思召けん御前へ人のまいる道を三重までかけまいして御どの(大殿)こもりけり其時今日すでに其日なり未催なんぞもなしこのいかにとをどろき思ひて其時の御うし



ろみさうなき院別當にて俊明大納言ありければ東帯を正しくさうぞきてまいれりける御前さまの道みなどちたりければこのいかにとてあらゝかに引けるをうけ給りてかけたる人いできてかうくといひければ世間の大事申さんとして俊明がまいるに猶かけよと云仰いいかでかわらんたゞわけよといひければ皆あけてけり近くまいりてうちしはぶきければ誰と問せ給ふに俊明となのもければ何事ぞと仰ありければ御受禪の間の事いかに候やらん日も高くなり候へばうけ給りに参り候いかと申ければその事なり攝政はされはいか成べきぞと仰有て無左右如本とこそあるべければと仰られけるをたゞとさうなく稱唯してやがて東帯さやいらとならして立ければそのうへをばともかくも仰られずやがて殿下に参りて例にまかせてとく行はれ候べきよし御氣色候と申てひしと行はれにけり如元とこそはあるべけれども公實が申やういなど仰られんと思召けるをあまりにこのいかにあるべくもなき事かなとかさとりていかでかざる事候べきと思ひけるにや九條の右丞相の子なれ共公季思ひもよらてその子孫實成公成實季と五代までたえはていひとえの凡夫にてふるまひて代々をへて攝政にいさやうの人のいるへきはどのつかさかひさる事は又むかしも今もあるべきことならずと親疎遠近老少中年貴賤上下思ひたることをいさゝかも思召煩ふいあさましきことかなと思けるなるへしさとて又公實は和漢の才に富て北野天神の御跡をもつぎ又知足院殿に人からやまと魂のまさりて識者も實資などやうに思はれたらばやいあらんずるたゞ外舅になりたるばかりにてまさしき攝

録の子孫にだにへぬ人こそははかれいかに公實もさはせには思ひよりける歎又君も思召煩らふへき程の事かひとてこの物語はみそか事にてうちまかせてよの人のしりてさたする事にては侍らぬなめりされとせめて一節を思て家をおこさんと思はんも我身になりぬれば誠に又大臣大納言の上臈などにて外祖外舅なる人の攝録の子孫なるが執政の臣(旨)に用ゐられぬことは一度もなければさはせにも思よりけるにやあまねき口外にいあらねどもかくこそ申つたへたる

一 白河院は堀河院に御讓位有て京極(師實)の大殿は又後二條殿に執政を讓りてればする程に堀河院御成人後二條殿又殊の外に引はりたる人にて世の政事太上天皇にも大殿にもいとも申さてせらるゝ事もまじりたりけるにやとを申める白河院御むすめに郁芳門院と申女院おはしましけるがいふはかりなくかなしふ思ひまいらせられけるに猶三井の頼豪が靈のつきて御物氣のおこりけるを三井の増譽隆明など祈申ければかなはざりければ山の良真をめして中堂の久住者二十人具し参りていみしくいのりやめまいらせて悦思召ける程にはかにうせさせ給にけりをとろき悲しみてやがて御出家有けるに堀河院うせ給ひてける時は重祚の御心ざしもありぬへかりけるを御出家の後にて有ければ鳥羽院をつけ参らせて陣の内に仙洞をしめて世をは行はせ給ひにけり光信(主岐出羽守)爲義(源)保清三人の檢非違使を朝夕に内裏の宿直をは勤させられけるになんその間にいみしき物語とも有とも大事ならねばかきつけず位の御時に三宮輔仁親王をおそれ給ひけるなぞいへり行幸



には義家義綱(八幡太郎加茂二郎)などのみそ御輿の邊御後につかうまつらせられければ義家  
 のうるはしく鎧にてさふらひけりなごこそ申すめれ  
 一さて堀河院の御時山の大衆うたへして日吉の御輿をふりくだしける返々奇怪なりとて後  
 二條殿御沙汰して射ちらして御(神)輿に矢たちなどしてありけり友實といふ禰宜疵をか  
 うふりなごしたりければその祟りにて後二條殿のとうせられにけり仁源理智房の座主  
 といふは兄弟なり大峰なご通りて世に験ある者なれいのられけるにいでくやめ見  
 せんとてよりましか懐よりくる血をふたくと取出したりければあらたなることにてを  
 それをなして後は理智房の座主も祈られすなりて遂にうせ給ひにけるとぞ申傳へたるさ  
 れば京極の大殿こそかへりならるべきを二條殿の子にて知足院殿の大納言にておはしけ  
 るに内覽の宣旨をくたして藤氏の長者にて關白もなくて堀河院の程は有ける也すえにな  
 りて長治にそ關白の詔下りたりける

一さてすえさまに鳥羽院十六年の後に崇徳院に御讓位ありてひ子(曾孫)位につけて御覽ず  
 るまで白河院はとほしまして大治に七十七にてぞ崩御ありける白河に法勝寺立られて國  
 主のうち寺に是をもてなされけるより代々皆此御願をつくられて六勝寺といふ白川の御  
 堂大伽藍うちつゞき有けり堀河院は尊勝寺鳥羽院は最勝寺崇徳院は成勝寺近衛院は延勝  
 寺是までにて後はなし母后にて待賢門院圓勝寺を加へて六勝寺といふなるへし  
 一さて大治の後久壽迄は又鳥羽院白河院の御あとに世をえろしめして保元元年七月二日鳥

羽院うせさせ給ひて後日本國の亂逆と云こといおこりて後むしやの世になりける也け  
 りこの次第のことばりをこればせんと思て書置侍るなり域外の亂逆合戦はおはかり日本  
 國は大友王子安康天皇なんどの世の事は日記もなにも人さたせす大寶以後といひて其後  
 の事又この平の京になりての後をこそさたする事にて有に天慶に朱雀院の將門が合戦も  
 頼義が貞任をせむる十二年のたゝかひなごいふも又隆家の帥の東夷國うちまたかふるも  
 關東鎮西にこそきこゆれまさしく王臣都の内にてかゝる亂は鳥羽院の御時迄はなしかた  
 ちけなくあはれなる事也この事の起りは後三條院の宇治殿を心得す思召けるより根のさ  
 しそめたる也されとすれば王臣ともに離れたる事はなくめてたく上も下もはからひ心得  
 てこそおはしませそれに白河院の鳥羽院位のはしめに立后あるべきに知足院とのゝ女を  
 まいらせよと仰ありけるをかたく辭してまいらせられさりけり人は是を心得す思ひけり是  
 を推するに鳥羽院はおさなくおはしましける時ひあひなる事とも有て瀧口が顔に小弓  
 の矢射たてなごせさせ給と人思へりけるをれそれ給けるにやなどぞ人は申ぬる又公實の  
 むすめを御子にしてもたせ給ひたりけるをば法性寺殿を聳とらんとをほしめしてすでに  
 其沙汰ありけるほどに日次などえらばるゝに及たりけるかまかるへくてさはりをほく出  
 來くしてしまだどげられざりける程に知足院殿の女をえまいらせじと申されけるにあ  
 だに御腹立て待賢門院をば法性寺殿の儀をあらためてやがて入内有けるとぞ鳥羽院のあ  
 やにくにをとなしくならせをほしましていことためたき御心ばえの君にをひなりてこ



俊明案にりす  
のるにたより  
は神の板  
御體申す  
せ置申す  
像も申す  
主とも申す  
集萬葉中  
南備の神  
寄板に爲  
板の云々  
あさふ歌  
出せり此  
その多き  
驗如く  
の如く  
な神

そのをばしましければさて白河院のかの公實のむすめをとりて御子にしてもたせ給へりけるを鳥羽院に入内立后してぞをばします待賢門院と申は是也その御腹に王子いくらともなし初は崇徳院次二人のなえ宮目宮とて生もたてうせさせ給ひぬ  
一さて崇徳院位につきてをばしましける四宮五宮みな待賢門院の御腹也さて白河院の御時御熊野詣といふことはしまりて度々參らせをばしましけるにいつれの度にか信を出して實前にをばしましけるに寶殿のみすの下よりめでたき手をさし出して二三度ばかりうち返し／＼して引入にけり夢なんどこをかゝる事はあれあさやかにうつ／＼にかゝる事を御覽じたりけるをあやしみ思召てみこ(巫)ども多はかりけるに何となく物をとばれければさら／＼に／＼げに／＼しき事なしそれによりのいたとて熊野のかうなき(巫)の中に聞えたる者有けり美作國のものどぞ申けるそれが七歳にて候けるにはたと御神つかせ給ひたりける(に)世のすえには手の裏を返すやうにのみあらんする事をみせ參らせつるぞかしと申たりけるががかるふしきをも御覽と御覽じたりける君なりそれに保元(安)元年十月十日に御熊野まうで有ける時其間に鳥羽院御在位のすえつかたに關白にてねはしける智足院殿の女をなを入内あれと内の御心よりおこりて仰られけるをうち／＼に悦ひて出立せ給ひけると出きたりけるを熊野へあしさまに人申たりけるにはたと御腹を立て我參らせよと云しには方(サカ)をふりて辭して我にしらせでかくすると思召てけりさて御歸洛の即日知足院どの當時關白なるをばたと勅勘有て十一月十三日に内覽とめて閉門せられにけり

いれへる也か  
尤此時七  
歳のよし  
みえたれ  
は初に名  
をのしめ  
書るのみ

さて攝籙の臣をかへんと思召けるに大方其人なし花山院左府家忠京極殿の子にて大納言の大將にてさもやと思召て顯隆に仰合せければ稻荷祭の機敷の事はと申たりけりなぞ聞え家忠の子忠宗中納言は顯季卿が子の宰相が聲也かやうのゆかりにて其時顯季家保などあつまりて機敷にて酒もりしてさしかよはされたりなど人をしりける事也是は一定のまらねどもかくぞ申める少しもさやうならん人のすべき事にてこの攝政關白のなき也さて内大臣にて法性寺殿のをばしける外にいさ／＼かも又々さもといふ人なかりければ力及はて親のをや子のことこをいげす(下衆)もいふめれば執政せよと仰られければ法性寺殿は此職をつき候はかり候は忠通にゆるされ候て一日父の勅勘を免せられ候て門をひらかせ候て代々の例この職は父の讓を得候てうけ取候夜やがて拜賀などする事にて候をたかへずし候は／＼や職に居候はかりにて父の勅勘を免せす候はんも不孝の身になり候は御神の御とがめもや候へからんと申されたりけれこの申さるゝむね申返す／＼あかるべしと感恩召とてその定にすこしもたかへず行ひてうちとられにけり  
法性寺どの白河院陣中に人の家をめしてをばしましけるうへかならず參内には先まいられけるに世の中のこと先例を仰合せられけるに一度もといはることなく鏡にむかうやうに申沙汰してをばしければかばかりの人なしと思召て過けるほどに鳥羽の院は崇徳院の五にならせ給ふ御歳御讓位ありけり保安四年正月也白河院ひ、子位につけて御らんじけり大治四年正月九日攝政(忠通)のむすめ入内同十六日女御是は皇嘉門院也さて其



年の七月七日白河院は崩御年七十七まにこてればしましける也天承元年二月九日立后  
 有けりさて鳥羽院の御代になりて知足院殿のことにみやづかへてとりいらせ給ひければ  
 鳥羽院御本意とげんとて脱履の後にむすめの賀陽院カヤノのなほまいらせ給ひにける長承  
 二年六月廿九日上皇の宮に入り給て同三年三月十九日にをすカヤノ后ありける白河院うせさせ給て後五年也それも王子も文生せ給は  
 すさて待賢門院久安元年八月廿六日にぞうせ給ひにける白河院の天永三年三月十六日の  
 御賀は御覽しけんをさなくてさふらはせ給ひけん鳥羽院の仁平二年三月七日の御賀は  
 御覽せでうせ給ひにけりその御なこりに閑院の人々家を起したりこの女院は永久五年  
 十二月十三日に入内十七日に女御同六年正月廿六日にを立后ありけるかゝりけるほどに  
 知足院との申されけるやうは君の御ゆかりに不慮の籠居し候しかとも攝籙は子息にひき  
 うつして候へば悦ひて候いま一度出仕をして元日の拜禮にまゐり候はんさて子此の關  
 白か上に候はんと申て天承二年正月三日ななたゞ一度出仕せられたりその日は二男宇治  
 左府頼長のきみは中將にて下襲のまゝとりてなとを物語に人は申すこの日攝政太政大臣  
 忠通次に右大臣にて花園左府有仁三宮條の御子なり次内大臣宗忠家人なりその次々の公卿  
 さながら禮ふかく家禮なりしに花園大臣一人こそをえみて揖して立れたりしいみしかりき  
 とこそ申けりすべて知足院殿は執ふかき人にやこの拜禮に参りて年より病有よしにてい  
 また公卿列位とゝのはらぬさきに脚病久しく立て無術候とてかつゝ拜さふらはんとて  
 いそぎ拜せられけり起あつかはれければ攝政太政大臣よりて扶申されければ諸卿の拜

以前に出られけるに内大臣以下家禮カケの人をほく有けるをも人に見えんとにやと人いひけ  
 り時にとりていみしかりければふるまひをほせられけりかやうの意心にてその靈もを  
 そろしかりけるほどにこの頼長の公日本第一大學生和漢の才にとみて腹あしくよろづに  
 きはどき人也けるがてゝの殿に最愛也けり一日攝籙内覽をえばやゝとあまりに申され  
 けるを一日えさせばやとをぼして子の法性寺殿にさも有なんや後には汝が子孫にこそか  
 へさんずれとたびゝねんころに申されけるを法性寺殿のともかくもその御返事を申さ  
 れざりければ後には忠實やすからずればして鳥羽院にこの由を申て叶へかなはずは次  
 の事にて存候はんやうかへりごとの聞度候上より仰たびて申狀をさかせられ候へと申さ  
 れけれこの由仰られたりける御返事に存候むねいとて年のきは頼長が心はえいゝか  
 くと候也かれ君の御うしろみになり候ひて天下の損し候ぬべしこのやう申候はゞい  
 よくと腹立れし候はゞ不孝にも候へし父の申候へばとて承諾し候とは世の爲不忠にな  
 り候ぬへし仰天して候など申されたりけるをつかはされたりけれいかくも返事ありけ  
 るいなぞ我云には返事だになきとて彌ふかく思つゝ藤氏長者は君のまろしめさぬ事也と  
 て久安六年九月廿五日に藤氏長者をとり返して東三條にねはしまして左府に朱器臺盤わ  
 たされにけりさて院をどかくすかしまいらせられけるはせにみそかに上卿なぞもよほし  
 て久安七年正月に内覽ならびたる例もあればとて内覽の宣旨ばかりくだされにけりあ  
 さましきことかなと一天のあやしみになりぬ



關白の兄  
弟中あし  
くつむつ  
まじから  
ぬと圭角  
いへる也  
いられけ  
りははれ  
しむらふ  
しむらふ

一さて上々の御中あしきこと、崇徳院の位におはしましけるに鳥羽院の長實中納言（藤原季男）がむすめをことに最愛に思召て初の三位をさせておのしましけるを東宮にたて崇徳の後に法性寺殿のむすめまいらせたる皇嘉門院也その御子のよしにて外祖の儀にてよくくさたしまいらせよと仰られければことに心に入て誠の外祖のほしさにさたしまいらせけるにその定にて讓位候へしと申されければ崇徳院のさ候べしとて永治元年十二月に御讓位ありける保延五年八月に東宮にいたせ給にけりその宣命に皇太子とをあらんすらんと思召けるを皇太弟とかせられけるときこのいかにと崇徳院の御意趣にこもりけりさて近衛院位にておのしましけるに當今をとなしくならせ給ひて頼長の公内覽の臣にて左大臣一の上にて節會の内辨きらくとつとめて御堂のむかしこのもしくて有ける節會ことに主上御帳におはします事もなく引かうふりてこのこもりくしてひとへに違例になりけり院よりいかに中させ給ひけるもきかせればしまさず又關白のかどく成候なんざと返々申されけるをもきかせ給ひぬ事にて有けれぬ猶これの關白がすると思召て御氣色あしかりけりされと法性寺殿はすこしも是を思ひ居たるけもなく備前國はかりうちまりて關白内覽をいといむる人もなかりければ出仕うちしてをばしけり其後内裏にて二度あしく行われたりければ左府は昔の如く家禮しておひたちける兄なれいなをいられけり昔の法性寺殿の子にしておはしければさやうの事思ひ出られけるあはれなりといひけりての殿のいかにとありければ禮のとりかへさすと禮記の

攝入供入切  
也胡曰文揚  
著字音に  
見ゆなるを  
ッ名にるを  
假名のふり  
例にないふ  
は

文なり中あしきとていかてかいざらんといはれけるをば時の人のしりけりかやうにて  
すくるほどにこの左府悪左府といふ名を天下の諸人つけたりけれぬそのあるしあけくれ  
の事にて有けるに法勝寺御幸に實衡中納言が車やふり又院第一の寵人家成中納言が家  
ついでく（追捕）したりけれぬ院の御心にうとみ思召にけり兄の殿に誠によくいひけるも  
のをと思食なからさて過けり人の物語に申は高松中納言實衡が車やふりたる事を父の殿  
いかにさることといはれける次にかくあしくとも家成などをいえせしものをと腹の立  
れけるにいれたりけるを聞はさみて親にもかく思ひれたるやすからぬとて無二に愛し  
寵しける隨身公春に心をあらせて家成か家の門に下人をたて、前を通られけるに高足駄  
はきて有けるをわいれたる由にて追捕のまたりける也あしく心たてたりといふなから  
身をうしなふ程の悪事かくせられたりさる程に主上近衛院十七にて久壽二年七月にうせ  
給にけるいひとへにこの左府が呪咀なりといひけり院をもぼしめしたりけり證據をも  
い有けるにやかくうせさせ給ぬれば今の我身一人内覽になりなんどこそ思ひれけん  
に例にまかせて大臣内覽の辭表を上たりけるを返しも給はらて後次の年正月に左大臣は  
かものもとのこととて有けり

一院にこの次の位の事を思召わづらひけり四宮にて後白河院待賢門院の御腹にて新院 崇  
徳に同宿しておはしましけるがいたくさたしく御遊ひなど有とて即位の御器量に  
あらずと思召て近衛院の姉の八條院の姫宮なるを女帝か新院の一の宮かこの四宮の御子



二條院のをさなくれいしますをなごやうく思召てその時の知足院殿左府といふこと  
 なく一向に法性寺殿に申合せられける御返事度々いかにもく君の御事は人臣のは  
 からひに候はすたゞ敬慮にあるべしとのみ申されけるを第四度のたびたゞはからはせ給  
 へこの御返事を大神宮の仰と思ひ候はんする也とさしつめて仰られたりけるたびこの勅  
 定の上の四宮親王にて廿九にならせねいします是かたはしまさん上の先これを御即位の上  
 の御案こそ候はめと申されたりければ左右なく其定にさたせさせ給へとてありければ主  
 上の御事悲しみながら例にまかせて雅仁親王新院御所にをはしましけるむかへまいらせ  
 て東三條南の町高松殿にて御讓位の儀めでたく行われにけりされば世をあらしめす太上  
 天皇と攝籙の臣の親の前關白殿ともに兄(忠通)を憎みて弟をかたひき給てかゝる世中の  
 最大事を行はれけるか世の末のかくなるへき時運につくりあはせてければ鳥羽院知足  
 院一御心になりてあばし天下の有けるをこの巨害のこの世をいなくなしたりける也され  
 と鳥羽院の御存生まていまのあたり内亂合戦はなくてやみにけりかくて鳥羽院は久壽を  
 改元して四月廿四日に保元となりにけり七月の二日うせ給ひにける御病のあいた此君  
 をいしなすいかなる事か出来んすらんと貴賤老少さゝやきつゝやきしけるを憲(實)  
 能内大臣といふ人大納言かにてありけりさまでの近習者にもなかりければ思ひあまりて  
 文をかきてこの(今)世は君の御眼とぢればしましなん後いかになりなんすとも思召を  
 はします只今みたれうせ候なんすよくくはからひ仰をかるべしなとや申たりけんさな

續世鳥羽物  
 語は鳥羽の  
 殿は鳥羽の  
 法皇の給  
 くはらせ給  
 へはらせ給  
 やうにさ  
 申さんにも  
 おもへり  
 白河にも  
 御所も有  
 白河院は  
 白河院は  
 白河院は  
 白河院は  
 白河院は

しども君も思召けんさて北面に武士爲義清盛なご十人とかやに誓(誓)文をかゝせて  
 美福門院に參らせられにけり後白河法皇位にて少納言入道信西と云學生振羣の者ありけ  
 るが年比の御乳母にて紀の二位と云妻もちて有けるこれをい人もたのもしく思へりける  
 に美福門院一向母后の儀にて攝籙の法性寺殿大臣諸卿ひとつ心にて有べしと申置れにけ  
 りさて七月二日御支度の如く鳥羽殿に安樂壽院とて御終焉の御堂の御所をおかせ給たり  
 けるにてうせさせ給にけり其時新院まいらせ給たりけり内へ入れまいらせぬる人た  
 にもなかりけれり腹立て鳥羽の南殿の人もなき所へ御幸の御車ちらしてねいしましける  
 にまさしき法皇の御閉眼の時なれり馬車さゝあふに勝光明院の前のほとにてちかのり  
 (親範)が十七八の程のり家が子にて勘解由次官になされて召仕ひけるが參りあひたりけ  
 るをうたせ給ひける程に目をうちつぶされたりとのしりけるを既に今いかにうたせ給  
 しましけるに參りて最後の御思ひ人にて候ける光安がむすめの土佐殿といひける女房の  
 新院のちかのりが目を打つぶさせ給ひたると申にあひ候と申たりけるを聞せおはしまし  
 て御目をきらりと見あけておはしましたりけるがまさしき最後にて引きいらせ給ひにけ  
 りとぞ人は語り侍し其後ちかのり現存して民部卿入道とて八十まで生てありしにかく人  
 語るのいかなりしぞと問侍けれり目のつぶれ候はず聞え候やうに參りあひて候しに御  
 幸氣色も候いゝや車いちらしあ候しにめしつぎが礫にて乗て候し車の物見にうちあて  
 はたと鳴候しに新院の御幸ぞと申候しかば左右なく車をねさへよとたかく車をおどりを



百鍊抄云  
永久二年  
十一月二  
日上皇移  
徙白河御  
所白河殿  
永久二年  
五月十一  
日太皇皇  
佛養白河  
阿彌陀堂  
內新造塔  
國大曆永  
久五年辛  
月二日辛  
白河阿彌  
陀堂泉殿

り候しはせにいかにして候しやらん車の簾の竹のぬけて候しが目の下の皮のうすく候所にあたりて縫ぎまにづらぬかれて候し血の顯文紗モシのまらあをききて候し狩衣の前にかゝりて候しをみ候てめしつぎとも打やみ候にし也さ候はずの猶も打ふせられもやし候はまし其血のかゝりやうかへりて冥加とぞの覺え候とぞ語りはべりけるさて新院の田中殿御所におほしましけるはせに宇治の左府申かはしけん俄に七月九日鳥羽を出て白河の中御門河原に千體の阿彌陀堂の御所ときこゆるさしき殿と云御所へわたらせ給ひにけりそれも我御所にてもなきをウツク押開てねはしましけりされいよと既に京の内裏に關白徳大寺の左府などいひし人々ひしと参りつとひて祭文かきてまいらせたる武士とも候て警固しておはしましけるに悪左府は宇治にねわしける宇治よりまいらんとてのぶかぬと云武士ひつ河の邊にまかり向てうちてまいらせよとすでに仰られけるにあまりに俄なればをそく行向ひけるほどに夜半に宇治より中御門の御所へまいられにけりさて爲義を宰相中將教長年比の新院の近習者也それして度々召て爲義すくに新院へ参りぬと聞えて子二々として参りにけり四郎左衛門頼賢源八爲朝也さて嫡子の義朝は御方にひしと候けり年比この父の中よからず子細とも事長しさて十一日議定有て世中のいかにくどのしりけるに爲義は新院にまいりて申けるやういむげに無勢に候郎徒の皆義朝につき候て内裏に候わつかに小男二人候なことをかはし候べきこの御所にてまちいくさになり候ていすこしも叶候まじいそぎくしてたゞ宇治にいらせおはしまして宇治橋を引候てまばしも

や支へられ候べきさ候ばすいたゞ近江國へ御下向候て甲賀の山をうしろにあて坂東武士候なんぞ遅参り候はゞ關東へ御幸候て足柄山さきふさぎ候なやうく京中はえこらへ候はじものを東國は頼義義家が時より爲義にたがはぬ者候はす京中は誰もくこどからをこそ伺ひ候らめせめてならば内裏へまいりて一あてしていかにも成候はゞやと申しけるを左府御前にていたくないそぎぞ只今何事のあらんずるを當時まことに無勢けなり大和國ひがきの冠者と云者有吉野の勢を催してやがていそぎ参れと仰てき今いまいらんまばし相まてとまづめられけれこの以外の御事哉とて庭に候けり爲義が外には正弘家弘忠正頼憲などぞ候ける勢すくなる者とも也内裏には義朝が申上けるいにかかくいつともなくてさへたる御はからいは候にか軍の道ばかりは候はず先たゞ押寄て蹴ちらし候ての上のことに候爲義よりかた爲朝具して既に参り候にけり親にて候へとも御方にかくて候へは罷向ひ候はゞ彼等もひき候なんものをたゞよせ候なんどかしらを搔て申けるに十口一口十口一日にことされす通憲法師庭に候ていかにくと申けるに法性寺殿御前にひしと候て目をまはたゞきてうちみわけく見て物もいはれざりけるを實能公以下是をまはりて有けるほどに十一日の曉さらばとくをひちらし候へといひ出されたりけるに下野守義朝は悦て日出したりける紅の扇をはらくとつかひて義朝軍にあふ事何箇度になり候ぬる皆朝家をおそれいかなるとがをか蒙候はんずらんとむねに先こたへて畏候きけふ追討の宣旨蒙りて只今敵にあひ候ぬる心のすいしさを候はねとて



安藝守清盛と手をわちちて三條内裏より中御門へよせ参りける此外には源頼政重成光康  
 など候けりほとやは有べきはのくによせかけたりけるに頼賢爲朝勢すくなにてひしと  
 さへたりけるに義朝が一の郎等鎌田治郎正清は度々かけかへされけれども御方の勢計  
 なければをし廻して火かけてければ新院は御直衣にて御馬にたてまつりて御馬のまりに  
 は右馬佐のぶざねと云者乗て仁和寺の御室の宮へいらせ給ひけり左大臣のまら腹巻とか  
 やきて落られけるを誰が矢にか有けん顔に中りてほうをつよく射つらぬかれにければ  
 馬より落にけり小家にかき入てけりこの日やがて藤氏長者の如元と云宣下ありて法性寺  
 殿にかへしつけられにけり上の御さたにてかくなる事の初也筑後の前司まげさたと云し  
 武士の土佐源太まげざねが子也入道して八十になりしにわひて侍しかり我射て候し矢の  
 まさしく中り申て候しとてかひなをかき出して七星のはくろ(黒子)のかく候て弓矢の  
 冥加一度もふかく候はずとこそ申しさて悪左府の桂川の梅津と云所より小船のせて經  
 憲など云者ども具して宇治にて入道殿に申けれり今一度ども仰られさりけりさて大和の  
 般若寺と云かたへ具し申て下りけれり次の日とかや引入られにけりこまかに仲行か子に  
 問侍しかり宇治の左府の馬に乗に及ばず戰場大炊御門御所に御堂のありけるにやつま  
 せに立をひて事を行ひて在けるに矢の來りて耳のまもに中りにけれり門邊に有ける車に  
 藏人大夫經憲と云者乗具し申て挂河に行て鶴船にのせ申てこて(木津)河へくたして知足  
 院殿南都へいらせ給たりけるに見參せんと申されけれりもとより存たる事也對面に及

まじと仰られける後に備内にて引いられけれりこの經の圖書允利成(盛)監物信頼な  
 と云ける兩三人般若寺の大道より上りての方三段ばかり入て火葬し申てけりと承りし  
 由申けりかやうの事の人うち云とまさしく尋聞といかはる事に侍り彼是をとり合つゝ  
 聞に一定ありけんやうのみなまらるゝ事也かくして爲義の義朝が遁て來りけるをかう  
 くくと申けれりはやく首を切へきよし勅定さだまりにけれり義朝やかて輿車に載て四塚  
 へやりてやかて首切てけれり義朝の親の首きりつと世にの又のしりけりかくて新院を  
 の讃岐の國へ流し奉られにけり宇治の入道をの又法性寺殿のさたにて知足院にうちこめ  
 られにけりこの十一日のいくさの五位藏人にてまさよりの中納言藏人の治部大輔とて候  
 しか奉行して書りし日記を思かけず見侍しなり曉寄てうちをとして歸り参まで時々刻々  
 只今の候かう候といさゝかの不審なく義朝が申ける使のはしり違ひて向ひて見むやう  
 にこそをばへしがゆゝしきものにて義朝ありけりところ雅頼も申けれりそのうち教長めし  
 どりてやうくの推問有ける官にめして長者大夫史大外記候て辨官職事にて問れける昔  
 の跡(例)有りて猶いみしかりけりこの比などさるすちあるべしとこそみえぬ

愚管鈔卷四終



愚管鈔卷五

この内亂たちまちに起りて御方ことなく勝てとがあるへき者とも皆ほとくに行はれに  
 けり死罪のどまりて久く成たれとかうほどの事なればにや行はれにけるをかたふく人  
 も有けるにやさて後白河院は佛法の御行とに叡慮に入たる方をはして御位の程大内の仁  
 壽殿にて懺法行ひなとせさせ給ひけりひとへに信西入道世をとりて在ければ年比思ひ  
 とちたる事にや有けん大内のなきか如にて白河鳥羽二代有けるを有職の人ともは公事は  
 大内こそ本なれこの二代のすてられて沙汰なしと歎きければ鳥羽院の御時法性寺殿に世  
 の事一向にとりさたせられよと仰られける手はしめぬにその大内造營の事を先申させん  
 と企られけるをきこしめして世の末にかなふまじこの人は昔心の人にこそとて叡慮に  
 かなはざりければ引いられにけりそれを信西がはたくと折を得てめてたくさたして諸  
 國七道少しの煩ひもなくさはくとた二年が程に作り出してけりその間手つから終夜  
 算を置ける後夜方には算の音なりけるこえすみてたうとかもけるなど人沙汰しけりさて  
 ひしと功程を考へて諸國にすくなくとあて誠にめてたくなりけり其後内宴行ひて姦  
 女の舞などしてこのいかにと覺ゆる程に沙汰しけりさて大内常の御所にて有ければ御懺  
 法などさへあしかるへき事にも候はずとて行はせまいらせなんとしてありけるほとに  
 保元三年八月十一日におりさせ給て東宮院二條に御讓位ありて太上天皇にて白河鳥羽の定  
 に世をあらせ給ふ間に忠隆卿が子に信頼と云ふ殿上人ありけるをあさましき程に御寵あ

俊明案す  
 るに意趣  
 こほりさ  
 けり疑は  
 水の凝結  
 なさしふ  
 下に意然  
 趣の籠ら  
 さはんさ  
 あれは書  
 誤るべし

りけり去程に又北面の下臈ともにも信成信忠爲行爲康など云者とも兄弟にて出来などし  
 ければ信頼は中納言右衛門督までなされてありけるがこの信西のまた我子とも俊憲大辨  
 宰相貞憲右中辨成憲近衛司などになしてありけり俊憲等才智文章など誠に人に勝れて延  
 久例に記録所おこし立てゆゝしかりけり大方信西が子どもは法師とも、數えらす多かる  
 も皆ほとくによき者にて有ける程にこの信西を信頼をねむ心出來て義朝清盛源氏平氏  
 にて候けるを各此亂の後に世をとらんと思へりける義朝と一つ心になりてはたと謀反を  
 おこしてそれも義朝信西そこに意趣は(も歎)りにける也信西は時にとりてさうなき者  
 なれば義朝清盛とてならびたるに信西が子に時憲とて信乃入道とて西山吉峰の往生院に  
 て最後十念成就して決定往生したりと世に云聖のありしが男にてさかりの折ふしにし  
 (志)ありしをさへて聲にとらんと義朝が云けるを我子は學生也汝が聲にあたばすと云  
 わらきやうなる返事をしてきかさりける程にやがて程なく當時の妻のき(紀伊)の二位が  
 腹なるまげのりを清盛が聲になしてける也こゝにいかでかくの意趣のこもらざらんか  
 やうの不覺をいみしき者もし出す也さらしく力不及事也とてもかくても物の道理の重  
 き輕きをよくく知てふるまひたかへぬはかにいなるもかなふまじき也それかたば  
 かりにて皆まばしは思ふさまにすぎらるゝ也二つ三つさしあはせてあしき事の出來ぬる  
 上はよき事もわるき事も其時こと切る也信西がふるまひ子息の昇進天下の執權この充  
 満のありさまに義朝と云程の武士に此意趣ひすふへしやは運報のかきり時のいたれる也



又腹のあしき難の第一人の身をいほろぼす也よく腹あしかりける物にこそかゝりける程に平治元年十二月九日の夜三條鳥丸の内裏院の御所にて在けるに信西子ともぐして常に候ける押こめて皆打殺さんとあたくして御所をまきて火をかけてけりさて中門に御車をよせて師仲源中納言同心の者にて御車よせたりければ院と上西門院と二所(品)のせまいらせたりけるに信西が妻成範が母の紀伊二位のせいちひさき女房にて有けるが上西門院の御衣のすそにかくれて御車に乗にけるをさどる人なかりけり上西門院の待賢門院の御腹にて母后のよしとて立后も有けるとかやさてかた／＼殊にあひ思て一所に常のれはしすしける也この御車には重成光基季實などつきて一本御書所へ入まいらせてけりこの重成は後に死たる所を人にあられすとほめけり俊憲真憲ともに候けるは逃にけり俊憲はたゞ焼死なんと思て北の對の縁の下に入て有けるが見廻しけるに逃ぬへぐて炎のたゞもえにもぬけるに走出てそれ逃にけり信西のかさどりて左衛門尉師光右衛門尉成景田口四郎兼光齋藤右馬允清實を具して人にあらるまじき夫輿(フコ)かきにかゝれて大和國の田原と云方へ行て穴を堀てかき埋れにけりその四人なからもどりを切て名付よと云ければ西光西景西實西印とつけたりけるその西光西景は後に院に召仕れて候き西光はたゞ唐へ渡らせ給へぐしまいらせんとぞ云ける出立ける時は本皇命位にありいかにものかるましとぞ云けるさて信頼はかくまちらして大内に行幸なして二條院當今にておはしますをとりまいらせて世をねこなひて院を御書所と云所にすえまいらせて既に除目行ひて義朝は

四位して播磨守に成て子の頼朝十三なりけるを右兵衛佐になしなとして有ける也さて信西のいみしく隠ぬと思ひける程に猶夫輿かき人に語るを光康と云武士これを聞付て義朝が方にて求め出して參らせんとて田原の方へ往けるを師光は大なる木の在ける上にのぼりて夜を明さんとあけるに穴の内にて阿彌陀佛とたかく申す聲のほのかに聞えたりそれにあやしき火の多き見ゆければ木より下てあやしき火こそみゆ候へ御心してねはしませとたかく穴のもとに云入て又木に登りてみける程に武士どもせい／＼と出來てとかく見めぐりけるによくかきうづみたりと思けれと穴口に板をふせなんどしたりけるを見出して堀出たりければ腰刀を持て有けるをむな骨の上につよくつき立て死てありけるを堀出して頭をとりていみし顔に持て參りてわたしなごしけり男法師の子ども數を盡して諸國へ流してけりこの間に清盛は太宰大貳にて有けるか熊野詣をしてゐたりける間に此事ともれこ(とほ)し出して有けるに清盛のいまた參りつかてにたかはの宿と云はたのべの宿なりそれにつきたりけるに脚力はせきてかゝる事京に出きたりと告げれりこのいかにせんすると思ひわつらひて在けり子どもには越前守基盛と十三になる淡路守宗盛と侍十五人などを具したりける是よりたゞ筑紫さまへや落て勢つくへきなんと云へとも湯淺權守と云て宗重と云紀伊國に武者ありたしかに三十七騎を有けるその時のよき勢にてたゞおはしませ京へは入まいらせなんと云けり熊野の湛快はそふらいの數にはえならて鎧七領をそ弓矢まで皆具たのもしくとり出てさうなくとらせたりけり又宗重が子の十三な



るか紫革の小腹巻の有けるをぞ宗盛にいさせたりけるその子は文覺か一具の上覺と云ひしりにや代官を立て參もつかやがて十二月十七日に京へ入にけりすべからく義朝はうつべかりけるを東國の勢などもいまだつかざりければにや是をいともかくもさたせで在ける程に大方世の中には二三條内大臣公教その後の八條太政大臣以下さもある人々世のかくていいかいせんぞ信賴義朝師仲等が中に誠しく世を行ふべき人なし主上二條院の外鼻にて大納言經宗ことに鳥羽院もつけまいらせられたりける惟方檢非違使別當にて在けるこの二人主上にはつきまいらせて信賴同心のよしにて有けるもそゝやきつゝやきつゝ清盛朝臣ことなくいりては六波羅の家には有けるとどかく議定して六波羅へ行幸をなさんと議しかためたりけりその使は近衛院東宮の時の學士にて知通と云博士ありけるが子に尹明とて内の非藏人有けり惟方は知通が婿なりければ一つにて有けるこの尹明さかしき者なりけるを使にはして云かはして尹明のその比は勅勘にて内裏へもえまいらぬ程なりければ中々人もあらでよかりければ十二月廿五日(乙亥)丑の時に六波羅へ行幸をなしてけりその様は清盛尹明にこまかにれしへけり晝より女房の出んずる料の車とればしめて牛飼ばかりにて下簾の車をまいらせてれき候はんさて夜さし更候はん程に二條大宮の邊に焼亡をいたし候はゞ武士どもは何事をとてその所へ皆まうで來候なんすらんその時その御車にて行幸のなり候べきぞと約束してけりさて内々このことさかるへき人々相議定して清盛熊野より歸てなにとなくて在は一定義朝も信賴もけうくと思ふ様共れ

はからん用心の堅固にてば物のたかくなるもあやむる事也すこし心をのべてこそよからめとて清盛が名簿ナツキを信賴かりやるべきそのよく子細を云へとてありければ清盛はたいにかにもくかやうの事は人々の御はからひに候と云ければ内大臣公教の君をまさしくその名簿をは書たりけるそれを一の郎等家定に持せて云やりけるやうにかやうにて候へは何となく御心おかれ候らんさなしとてれるかなるへきには候はねどいかにもく御はからひ御氣色をいたがへまいらせ候ましきに候其あるしににおそれなから名簿をまいらせ候也といはせたりけれこれの行幸の日のつとめてにて有ければ返事には返々悦て承り候ぬこの旨を存候て何事も申承候べし尤本意に候と云たりければよしとてそ在けるまたくの如くにしたたりけり夜に入て惟方は院の御書所に參りて小男にて有けるか直衣のくゝりあげてふと參りてそゝやき申て出にけり車は又その御料にもまうけたりければ院の御方の事いさたする人もなく見あやむ人もなかりければ覺束なからす内の御方には此尹明候なれたる者にてむしろを二枚まうけて庭道に南殿の廻廊に敷て一枚を歩ませ給ふ程に今一枚をまきくして内侍には伊豫内侍少輔内侍二人ぞ心えたりける是等先ししてけりさて火消て後信賴は焼亡は別事候はずと申させ給へと藏人して伊豫内侍に云けれいさ申候ぬとてこの内侍どもは小袖ばかりきてかみわきとりて出にけり尹明のまづかに長櫃をまうけて立象鈴鹿御笛のはこたいといけい(大刀契)のから櫃日の御座の御太刀殿上



の御倚子などさたし入て追さまに六波羅へ参れりければ武士どもれさへて弓長刀さしちがへくして固めたるに誰か参らせ給ふぞと云ければたかく進士藏人尹明が御物持せて参て候なりと申させ給へと申たりければやかて申てとく入れよとて参りにけりはのくとする程也けりやかて院の御幸上西門院美福門院御幸ともなり合せ給て在けり大殿關白相具して参られたりけり大殿とは法性寺殿也關白といその子十六歳にて保元三年八月十一日二條院受禪の同日に關白氏長者皆讓られにけるあなわかやと人皆思ひたりけり是中の殿とそ世には云める又六條攝政中院とも申やらんこの關白は信賴か妹に聳とられて在ければすこし法性寺殿をは心ねかんなと云こと有けるにや六波羅に参内ねはしましける御前にて人々候けるに三條内府清盛方を見やりて關白まいられたりと申いか候べきやらんと云たりければ清盛さうなく攝籙の臣の御事などは議に及ぶべくも候はずまいられざらんをそわざとめさるべく候参らせ給ひたらんは神妙の事にてこそ候へと申たりけるあはれよく申物かなと聞く人思ひたりけり其夜中には(京申)行幸六波羅へなり候ぬるそくとののしらせけり山の青蓮院座主行玄の弟子にて鳥羽院の七宮法印法性寺座主(兼快法親王)とておはしける知法の覺有ければにや其時佛眼法うけ給て修せられける白河房へも夜半に叩て行幸六波羅へなり候又よく祈り申させ給へと云使ありけりかゝりける程に内裏には信賴義朝師仲南殿にてあぶの目ぬけたる如にて在けり後に師仲中納言申けるは義朝は其時信賴を日本第一の不覺人なりける人をたのみてかゝる事を仕出つる

と申けるをは少しも物もぬいはざりけり紫宸殿の大床に立て鑑とりてきける時たいとい(天刀契)小唐櫃の小鉤を守刀に付たりけるを師仲は内侍所の御體を懐に入れて持たりけるたべ其鉤是に具しまいらせてもたん其刀に付て無益也と云ければ誠にとて投たせたりければ取ていつちも御身をはなれ申ましきとて藍摺の直垂をそ着たりけるやかて義朝は兜の緒をしめて打出ける馬のしりに打具して有ければ京の小路に入にけるうへは散々にうちわかれにけりさて六波羅よりやがて内裏へ寄けり義朝は又いかさまにも六波羅にて戸をさらさん一あてしてこそとてよせけり平氏が方には左衛門佐重盛清盛嫡男三河守頼盛清盛舍弟この二人こそ大將軍の誠にたゝかひのまたりけるありければ重盛が馬を射させて堀河の材木の上に弓杖つきて立て乗替に乘けるゆゑしく見えけり鑑の上の矢とも折かけて各六波羅に参れりける勝ての上は心も落居て見物してこそ有ければ義朝は又六波羅のはた板のきはまてかけ寄て物さはかしくなりける時大將軍清盛はひた黒にさうそきてかちの直垂に黒革おとしの鎧に塗のゝ矢れひて黒き馬に乗て御所の中門の廊に引よせて大鍬形の兜取て着て緒しめ打出ければ歩武者の侍二三人馬にそひて走りめぐりて物さはがしく候見候いんと云てはたくと打出けるこそ時にとりてよにたのもしかりけれ

一 義朝か方には郎等わつかに廿(十)人が内に成にければ何わぎをかかせんやがて落ちていかにも東國へ向ひて今一度會稽を遂んと思ひければ大原の千束がかけにかゝりて近江の方へ落にけり正清もなをはなれす具したりけり此時内の護持僧にて山の重瑜僧正候ける六



五宮は鳥羽院第五皇子覺性  
法親王紫  
金臺寺御  
孫に號す  
事は門跡  
譜に見え  
たり

波羅に參て香染にて丑寅の方に向て南無叡山三寶とて如法に立額スガをつきて拜みけるこそよにたのもしかりけるかやうの時はさる者の必候へき也又清盛は大内裏に信賴が宿所に昨日書てやりたる名簿をそのまゝにて今日とり返しつるとてこそ笑けれ信賴は仁和寺の五宮覺性法親王の御室へ參りたりけるを次の日五宮よりまいらせられたりけるに清盛は一家の者ともあつめて六原のうしろに清水ある所に平張うちており居たりける所へ成親中將と二人を具して前に引すえたりけるに信賴があやまたぬよし云けるよに／＼わろく聞へけりかう程の事にさ云ばやは叶べき清盛のなん條とて顔をふりければ心えて引立て六條河原にてやがて頸きりてけり成親は家成中納言が子にてふよらの若殿上人に有けるが信賴にくみせられて有けるふかゝるべき者ならねばとがもいとなかりけり武士ども、何も／＼程々の刑罰は皆行はれにけりさて義朝は又馬にもえのらすかはたしにて尾張國まで落行て足もはれつかれたれば郎等鎌田次郎正清が鼻にて内海莊サツミン司平忠致とて大矢左衛門むねつねが末孫と云者有ける家にうちたのみてかゝるゆかりなれば行つきたりける待悦ふ由にていみじくいたはりつゝ湯わかしてあぶさんとしけるに正清事のけしきをさとりてこゝにてうたれなんぞよと見てければかなひ候はじあしく候と云けれいさうなし皆存たり此頸打てよと云けれい正清主の頸打落してやがて我身自害してけりさて義朝が頸のとりて京へまいらせてわたりて東の獄門のあての木にかけたりけるその頸のかたはらに歌をよみてかきつけたりけるをみければ

下つけは木の上紀伊守にこそなりにつれよしともみえぬかけづかさ哉となしよめりける是をみる人かやうの歌の中にこれ程一文字もあだならぬ歌こそなけれどの、しりけり九條の大相國伊通公をかゝる歌よみてはほく落文にかきなごしけるとそ時の人思ひたりけるかくて二條院當今にてはしますいその十二月二十九日に美福門院の御所八條殿へ行幸なりてわたらせ給ふ後白河院をばその正月六日八條堀河の顯長卿か家におはしまさせけるにその家には棧敷の有けるにて大路御覽して下衆など召寄られければ經宗惟方などさたして堀河の棧敷を板にて外よりむす／＼と打つけてけりかやうの事どもにて大方此二人して世をは院にしらせまいらせし内の御沙汰にてあるべしと云けるを聞召て院は清盛をめてわが世にありなしのこの惟方經宗にあり是ら思ふ程いましめてまいらせよとなく／＼仰有けれいその御前には法性寺殿もおはしましけるとかや清盛又思ふやうども有けん忠景爲長と云二人の郎等してこの二人をからめとりて陣頭に御幸なして御車の前に引すへておめかせてまいらせたりけるなど世には沙汰しきその有さまいながしければかきつくべからず人皆あれるべしさてやがて經宗をば阿波國惟方をば長門國へ流してけり

一信西か子共は又敷を盡して召かへしてけり是等からむることは永曆元年二月廿日の事也これら流しける時義朝が子の頼朝をい伊豆國へ同くなかしやりてけり同き三月十一日にそこの流刑どもは行はれける惟方をば中小別當と云名を付て世の人云さたしけりさてこ



の平治元年より應保二年まで三四年が程は院内申し合つゝ、同じ御心にていみじく有ける程に主上をのろひまいらせける聞え有て賀茂の上の宮に御かたちを書てのろひまいらす事見あらはして實長卿申たりけりかうたき男からめられたりければ院の近習者資賢卿など云格勤の人この所爲とあらはれにけりさて其六月二日資賢か修理大夫解官せられぬ又時忠か高倉院の生れさせ給へる時妹の小辨の殿うみまいらせけるにゆゝしき過言をしたりけるよし披露して前の年解官せられにけりかやうの事とも行あひて資賢時忠は應保二年六月廿三日に流されにけりさて長寛二年四月十日關白殿中をは清盛おさなき娘に聲とり申て北政所にて有けり

一さて主上二條院世の事は一向に行はせまいらせて押小路東洞院に皇居造りておはしまし  
て清盛か一家の者さながら其邊にどの所ども造りて朝夕に候はせけり如何にも清盛も誰も下の心こゝろにこの後白河院の御世にて世をよろしめすことをいいかゞとのみ思へりけるに清盛のよく敬みていみしくはからひてあなたをなしたしけるにこそ我妻の弟小辨の殿の院のねはえして皇子うみまいらせなせしてければそれも下に思ふやうとも有けんさて後白河院は多年の御宿願にて千手觀音千體の御堂を作らんと思召けるをば清盛奉りて備前國にて作りてまいらせければ長寛二年十二月十七日に供養ありけるに行幸あらはやと思召たりけれと二條院は少しも思召よらぬさまにて有けるに寺づかさの觀勳賞申されけるをも沙汰もなかりけり親範職事にて奉行して候ける御使しけるこの御

ひさはた  
うけては  
今も云詞  
にて目の  
端涙一ば  
しい杯と  
同

腰おでは  
腰居にて  
腰居りて  
居さりの  
如しと云  
ふ意

堂をば蓮華王院とつけられたりその御所にて御前へ召ていかにと被仰ければ親範初許候はぬにこそ申たりければ御目に涙をひとはたうけてやゝなんのにくさによゝとぞ仰られて親範がどがとまで思召れ候にしれそれ候てとぞ親範のかたり侍りける此御堂は眞言の御師にて高麗コリアの僧正種井僧正行慶は白河院の御子也三井門流にたふとき人成しかは院のひとへにたのみ思召たりけるがことに沙汰して中尊の丈六の御面相を手つから直されけり萬の事に心きいたる人とそ人は云ける六宮の御師なり

一二條院は御出家の義にて仁和寺の五宮へわたりはしめておはしましけるを玉胤なほ大切なりとてとりかへして遂に立坊有けりその御ひつびにて五宮は位の御時この二條内裏の邊に三條坊門烏丸に壇所手つから作りて朝夕にひしと候はせ給ければ萬機の御口入も有けりさて六宮の天王寺別當とりてならせ給て人々いはれさせ給ひけり

一さて應保二年三月七日又經宗大納言の召還されて長寛二年正月廿二日に大納言にかへりなりて後には左大臣一の上にて多年職者にもちゐられてを候けるこの經宗大納言のまさしき京極大殿のむまこむまこ也人から有て祖父の二位大納言經實には似ず公事よく勤て職者からもありぬへかりければ知足院殿の知足院にうちこめられて腰おてねはしける人參りて常に世の中ならひまいらせければ法性寺殿の方にいよゝゝわやしみ思ひけり世に二條院の外舅也攝録もやなど云和談とも有けれどいまたこの科には及はずぞ有ける大方世の人の口にくさすこしもよりくるやうにのみ人の物を云也かへすゝ是も心得



異本に  
まつと地  
名とせり

べき事也又惟方は後に永萬二年三月にぞ召かへされたりけるかくて過る程に注性寺殿のおとむすめ入内立后ありて中宮とてれいしましゝかともなのめならぬ覺ゆなから猶御懷妊はえなかりけりさて二條院は又永萬元年六月に病重くて二歳なる皇子のおはしましける御母は誰ともさだかに聞えずこの皇子に御讓位ありて七月廿二日御年廿三にてかくれさせ給ひけり永萬元年八月十七日に清盛は大納言になりけり中殿聲にて世をばいかにも行ひけんと思ひける程にやがて仁安元年十一月十三日に内大臣に任して同年二月十一日に太政大臣にいのぼりにけりさる程に其年の七月廿六日俄にこの攝政のうせられければ清盛の君このいかにといふばかりなきなげきにてある程に邦綱とて法性寺殿の近比左右なき者にて伊豫播磨守中宮亮などまてなして召つかふ者ありきこの邦綱が清盛公が許にいきて云けるやういこの殿下の御跡の事は必しもみな一人のにつくべき事にも候はぬなりかたゝにわかれてこそ候しを知足院殿の御時の末にこそ一になりて候しを法性寺殿ばかりこそ皆すべておはしまし候へこの北政所殿かくてはします又故攝政殿の若君もこの御腹にてこそ候はねともればし候へばあろしめさんに僻事にて候はじ物をと云けるをあたに目をさまして聞悦てそのまゝに云わはせつゝかきりあることゝもはかりをつけて左大臣にて松殿ねはすれば左右なき事にて攝政にいなされて興福寺法成寺平等院勸學院又鹿田方上など云所はかりを攝録にいつけて奉りて大方の家領鎮西のままつ以下鴨居殿の代々の日記寶物東三條の御所にいたるまで總領して邦綱北政所の御後見にて

名抄に和  
津の島  
しらのな  
し西の始  
所末の沙  
なるへし

この近衛殿の若君なるやしなひて世の政事は皆院の御沙汰になして建春門院は其時小辨殿とて候ける時信がむすめ清盛が妻の弟也けれこれと一にとりなして後白河院の皇子小辨殿うみまいらせてもちたりけるをやがて東三條にわたしまいらせて仁安二年十月十日東宮にたてまいらせてけり清盛は同三年二月十一日病に沈みて出家して後やみにけりさて同年四歳の内をねろしまいらせて八歳の東宮<sup>高</sup>院を位につけまいらせてけりこの新院をは六條院とそ申けるそれは十三にて御元服たにもなくてうせ給にけり邦綱か女嫡女を御乳母にしたりけり大夫三位とて成頼か妻也成頼入道か出家には物語ともあれど無益也二の女をは又この高倉院の東宮の御乳母になして別當の三位と云けりこの事かくはからひたるめでたさに邦綱は法性寺殿は上階などまでは思召もよらざりけるにやがて藏人頭になして三位宰相東宮權大夫になして御乳母にて後には正二位の大納言までなしてけりかくて清盛か子共重盛宗盛左右大將になりけり我身は太政大臣にて重盛は内大臣左大將にて在ける程に院は又この建春門院になりかへさせ給て日本國女人入眼もかくのみ有ければ誠なるべし先は皇后宮後に院號國母にてこの女院宗盛を又子にせさせ給てけり承安元年十二月十四日この平大相國入道が女を入内せさせてやがて同二年二月十日立后中宮とてあるに皇子を生せまいらせていよゝ帝の外祖にて世を皆思ふさまにとりてんと思ひけるにや様々の祈どもして有けるに先は母の二位日吉に百日祈りけりとあるしもなかりければ入道云やうわれが祈るゑるしなりし(なし)今見給へ祈出てんと云て安藝



俊明案す  
るにさる  
ひは俳優  
滑稽し者  
を云へり  
ふとば清  
少納言は  
記著集  
宇治拾遺  
見へたり

國殿島をことに信仰したりけれへにや船をつくりて月詣を福原より初て祈りける六十日ばかりの後御懷妊と聞えて治承二年十一月十二(二)日六波羅にて皇子誕生思ひの如くありて思さまに入道帝の外祖になりけりかくて建春門院は安元二年七月八日瘡やみてうせ給ひぬその後院中あれ行やうにて過る程に院の男のねはへにて成親とて信賴か時あやうかりし人流れたりしもさやうの時の帥仲まで内侍所かの請とりたりし小鈎など持て参りてかへりて忠ある由申しかは皆かやうの者いめしかへされにけるこの成親をことになのめならず御寵ありける信西か時の師光成景は西光西景とて殊に召仕はれけり康頼など云さるかうくるひ(養樂狂者などにきく)と召つかひて又法勝寺執行俊寛と云者僧都になしたひなどして有けるがあまりに平家の世のまゝなるを羨むかにくむか叡慮をいかに見けるにかして東山邊に鹿谷と云所に靜賢法印とて法勝寺の前の執行信西か子の法師ありけるは蓮華王院の執行にて深くめしつかひける萬の事思ひ知りて引いりつゝまことの人にてありけれこれ又院も平相國も用ゐて物など云合せけるがいさゝか山莊を作りたりける所へ御幸のなりしけるこの閑所にて御幸の次に成親西光俊寛など聚りてやうくの議をまけると云事の聞ゆるこれの一定の説い知ねとも滿仲が末孫に多田藏人行綱と云し者を召て用意して候へとて白しるしの料に宇治布三十段たびたりけるを持て平相國は世の事しおほせたりと思ひて出家して攝津國の福原と云所に常にありけるそれへもて行てかゝる事こそ候へと告けれのその返事をばいはで布ばかりをば取て壺にて焼

行にけり  
にやはけ  
考ににけ  
か考にに  
のやはけ  
誤行けり

捨て後京に登りて安元二(三)年六月二日かどよ西光法師を呼とりて八條の堂にてや行に掛けてひしくと問けれの皆落にけり白狀書せて判せさせてやがて朱雀の大路に引出て頸切てけりこの日の山の座主明雲が方大衆西本坂までくたりてかくまかり下て侍るよし書(云)たりけり世の中の人あきれまどひたる事にて侍きこの西光が頸きる前の日成親の大納言をい呼て盛俊と云力ある郎從盛國が子にてありきをれして抱きて打ふせてひきまばりて部屋に押籠てけり公卿の座に重盛と頼盛と居たりける所へ何事にか召の候へり参て候とて諒闇にて建春門院母后にてうせ給て後の事にてぞ諒闇のなほしにてよによくてきたりけり出候いんにこまかに見参いせんとて有けるをやかてかくしてけれの重盛も思よらずあきれなからこめたる部屋のもとに行て小鼻のむつひにやこの度も御命はかりの事は申候はんするぞと云けりさやうなりけるにや肥前の國へやりて七日ばかり物を食せて後さうなくよき酒を飲せなんどしてやがて殺(死亡)してけり俊寛と檢非違使康頼とをは硫黄の島と云所へやりてかして又俊寛は死にけり安元三年七月廿九日に讃岐院に崇徳院と云名をは宣下せられけりかやうの事ども怨靈をおそれたりけりやがて法勝寺御八講頼長左府に贈正一位太政大臣のよし宣下など有けりさて又此年京中大焼亡にてその火大極殿に飛付て焼にけりこれに依て改元治承とありけり入道かやうの事ども行ひちらして西光か白狀を持て院へ参りて右兵衛督光能卿を呼出してかゝる次第にて候へばかく沙汰し候ひぬ是は偏に爲世爲君に候我身の爲は次の事にて候とを申けるさてやがて福



原へ下りにけり下りさまの出たちにて参りたりけり是より院にも光能までもこのいかに  
と世のなりぬるぞと思ひける程に小松内府重盛治承三年八月一日うせにけり此小松内府  
のいみしく心うるはしくて父入道が謀叛心あるとみてとく死なばやなど云と聞えしにい  
かにあたりけるにか父入道が教にあらで不可思議の事を一つあたりしなり子にて資盛  
とて在しをは基家中納言むこにしてありしさて持明院の三位中將とぞ申しそれがむげに  
若かりしとき松殿の攝籙臣にて御出ありけるに忍ひたるありきをしてあしく行あひてう  
たれて車の簾さられなどしたる事の有しをふかくねたく思て關白嘉應二年十月廿一日高  
倉院御元服の定めに入内する道にて武士等を設て前驅の髻を切てし也是によりて御元服  
定のびにきさる不思議有しかせ世に沙汰もなし次の日より又松殿も出仕うちしてあられ  
けりこの不思議の後この事とも始にて有けるにこそこの松殿は攝籙の後年比の北  
方三條の内大臣公教の女に聳とられて其子共實房實國など云人々ともして沓とり簾もた  
げて法性寺殿の存日よりのことにていみじかりけるを花山大相國忠雅むすめをもちたり  
ける攝籙の北政所になしたがかりて聳にとり申てけり世間のゆゑしき沙汰にて最愛の中  
なりて師家と云子生て八歳にて中納言になしてかゝる事とも出さにけり其後はわさと殿  
下御出とてあれば實房は直衣の袖中門廊の妻戸にさし出すやうにて無愛アイナクにのみふるまひ  
けれのあれみよなど人云けり兼雅の又かはりて其たう篤こそは家禮のあらめあはれた  
り器量と云者一こそ大切なれさて白河殿と云し北政所も延勝寺の西にいみしく家作りて

在しも治承三年六月十七日うせられにけり是は中一年ありて小松内府は八月一日うせて  
後かれが年比まりける越前國を入道にもどかくの仰もなく左右なくめされにけり又白  
河殿うせて一の所の家領文書の事など松殿申さるゝ旨有けり院もやうく御沙汰とも有  
けりなご聞てをどしし事ともふるかこくきさしての上にかなるこの外のやうかあり  
けん入道福原より武者たちてにはかに上りて我身も腹巻はづさずなど聞えきかくして同  
き治承三年十一月十九日に解官の除目同廿一日に任官除目と云もの行ひて此近衛殿の二  
位中將とて年は二十にて在しを一度に内大臣になしてき重盛が内大臣闕未だならさりし  
所也さてやがて關白内覽の臣になしてき九條の大臣兼實は右大臣にて法性寺殿の三男さ  
いなくて天下の事預顧問て兵仗の大臣にて候はれしをこえてあかも此右大臣に殊に扶  
持し給へとて子の二位の中將良通とて十二にて在しを一度にこの除目に中納言の右大將  
になしなごしてやがて關白をば備前國へ流すともなく邦綱が沙汰にて下し申ければ俄に  
鳥羽にて大原の本覺房よびて出家せられてけり院の近習の輩散々に國々へやりてやがて  
院をいその廿日鳥羽殿に御幸なして人ひとりもつけまいらせず僅に琅慶と云僧一人など  
候はする體にて置まいらせて後に御思ひ人淨土寺の二位をは其時は丹後と云しそればか  
りまいられたりけり

一同四年五月十五日に高倉宮とて院宮に高倉の三位とておはせし女房うみまいらせたる御  
子おのしき諸道の事沙汰ありて王位に御心こころかけたりと人思ひたりきこの宮をさうな



く流しまいらせんとて頼政源三位が子に兼綱と云檢非違使を追つかひにまいらせて三條高倉の御所へ参れりけるおとに逃させ給て三井寺に入せ給たりけるを寺法師共もてなし道々切ふたきたりけるに頼政のもとより出家したりけるが近衛河原の家焼て仲綱伊豆守兼綱など具して参りにけり宮を逃しまいらせたる一すちにやとを人は思へりけるにはいかにと天下は只今くどのしりきさてたへておはしますべきならねば落て吉野の方へ奈良をさしておはしましける頼政三井寺へ廿二日に参りて寺より六波羅へ夜打出したて、有程に遅くさして松坂にて夜明にけれこの事とけずして廿四日に宇治へ落させ給て一夜はしましける廿五日に平家推かけて攻寄て戦ひければ宮の御方にはた頼政が勢誠にすくなし大勢にて馬いかだにて宇治河わたしてければ何わさをかはせんやがて仲綱は平等院の殿上の廊に入て自害してけりにべ(賢)野の池を過る程にて追つきて宮をい打とりまいらせてけり頼政もうたれぬ宮の御事いたしかならずとて御頸を萬の人に見せけるに御學問の御師にて宗業ありければ召て見せられなんとして一定なりければさて在ける程に宮のいまだおはしますなど云事云ひ出して不可思議の事ども有ければ信したる人のおこにてやみにきさてやがて寺へは武士いれて堂舎をのぞきて房々は多く焼はらせてきさて宮の三井寺より奈良へねはします事は奈良吉野の方に請取参らせんと支度したりけれいふかくやすからぬ事にして南都を追討せんとて公卿僉議行ひけり隆季通親など云公卿一すちに平禪門になりかへりたりけれいさるへきよし申けるを左右大臣

もたへは  
一本たへは  
のそあり

にて經宗兼實多年ならびておはしける右大臣思ひきりて一定謀叛の證據なくてさうなくさ程の寺を追討いさらにえ候はし就中春日大明神日本第一守護の神明也王法佛法如牛角不可被滅之由愚詞を申されにければ左大臣經宗は昔のならひにれされてよも是に同せじと人思へりけるに右大臣申さる、旨一言わだならずひしと是に同じ申と申たりければさすがに左右大臣申さる、旨然るへしとて其時いやみにけり又治承四年の六月二日忽に都遷りと云事行ひて都を福原へ移して行幸なしてとかく云はかりなき事どもになりにけり乍去さて有べき事ならねは又公卿僉議行ひて十一月廿三日還都ありて少し人も心落居て在けるに猶十二月廿八日に南都へよせて焼拂ひてきその大將軍は三位中將重衡也あさましとも事もねるか也長方中納言が云けるいかにと思ひしにさらに公卿僉議とて有しにかへりなんと思ふよと推知してしかは放詞さてよかるべき由申てきと云けるさてかう程に世中の又なりゆく事は三條宮寺に七八日おはしましける間諸國七道へ宮の宣とて武士を催さる、文共を書ちらかされたりけるをもてつきたりけるに伊豆國に義朝が子頼朝兵衛佐とて在しは世の事をふかく思てありけり平治の亂に十三にて兵衛佐とて在けるを其亂は十二月也正月に永曆と改元ありける二月九日頼盛が郎等に右兵衛尉平宗清と云者在けるがもとめ出してまいらせたりけるこの頼盛か母と云は修理權大夫宗兼が女也いひえらぬ程の女房にて在けるが夫の忠盛をもたへたる者なりけるが保元の亂にも頼盛が母が新院の一宮をやしなひまいらせければ新院の御方へまいるへき者にて有



いたへに  
幼なる時  
母なるに  
抱きたる  
しむたく  
はむたく  
りともへ  
もたいへ

けるをこの事は一定新院の御方は負なんず勝へきやうもなき次第也とてひしと兄の清盛  
につきてあれと教へて有けるかやうの者にてこの頼朝はあさましくおさなくていとほし  
き氣したる者にて在けるをあれが頸をいひかてかは切んする我にゆるさせ給へどなく  
く乞うけて伊豆へ流刑に行ひてける也物の始終は有興不思議也其時をかゝる人打かへ  
して世の主となるへき者なりけれいにや頼盛をもふかく(た脱懸)のみたる氣色にて有ける  
なりけりこの頼朝この宮の宣旨と云物をもて來りけるを見てされよこの世の事ハさ思  
しものをとて心ねざりにけり又光能卿院の御氣色をみて文覺とて餘りに高雄の事勸す  
して伊豆に流されたる上人在きそれして云やりたる旨も有けるとかや但是は僻事也文覺  
上覺千覺とて具して有聖流されたりける中四年同し伊豆國にて朝夕に頼朝に馴たりける  
その文覺さかしき事とも仰もなければも上下の御内をさぐりつゝいひたりける也さて  
治承四年より事を起して打出けるには梶原平三景時土肥次郎實平眞の伊豆の北條四郎時  
政是等を具して東國をうち從へんとしける程に平家世を知て久しくなりければ東國にも  
郎等多かりける中に畠山莊司小山田別當と云者兄弟にて有けり是等はその時京に在けれ  
いこれ等か子共の莊司次郎など云者共の押寄て戰て宮根の山に逐こめてけり頼朝鎧ぬく程  
になりければ實平ふるき者にて大將軍の鎧ぬかせ給ふにやうある事をかしとて松葉を  
きりて鎧の下に敷せてかふとを取て上に置なんとしていみしき事ともふるまひけると  
やかくて是等具して船に乗て上總介八郎廣經が許へ行て勢つきにける後は又東國の者皆

從ひにけり三浦黨は頼朝がきける道にて畠山とは戦ひたりけりそれより一所にあつま  
りにけり北國の方には帶刀先生義方が子にて木曾冠者義仲と云者など起あひけり宮の御  
子など云人下りておはしけり清盛は三條(高倉宮)の以仁の宮をうちとりて彌心驕つゝかや  
うにしてありければ東國に源氏起りて國の大事になりければ小松内府の嫡子三位中將  
維盛を(大)將軍にして追討の宣旨を下して頼朝をうたんとて治承四年九月廿一日下りし  
かは人見物して有し程に駿河の浮島か原にて合戦にだに及ばて東國の武士具したりける  
も皆落て敵の方へゆきにければ歸り上りけるに逃まどひたる姿にて京へ入にけり其後平  
相國入道は同五年閏二月五日温病大事にて程なく薨逝しぬ其後に法皇に國の政かへりて  
内大臣宗盛を家を嗣て沙汰しける

一高倉院は先立て正月十四日<sup>廿</sup>にうせ給ひにきかくて日にそへて東國北陸道皆ふたかりてこ  
のいくさに勝し事を沙汰して有ければ上下諸人の心みな源氏に成にけり次第に攻寄る聞  
えども有ながら入道うせて後壽永二年七月までは三年が程過けるに先づ北陸道の源氏す  
ゝみて近江國にみちくけり是よりさき越前の方へ家の子どもやりたりければ散くゝに  
追かへされてやみにけりとなみ山のいくさどぞ云ふかゝりける程に七月廿四日の夜事火  
急になりて六波羅へ行幸なして一家の者ともあつまりて山科かため大納言頼盛をやり  
ければ再三辭しけり頼盛は治承(三)年冬の比あしさまなる事とも聞えしかばなかく弓箭  
のみちのすて候ぬる由故入道殿に申てき遷都の比奏聞し候き今は如此事には不可供奉と



云けれと内大臣宗盛不用してせめふせられけれのなまじひに山科へ向ひてけりか様にし  
てけふ翌日義仲東國の武田など云者も入なんずるにて有けれのさきに京中にて大合戦あ  
らんするにてをのゝきわひける程に廿四日の夜半に法皇ひそかに法性寺殿をいてさせ給  
ひて鞍馬の方より廻りて横川へのぼらせをばしまして近江の源氏が此由仰つかはしけ  
りた、北面下臈にともやす鼓の兵衛と云男御輿かきなんとしてぞ候ける曉にこの事わや  
め出して六波羅さはぎて辰巳午兩三時はかりにやうもなく内を具しまいらせて内大臣宗  
盛一族ながら鳥羽の方へ落て船に乗て四國の方へ向ひけり六波羅の家に火かけて焼け  
れは京師中に物とも名付たる者いできて火の中へあらそひ入て物とりけりその中に頼  
盛か山科に在にも告ざりけりかくと聞て先子の兵衛佐爲盛を使して鳥羽に追付ていかに  
と云ければ返事をたにもえせず心もうせてみえけれのはせ返りてその由云けれのやかて  
追様に落けれと心の内にとまらんと思ひけり又この中に二位中將資盛は其比院のおはえ  
してさかりに候ければ御氣色うかゝはんと思けり此二人鳥羽より打かへりて法性寺殿に  
入居ければ又京中地をかへして有けるか山へ二人ながら事由を申たりけれの頼盛にはさ  
聞食つ日比よりさ思召き忍て八條院邊に候へと御返事承りにけりもとより八條院のをぢ  
の宰相と云寛雅法印か妻のまうとめなれば女院の御うしろみにて候けれのさてとまりに  
けり資盛は申入る者もなく御返事をだに聞ざりければ又落て相具してけりさて廿五日  
東塔圓融房へ御幸なりてありければ座主明雲のひとへに平氏の護持僧にて留りたるをこ

そわろしと云ければ山へは上りなからえ参らざりけりさて京の人さながら攝録の近衛殿  
は一定具して落ぬらんと人は思ひたりけるも違ひてとまりて山へ参りにけり松殿入道  
も九條右大臣も皆登りあつたりけりその刹那京中の互についふくをして物もなく成ぬべ  
かりけれの殘なく平氏は落ぬをそれ候まじとて廿六日につとめて御下京有けれの近江に  
入たる武田先参りぬつゝきて又義仲の廿六日に入にけり六條堀川なる八條院のはゝき尼  
が家を給りて居にけりかくてひしめきて有ける程にいかさまにも國王の神璽寶劍内侍所  
相具して西國の方へ落給ひぬこの京に國主なくていかかあらんと云沙汰にてありけ  
り父法皇おはしませの西國王安否の後歎などやうく沙汰ありけりこの間の事は左右  
大臣松殿入道など云人に仰合ければ右大臣の申さるゝ旨ことにつまひらか也とてそれを  
ぞ用ゐられけるさていかにもく踐祚は有べしとて高倉院の王子三人おひします一人の  
六波羅の二位養て船に具しまいらせて在けりいま二人の京におひしますその御中に三宮  
四宮なるを法皇よびまいらせて見参いらせられけるに四宮御をもぎらひもなくよひおは  
しましけり又御占にもよくおはしましけれの四宮を壽永二年八月廿日御受禪行はしにけ  
りよろづ新儀どもなれど仰合つゝ右大臣ことに申をこなひて國王こゝに出きさせおひし  
まして世のさればいかに落居なんずるぞと日本國のなれる様今はかうにこそとて攝録臣  
こそ如此事のさたすることを山よりくたらせ給ふまゝに近衛殿攝録もとの如しと被仰に  
けり一定平氏に具して落べき人のとまりたれにや又いかなるやうか有けんされど近衛



殿のかやうの事申さたすべき人にてもあらず少しもをばつかなき事の右大臣に問つゝこそをばしけれいたゝ名ばかりの事にて庄園文書繼母の我よりも弟なりしか手よりえたる由にて清盛にかくしなされたる人にて有か猶かくてあらるゝいかにもくゝ人は心えぬことにて有しをい皆心得られたりかう程にみだれん世の何事もいはれたる事の有まじき時節なるへし大方攝籙臣はじまりて後程に不中用なる器量の人はいまたなしかくてこの世のうせぬる也贈左大臣範季の申しけるのすてに源氏の近江國にみちて六波羅さわき候の時院の今熊野に籠らせ給て候しに近習にめしつけられて候しかの隙の候しにいかにもくゝ今の叶候まし東國武士の夫までも弓箭にたづさひて候へん此平家かなひ候のしちがはせをいします御沙汰や候べからんと申て候しかのえませをばしましていまのその期こそいと仰の候しと語りけりもとよりの御案なりこの範季の後鳥羽院を養ひ進らせて踐祚の時もひとへに沙汰しまいらせし人もさて加階の二位まであたりしかとも當今の母后のちゝなりさて贈位もたまはれり範季がめい刑部卿の三位と云し能圓法師が妻也能圓の土御門院の母后承明門院の父なりこの僧の妻にて刑部卿三位の在しその腹也その上御めとのにて候しかとも能圓六波羅の二位か子にしたる者にて御めのものにもなしたりき落し時あひ具して平氏の方に在しかの其後は刑部卿の三位もひとへに範季をちにかゝりて在し也それを通親内大臣又思て子をいくらともなくむませて有き故卿の二位の刑部卿三位か弟にてひしと君につままいらせてかゝる果報の人になりたる也かやうにてすくる程

にこの義仲は頼朝を敵に思ひけり平氏の西海にて京へ歸りいらんと思ひたりこの平氏と義仲と云かはして一になりて關東の頼朝をせめんと云事出きてつゝやきさゝやきなどしける程に是も一定もなしなどにて有けるに院に候北面の下藤友康公友など云者ひた立に武士を立て頼朝こそ猶本體とひしと思て物からもさこそ聞えけれのそれををもはへて頼朝か打のぼらん事をまちて又義仲何事かと思けるにて(符敷)法住寺殿院の御所を城にしまはしてひしとあふれ源氏山々寺々の者を催して山の座主明雲參りて山の惡僧具してひしとかためて候けるに義仲の又今の思ひきりて山田樋口楯根井と云四人の郎從有けり我勢落なんす落ぬさきにとや思ひけん壽永二年十一月十九日に法住寺殿へ千騎内五百餘騎なんどぞ云ける程の勢にてはたと寄てけり義仲か方に三郎先生と云源氏有けるもかく成にけれの皆御方へ參りたりけるが猶義仲に心をあはせて最勝光院の方をかためたりける山の座主か方に在けるか内より座主の兵士なにはかゝあらしをひしくと射けるほどにはほろくど落にけり散々に追ちらされてまかるべき公卿殿上人宮なにか皆武士に捕れにけり殿上人戸下の人には美濃守信行と云者を當座に殺されにける其外の死去の者の上臈さまにいさすかになかりけりさるやうなる武士も皆逃にけり院の御幸の清淨光院の方へなりたりけり武士參りてうるはしく六條の木曾が六條の旁に信成か家在にすえ參らせてけり當時の六條殿の是也さて山の座主明雲寺の親王八條宮圓惠法親王の御子これ二人のうたれ給ふ明雪か頸の西洞院河にて求め出て顯真とりてけりかゝりける程に夫に具して



見たる者の申けるに我かためたる方落ぬと聞て御所に候けるか長絹の衣に香の袈裟ぞき  
たりける輿かきも何もかなはて馬に乗せて弟子少々具して蓮華王院の西のついでの際を  
南さまへ逃けるに其程にてをばく射かけたる矢の鞍のまづわの上より腰に立たりけるを  
後より引ぬきけるにくゝりゆめより血流れ出てけりさて南西のすへに田井の在ける所にて  
馬より落にけり武者とも弓を引つゝ追ゆきけり弟一條院の宮後には梶井宮とてきと座主  
になられたりし十五六にて有けるかかしこくわれの宮なりと名のられければ生とり  
取て武者の小家に唐櫃の上へすへたりけりとを聞えし八條宮の具したりける人あしく衣  
袈裟などをぬかせ甲て紺の帷子をきせ奉りたりければ走りかゝりて武者のきらんとし  
けるに小將房とてちかくつかはれける僧の院の御所に候源右馬助俊光と云か兄也其僧の  
兄と云て手をひろけたりけるかひなを打落すまで見きと申者有けり山座主か首をとり  
て木曾にかうくと云ければなんであうさる者と云ければたゝ西洞院川にすてたりけるな  
めり院の御前に御室のをはしける一番に逃給ひにける口惜き事也とそ人申し明雲の山に  
て座主あらそひて快修とたゝかひして雪の上に五佛院より西塔まで四十八人ころさせた  
りし人也すべて積悪をはかる人也西光が頸きらるゝ日山大衆西坂本に下りてこれまで  
候なごいはせて平入道は庭に疊敷て大衆大だけへかへり登らせ給ふ火のみえ候しまでの  
をかみ申候きなど云けるとを聞えしかやうにて今日又此武者して候事このいかにとさ  
すかに世の末にもふかくかたふく人多かりけり寺の宮の尊星王法を行はれけり院事をは

しますべくは替り参らせんと祭文に書れたりけりとも申しぬ又三條宮寺にはせしを追  
出す方の人なりきなども申きいかにもゝ此院の木曾と御戦ひの天狗のあわさ疑なき事  
也是をまむべき佛法もかく人の心わろく極りぬれの利生のうつり物にあらず術なき事也  
一さて義仲は松殿の子十二歳なる中納言八歳にて中納言になられて八歳の中納言と云異名  
有し人をやかて内大臣になして攝政長者になり又大臣の闕もなきに實定の内大臣を暫と  
てかりてなしたれの世にはかりの大臣と云異名又つけてけりさて松殿世をねこなはるへ  
きにて有きさしも平家にうしなはれ給てしかこの時たにもなど云心にこそさて除目ね  
こなひて善政とをほしくて俊經宰相になしなごして在し程にかゝる次第なれば一の所の  
家領文書の松殿皆すべてさたせらるべきにて近衛殿のほろゝとなりぬるにて有ければ  
法皇の近衛殿をいかにもゝいどをしき人に思ひ給て賀陽院方の領と云は近衛殿のて  
ゝの中殿賀陽院の御子になりて傳へ給へる方なれればかりをは近衛殿にゆるさるべ  
しやと其よにも猶院より仰られたりけるをまかるべからぬやうに返事を申されたりける  
くちをししく思召たりける也松殿なんぞ程の人もかくて木曾が世にて世をながくあらんす  
と思しけるにやと返々口惜き事也九條殿のうるせくその時とり出されずして松殿になり  
けるをは事がらも十二歳のをもて方こそあさましけれと松殿の返りなりたるにてこそあ  
れいみじくどて我がのかれたるを佛神のたすけと悦はれけりかゝる祥にやかて次の年  
正月の廿日頼朝この事をきゝて弟に九郎と云ひし者に土肥實平梶原景時次官親能など云



者さしのはせたるか左右なく京へ打入てその日の中に打勝て頸とりてきその時すて坂東武者せめ上ると聞て義仲は郎等どもを勢多宇治淀なんどの方へちらしてふせかんと手びろにくはたて、有けるほどにすゝとに宇治の方より九郎親能はせ入て川原に打立たりと聞て義仲のわつかに四五騎にてかけ出たりけるやがて落て勢多の手に加はらんと大津の方へ落けるに九郎追かけて大津の田中にをひはめて伊勢三郎と云ける郎等打てけりと聞えき頸もちて参りたりければ法皇は御車にて御門へ出て御覽しけり

一さて平氏宗盛内大臣は我主と具し奉りて義仲と一にならんする志たくにて西國より上洛せしめて福原につきて在ける程に同壽永三年二月六日やがて此頼朝が郎從等押かけて行むかひてけりそれも一の谷と云ふ方からめ手にて九郎は義經とぞ云し後の京極殿の名にかよひたれば後には義顯とかへさせられにきこの九郎その一の谷より打入て平家の家の子東大寺やきし大將軍重衡生とりにして其外十人ばかりその日打取てけり教盛中納言の子の通盛三位忠度など云者ともなりさて船にまよひ乗て宗盛又落にけり其後やがて壽永三年四月十六日に崇徳院并に宇治贈太政大臣寶殿作りて社壇春日河原保元戰場にしめられて範季朝臣奉行して惡地靈蛇出きたり又預になされたる神祇權大副卜部兼友夢相ありなんと聞えきこの事のこの木曾が法住寺いくさの事偏に天狗の所爲なりと人思へりいかにもこの新院の怨靈ぞなど云事にてたちまちに事出きたり新院の御思ひ人の烏丸殿とて在しいまた生たりけれのそれも御影堂とて綾小路河原なる家に作りてあるしども有

とてやうくの沙汰とも有き

一かやうにて平氏の西國の海にうかひつゝ國々領したり坂東は又あきたれど未落居京中の入あざみなげきて在る程に元暦二年三月廿四日に船いくさの支度にていよくかくと聞て頼朝が武士等かさなり來りて西國にをもむきて長門の門司關だんの浦と云ふ所にて船いくさして主上をのうはの二位宗盛いだきまいらせて神璽寶劔とり具して海に入りけりゆゝしかりける女房也内大臣宗盛以下數を盡して海に入にける程に宗盛は水練をする者にてうきあがりくしていかんと思ふ心つきにけりさて生とりにせられぬ主上の母后建禮門院を海よりとりあけてどかくしていけ捕奉りてけり神璽内侍所は同き四月廿五日にかへりいらせ給にけり寶劔は海にまつみぬそのあるしの御はこの海に浮て在けるを武者取て尹明が女内侍にて有けるに見せなんとしたりけり内侍所の大納言時忠とて二位がせうと(兄)有き具して在者ともの中に時信子にてつかへし者にてさかしき事のみにしてたひく流されなるとしたりし者取て持たりけりこれ皆とり具して京へ上りにけり二宮もどられさせ給て上西門院に養はれてをはしけりと寶劔の沙汰やうくに有しかと終に文海人もかつきまかねて出でこす其間の次第のいかにも書盡すへき事ならずたしをはかりつべし大事のふしくならぬ事のその詮もなければ書落す事のみ有り其後此主上をの安徳天皇とつけ申たり海に沈ませ給ひぬることこの王を平相國祈り出しまいらする事の安藝の嚴島の明神の利生也この嚴島と云ふ龍王の女也と申傳へたりこの御神の



心ざしふかきにこたへて我身のこの王と成て生れたりける也さてはてに海へ歸りぬる也とそこの子細知たる人の申けるこの事の誠ならんと覺ゆ  
一抑この寶劔うせはてぬる事を王法に心うきことにて侍へし是をも心得べき道理さためて有らんと案をめぐらすに是のひとへに今は色にあらはれて武士の君の御まもりとなりたる世になれぬをそれにかへてうせたるにやと覺ゆる也その故の太刀と云ふ劔のこれ兵器の本也これの武の方のをほんまもり也文武の二道にて國主の世を治るに文の繼體守文とて國王の御身につきて東宮に學士主上に侍讀とてをかれたり武の方をこの御守りに宗廟の神ものりて守り參らせらるゝ也それに今の武士大將軍世をひしと取て國主武士大將軍か心をたかへていえをいしますまじき時連の色にあらはれて出きぬる世ぞと大神宮八幡大菩薩もゆるされぬれば今の寶劔もむやくになりぬる也高倉院をは平氏立參らす君也この陛下の兵器の御守りの終にこのをりかく失ぬる事こそあらはに心えられて世のやうあはれに侍れ大方は上下の人の運命も三世の時運も法爾自然にうつりゆく事なれぬいみしくかやうに思ひあはするもいはれずと思ふ人も有べけれど三世に因果の道理と云ものをひしとをきつれぬその道理と法爾の時運とのもとよりひしと作り合せられて流れ下りも之上事にて侍也それを智ふかき人のこのことばりのあざやかなるをひしと心えつれば他心智未來智などをえたらんやうに少しもたかはずかねても知らるゝ也漢家の聖人と云孔子老子よりはしめて皆この定にかねて云あつる也この世にもすこし

かしてき人の物を思ひはからふの随分にいさのみこそ候へさる人を用ゐらるゝ世のをさまりさなき人のたゝさし向ひたる事ばかりをのみさたする人の世をとりたる時の世のたゝうせにをとりへまかるとこそこのうけたまはれ

一さて九郎の大夫尉になされて生捕の宗盛公重衡など具して五月七日頼朝かり下りにけり二人ながら又京へのはせて内大臣宗盛を六月廿三日にこの勢多の邊にて頸きりにけり重衡をいまさしく東大寺大佛焼たりし大將軍なりけりかく佛の御敵うちてまいらするゝるしにせんとてわざと和泉の木津の邊にて切てその頸は奈良坂にかけてけり前内大臣頸をい使廳へわたしけれぬ見物にて院も御覽しけり重衡をい頼政入道が子にて頼兼と云者をその使にさたしのぼせて東大寺へ具して行切てけり大津より醍醐通りひつ川へ出宇治橋わたりて奈良へゆきけるに重衡の邦綱かをとむすめに大納言典侍とて高倉院に候しか安徳天皇の御乳母なりしに聳とりたるがあねの大夫三位が日野と醍醐とのあはひに家作りて在りしにあい具して居たりけるこの本の妻のもとに便路を悦て下りて只今死なんざる身にてなくゝ小袖さかへなどして過けるをい頼兼もゆるしてきせさせけり大方積悪のさかりの是を惡めども又かゝる時に臨ていさく人悲しみの涙にをはゆる事也範源法印とて季通入道が子ありき天台宗碩學顯者なりそのかみ吉野山にかよふ事ありけるは相人にてよく人相するおほえ有きそれか吉野より上りけるにくま木原の程にこの重衡あひたりければこれの何事と問せけるにかうゝと云ひければ只今死なんぞと云者の相こ



そをばつかなければ見えてんと思ひて輿よりをりてその邊に武士わりこなんぞの料に馬をもやすめける所にてすこしちかくよりて見けるにつや／＼と死相みえすこゝいかにと思ひて立廻りつゝみけれと見え出さて過にき不可思議の事哉とこそ申けれ相と云ものいかなるへきにか頼朝かやうのさたともよの人舌なきをしてあふきたりけり頼兼の頼政か跡をつきて猶大内の守護せさせられき久くもなくてえ思ふやうならてうせにきそれか子とて頼茂と云者を又つきて大内に候ける

一かやうにて今の世の中落居ぬるにやと思ひし程に元暦二年七月九日午時ばかりなのめならぬ大地震ありき古き堂のまろはぬなし所々のついがきくつれぬなし少しもよはき家のやふれぬもなし山の根本中堂以下ゆかまぬ所なし事ものめならぬ龍王動とそ申平相國龍になりてふりたると世には申き法勝寺九重塔はあだにいたふれす傾きてひえんは重こととに皆落にけりその後九郎は檢非違使五位尉伊豫守などになされて關東の鎌倉の館へ下りて又歸り上りなんとして後あしき心出きにけりさて頼朝の次第に國に在なから加階して正二位までなりにけりさて平家知行所領書たて、役官の所と名付て五百餘所さながらつかはさる東國武藏相摸をはじめて申うくるまゝにたひてけり義仲京中に入てとよくひらんとせしはしめに頼盛大納言は頼朝かり下りにけり二日の道こなたへ頼朝かいて如父もてなしける又頼朝か妹と云女房一人有けるを大宮權亮能康と云ふ人の妻にして年來ありけり此故に能康又妻具して鎌倉へ下りにきか様にまかるへき者とも下り集まりて京中

の人の程とも何もよく／＼頼朝まりにけりさて頼朝かかはりにて京に候この九郎判官たちまちに頼朝をそむく心をおこして同文治元年十一月三日頼朝可追討宣旨給りにけり人々に被仰合ければ當時のをそれになへす皆可然申ける中に九條右府一人こそ追討宣旨など申事依其罪科候事也頼朝罪過な事に候にかいまた其罪をしらす候へんとかく計らひ申かたき由申されたりければ此披露の後頼朝郎從の中に土佐房と云ふ法師在けり左右なく九郎義經かもとへ夜討に入にけり九郎起あひてひし／＼と戦ひて其害を逃れにけれときづさへられてはてはか／＼しく勢ひも無て宣言を頸にかけて文治元年十一月三日西國の方へとて船に乗て出にけりと聞えしに其夜京中ことに騒きけり人ひとり質にや取んすらんと思ひけれとたゝを落にける川尻にて頼朝か方の郎從ともをひかゝりてちり／＼にうせにけり十郎藏人行家とて有しは本曾義仲に具したりしそれと又一つにて有しもはなれて北石藏にて打れて其頸なんといふもの聞えき九郎の志はし／＼とかく隠れつゝありきける元動寺に財修とてありける堂衆か房には暫かくし置たりけると後に聞えき終に陸奥の泰衡かもとへ逃とほりて行にけるをそろしき事なりと聞えしかとも泰衡うちて此由頼朝かり云けるをばそれにもよらしわろき事したりとそかの國にもいひける

一同十二月廿八日に九條右大臣に内覽宣旨くたされにけりこの頼朝追討の宣旨下したる人々皆勅勘候べき由申したりけり藏人頭光雅大夫史隆職など解官せられにけり上卿は左大臣經宗也それをいとかくも申さゝりけれと議奏の上卿とて申たりけるには左大臣をば書



入さりけり是にてさよと人に思はせけり是までもいみしくはからひたりけるにや又院の近習者泰經三位など皆をひこめてけり同二年十一月廿六日に又九郎を可搦進之由宣下ありけりあさましき次第とも也又其後文治五年七月十九日に鎌倉を出て奥入とて終に陸奥國の秀衡かあと康衡と云者打とらんと頼朝の將軍思ひけり尤いはれたりかれは誰にもたかはぬやうにてみちの國はどの國をひとへに領してあれいかでか我者にせさらんゆゑしく出立て攻入て同九月三日やすくと打はらひてけりさて陸奥國も皆郎従ともにはわけてらせてこの由上へ申てうるはしく國司なされて年比にも似す國司の爲もよくて有けり秀衡か子に母太郎父太郎とて子二人有けり泰衡の母太郎也それに傳へて父太郎の別の所をこしえてありける父太郎の武者からゆゑしくて軍の日もぬけ出てあはれ物やと見えけるにこなたよりあれを打とらんと心をかけたけりけるにも庄司次郎重忠こそ分入てやかて落合て頸取て参たりけれすべて庄司次郎を頼朝は一番にうたせとてありけるゆゑしき武者也終にいかなる納涼を去けるにもかたへの者ちかく膝をくみて居る事えせてやみにける者とを聞ゆる頼朝は鎌倉を打出けるより片時もとり弓せさせす弓を身にはなつ事なかりければ郎従ともゝなのめならずをちあひけり手のきゝさま狩など去けるの大鹿にはせならひて角をとりて手とりにもとりけり

愚管鈔卷五終

一太郎頼家の又昔今ふつになき程の手きゝにて有けりとくもりなく聞えさ  
一本到此卷全部五卷此以一本爲附録非也

愚管鈔卷六

一九條の右大臣の文治二年三月十二日につひに攝政の詔氏の長者と仰下されにけり去年十二月廿九日より内覽臣許にて我も人も何ともなく思てありけるにかく定りにけれの世の中の人もけにしくしき攝籙の臣こそ出きたれと思へりけりさて右大臣いはれけるは治承三年の冬よりいかなるへしとも思ひわかつて佛神に祈りて攝籙の先途には必ず達すへき告有て十年の後けふ待つつけつるといはれけり十六日やかつて拜賀せられにけり其夜ことに雨ふりたりけりさて後法皇には心しつかに見参に入てありければ我のかくなにとなきやうなる身なれと世をい久く見たりはゝからすたゝよからんさまにおこなはるべき也など仰有てればへの母後と云の浄土寺二位宣陽門院の御母也出あはせさせなどして在けり又頼朝關東よりやうゝにめでたく申やくそくして世のひしと落居ぬと世間の人も思てすきけり去十年十月廿八日に嫡子の良通大納言大將は任内大臣大饗いみしくおこなひなどして同四年正月に春日詣せられけり家嫡にて良通内大臣の具せられければ先例まれなるとにて如長者御さきくして一員にて有けり御さきと云の大外記大夫史弁少納言を車のやかたくちにうたする也ゆゑしきことにて有けりかく二人ならふ時の一方いたゝの史外記なり二人づゝ五位史外記出きにたれいさあらん時は今すこし嚴重にやさてその二月の廿日の曉この内大臣寝死に頓死をしてけりこの人は三の舟に乗ぬへき人にて學生職者和漢の才ぬけたる人にて廿一なる年の人とも人に思はれずすこしせいちいさやかなれと容儀身體



ぬけ出て人にはめられければ父の殿もなのめならずよき子もちたりと思はれけり皇嘉門院にやしないたてられてその御跡さなからつきたる子にて在けるかゝる死をしてければやかていみにけかれてその由院に申てありける程に我よしなしうけかたき人に生れたると云は佛道こそ本意なれ經へき家の前途いどげの出家しせんと思ふ心ふかく付なからその妹に女子のまた同じく最愛なるおはしけり今の宜秋門院なりそれを昔の上東門院の例にかなひ當今御元服ちかきにあり八にならせ給十一にて御元服あらんすらんは是を入内立后せんと思ふ心ふかけれと法皇も御出家の後なれと丹後か腹に女皇おはす頼朝も女子あんなり思さまにもかなはしと思て又この本意とくましくいたゝ出家をこの中陰のはてにまてんと思て二心なく祈請せさせられけるに又あらたにとけんする告の有ければ思ひのとめて善政とねはしき事禁中の公事などおこしつゝ攝録の初より諸卿に意見めしなきて記録所殊に執行ひてありけり文治六年正月三日主上御元服なりければ正月十一日によき日にて上東門院の例に叶て女の入内思の如くとげられけりさて過るほどに文治は六年と云四月十一日に改元にて建久に成にける元年十一月七日頼朝卿は京へ上りけりよの人おそにたちて待思ける六波羅平相國か跡に二町をこめて造作しもうけて京へ入けるきのふとて有ける雨降て勢田の邊にとゝまりて思さまに雨やみて七日入けるやうは三騎くならへて武士うたせて我より先にたしかに七百餘騎ありけり後に三百餘騎のうちかこみて有けり紺あをに黄丹のうら水干に夏毛の行騰まことにとを白くて黒き馬にそ

紺あをに

は紺黄丹なるへし  
音の如くは例なり  
唱るは例なり  
なると白くは外白くは白くは遠白にては非ざる

乗たりけるその後院内へまいりなんとして院には左右なき者になりけりやかて右大將になされにけり十一月九日先任權大納言參議中納言をもへす直に大納言に任する也同廿四日に任右大將同日拜賀十二月三日兩官辭退してきもとよりふしゝに正二位までの位に賜りけり大臣も何もにて有けれと我心にいみじくはからひ申けりいかにもゝ未代の將軍に有かたしぬけたる器量の人なり大將の悦申にもいみしくめづらしき式つくりて前驅十人のみな院の北面の者給はりて隨身かねよりか太郎かねひら給りて公卿に能保妹の夫にてやかて次第になしあけたれば中納言にてそれ一人具してやがてその妹の腹の女に聳にとりたりし公經中將又從弟を子にしたるもと家の中納言が子の保家少將是をを具したりける我車のまりに七騎の武士を鎧させて兜ひきざたゝ七人具したりきその名ともいたしかにも覺えねは略しぬ見る人こはゆゝしき見物かなと申けりさて内裏に参りあひて殿下と世の政の作べきやういなどふかく申承けり院へも度々参りけり經房大納言初より京の申次にせんと定申て有ければ上りても六波羅へ行むかひつゝいみしき程に一番に院へまいりければやかて作りてまいらせたる六條殿指圖よくゝしてなげしの上下までさたしもちてもとより参なれたるやうにふるまひてひとにもはめられんと思ひけるほどに先に立て道びけとそいはんすらんと思にさもいはずと参けるにちり立て白晝なればはつかかなるべくもなきにこそいなげしの上候下候なにかと天性口かましきなん有ける人にて云かけり後物に心得ぬ人にこそとぞ云けるかやうに在京の間人



にはめられていく程もなく八幡東大寺天王寺などへ参めぐりて十二月十八日歸りてくたりにけり前の日大功田百町宣下など給ける院に申ける事は我朝家のため君の御事を私なく身にかへて思候あるしは介の八郎ひろつねと申候し者は東國の勢人頼朝うち出候て君の御敵しりぞけ候はんとし候し初ひひろつねをめし取て勢にしてこそかくも打えて候しかは功ある者にて候しかともし候へいなんてう朝家の事をのみ身ぐるしく思ぞた坂東にかくてあらんに誰かの引はたらかさなど申て謀反心の者にて候しかかゝる者を郎従にもちて候は、頼朝こままで冥加候はじと思ひてうしなひ候にきとこそ申けれその介八郎を梶原景時してうたせたる事景時が高名云はかりなし雙六うちてさりげなしにて盤をこえてやがて頸をかいきりてもて來りけるまことしからぬ程の事也こまかに申さばさることは僻事もあれこれにてたりぬべしこの奏聞のやう誠ならば返々まことに朝家の實なりける者かな

一同三年三月十三日に法皇は崩御あり前の年より御病有てすこしよろしくならせ給なごきこえなから大腹水病と云御惱にて御閉眼の前日まで御足なごのすくみなから長日護摩御退轉なくれこなはせればしましけり御忌の間の御佛事などは近比いきかずあまりなる迄にを聞えける大方この法皇は男にておはしまし、時も袈裟奉りて護摩などさへ行はせ給て御出家の後いよく御行にてのみ有けり法華經の部數など數萬部の内に百部などにも及びけりつねは舞猿樂をこのみせさせつゝぞ御覽しける御妹の上西門院も持經者にて

いますこしはやく讀せ給けれつねの讀あひまひらせんなど仰られけり御惱の間行幸なりつゝ世の事みな主上に申おかれてければ太上天皇もおはしまさて白川鳥羽此院と三代の御居の御門の御世にて有けれつねつらしく後院の廳務なくして院の尊勝陀羅尼供養など云事も法性寺にて行はれなどして殿下鎌倉の將軍仰せ合せつゝ世の政は有けりその初に播磨國備前國は院分にて有しを上人二人にたびて成もやり候はず東大寺いそぎ造營候べし東寺は弘法大師の御建立鎮護國家無左右候寺もなきが如くに成り候をつくられ候べし其に過たる御追善やは候べきとて東寺の文覺房東大寺の俊乗坊とに播磨は文覺備前は俊乘に給はせてけり東大寺にはもとより周防國のつきて有ければと事もなりやらずとて加へ給はるゝ也文覺はそのかみ同じ國に流されてありける時朝夕にゆき合て佛法を信ずべきやう王法を重く守り奉るべきやうなど云開せけりかくてはつべき世中にもあらずうち出る事もあらはなごあらまし事も約束しける因果して思ふまゝに叶ひにければ高雄寺をも東寺をもなのめならず興隆しけり文覺は行のあれと學はなき上人也あさましく人をのり悪口の者にて人にいはいはれけり天狗を祭るなどの上人に云れけりされと誠の心にかかりければにや播磨をも七年までしりつゝかく興隆しけるにこそさて九條殿は攝籙本意にかなひて物もなかりし興福寺南圓堂の御本尊不容躡索等丈六佛像大伽藍東大寺とはなは(と歎)並べて作られけり

一同五年九月廿二日興福寺供養也甚雨なりけり前の日殿の春日詣せられけり中納言以下騎



宜秋門院  
兼實女後  
鳥羽院之  
中宮也

梶井宮は  
承仁法親  
王後白河

馬と聞えき御堂の御時より始まれる例にやあまりなる事なりと人思けり  
一同六年三月十三日東大寺供養行幸七條院御幸ありけり大風大雨なりけり此東大寺供養に  
おはんとて頼朝將軍の(三月四日)又京上して有けり供養の日東大寺に参りて武士等うち  
まきてありける大雨にて有けるに武士等我の雨に(ある、またに)苦に思はずけしきにてひ  
どしと居かたまりたりけるこそ中く物(見)しれらん人の爲に(お)とろかしき程の事  
なりけれ内裏にて又度々殿下見参しつゝありけり此度は萬ねはつかなくやありけむ六月  
廿五日はとなく下りにけり此年八月八日中宮御産とのしりけりいかばかりか御祈前  
代にも過たりけりされと皇女をうみまいらせられて殿の口をしくなほしけり八條院やか  
て養ひ参らせて立ひひかる居れり光る程の末代上下貴賤の女房かゝる御みめなし御くし  
などのよたけさこそぞ世には云ける院もあまりなるほどのむすめかなと思召てつねに  
むかへ奉りて見まひらせての御心をゆかし給けり後には院號給りて春花門院と申けりこ  
の門の名をそ人かたふきけるさて同七年冬の比事共出来にけり攝籙臣九條殿おひこめら  
れ給ひぬ關白をの近衛殿にかへしなして中宮も内裏を出て給ひぬこれ何事と云にこの  
頼朝か娘を内へまいらせんの心ふかくつきてあるを通親の大納言と云人この御めのと  
りし刑部卿三位を妻にして子ども生せたるをこめ置たりしをさらに我女まいらせんと云  
文かよはしけり明雲か弟子の梶井宮と云人木曾か時いけとりにせられたりしをおとなし  
く成て内へ日々参りなどして侍りしに又淨土寺の二位密通の聞えありき是等かいひ合せ

院の皇子  
白河院侍  
女高階榮  
子

つゝ法皇うせおはしましけるときにはかに大庄を播磨備前などにたてられたるをたは  
されにき成經實教など云諸大夫の家宰相中將になりたるといめなんとせられし事の皆頼  
朝に云おはせつゝかの手引にてこそ有と誠にもこれ善政なりと思はれたれいかやうの事  
を淨土寺の二位もどがめて梶井の宮にさゝやきつゝ通親をも云ひすゝむる也けり内の御  
氣色をうかゞふに又いたう事うるはしくて善政とと耳云を御遊とも憚らしく思召けん  
をも見まいらせてこゝにて頼朝が氣色かうと申關東へは君の御氣色わろく候と云てお  
もてを何となくまなして又一定を問んをりは兩方に會釋をまうくる由の案ともにて  
これの定まれる奇謀のならひなれのかくして又佛神の加護もえあるまじき時至りにけれ  
は同七年の十一月廿三日に中宮は八條院へいて給ひにけり廿五日に前攝政に關白氏長者  
と宣下せられ又上卿通親辨親國職事朝經と聞えけりやかて流罪にをよはんと此人々申お  
こなひけれどもそれをばつよく御氣色えあらしと思召たりけれの云つぐへき罪過のあら  
はやはさしても申へきなれりさてやみにけりかゝりければ九條殿の弟山の座主にて有け  
る何も皆辭まてけれりその所に梶井宮承仁は座主になされたりける次の年の四月に拜堂  
まけるよりやかて病つき入滅せられにけりあらたなる事かなと人云けり慈圓僧正座主辭  
したる事をは頼朝も大にうらみおこせりかゝる程に同九年正月十一日に通親はたと讓位  
を行ひてこの刑部卿三位か腹に能圓が女にてこの承明門院おはします腹に王子土御門帝  
の四にならせ給を踐祚してこの院も今のやうく意にまかせなはやと思召によりて



かく行てけり關東の頼朝にいたうたしかなるゆるされもなかりけるにや頼朝も手にわ  
 まりたる事かなともや思ひけん是等の事也さて帝の外祖にて能  
 圓法印現存して在しかは人もいかにと思ひたりし程にはともなく病て死にきよき事と世  
 の人思へりけり能保卿は中納言別當などに成て終に病おもくて出家してよくなりて内な  
 どへ參しかども此事ともあきれても有けん九條殿の御子後京極の攝政かの頼朝が姪の能  
 保卿の嫡女成しにわはせ申て駕とりの儀いみしくして有し也終に同八年十月十三日に能  
 保入道のうせにける程にこの年の七月十四日に京へまいらすへしと聞へし頼朝が女久く  
 煩ひてうせにけり京より實全法印と云驗者くたしたりしも全志るしなし頼朝をれまでも  
 ゆゝしく心きいて宜く成たりと披露してのはせけるがいまた京へのはりのかぬ先に失ぬ  
 るよし聞えて後京へいれりければ祈殺して歸りたるにておかしかりけり能保が子高能と  
 申しわかくて公卿に成て參議兵衛督なりしはさぎ下りなんどしてありし程に頼朝この後  
 京の事とも聞て猶次の女を具して上らんと聞えて建久九年のすぐる程に九月十七日高  
 能卿うせにきかゝる程に人思ひよらぬほどの事にてあさましき事出きぬ同十年正月に關  
 東將軍所勞不快とかやほのかに云し程にやかて正月十一日出家して同十三日にうせにけ  
 り十五六日より聞えたちにき夢か現かと思たりき今年必まつかに上りて世の事沙汰せ  
 んと思ひたりけり萬の事存の外に候などそ九條殿への申つかはしけるこの後いつしか正  
 月廿日除目行ひて通親の右大將になりき故攝政をの後京極殿と申にやその内大臣なり

しをこして頼實大相國入道をの右大臣になしてきこの頼實の右大將を辭せさせてその所  
 になりきこの除目に頼朝か家つぎたる嫡子の頼家をの左中(右大)將になしてき其比不  
 可思議の風聞有き能保入道高能卿などが跡のためにむけに あしかりけれのその郎等  
 とも基清(後藤)政經(中原)義成(小野)など云三人の左衛門尉ありけり頼家か世に成て梶原か  
 太郎左衛門尉にのほりたりけるに此源大將か事などをいかに云たりけるにかそれを又か  
 く是等が申候也と告たりける程にひしと院の御所に參り籠りて只今まかち出ての殺され  
 候なんすとのめならぬ事出きて頼家が又廣元の方人にて有けるしてやうく云に云  
 てこの三人を三右衛門とそ人の申し是等を院の御前わたして三人の武士給りて流罪し  
 てけりさて頼朝か拜賀のともしたりし公經保家れひこめられにけり能保こといといをし  
 くみて左馬頭になしたりし高保と云し者など流れにけり二月十四日の事にやとを聞えし  
 又文學上人播磨給りて思ふまゝに高雄寺建立して東寺いみしく作りて有しも使檢廳非  
 違使にてまもらせられなと事にて有けり三左衛門も通親公うせて後の皆めし返され  
 てめてたくて候きかゝる程に院の叡慮にさらしく僻事御偏頗なるやうなる事はなした  
 り思召も入ぬ事を作者のするをえまろしめさすさとらせ給はす事こそちから及ばぬかや  
 うにてあれど内大臣良經はさすかにいまにとられぬやうにておはせしを院よく思食  
 はからひて右大臣頼實を太政大臣にあげて正治元年六月廿二日任大臣行はれけり兼雅公  
 辭退の所に左大臣に故攝政をなして近衛殿は當攝政なるが嫡子當時の殿を右大臣になし



通親は内大臣になりき頼實の公あさましく腹立て土佐國へ辭て入籠りて人にいはれ  
けり通親が我内大臣にならんとてしたる事と思ひけり九條殿の左右なき御後見宗頼は大  
納言にてこの卿一位がをどこにて有しをいみしき事にて九條殿のあられけりされとも心  
ばえよきばかりにてつよくしき事もなかりけりさる程につねに院の御所には和歌會詩  
會などに通親も良經も左大臣内大臣とて水無瀬殿などにて行わひしつゝ正治二年の  
程のすぎけるにこの年の七月十三日に左府の北方のうせにけり十日産をしてその名殘と  
聞てきさるほどに松殿の女をさやうにもいはれければ次の年建仁元年十月三日むかへら  
れにけり年は廿八と聞えき其年十二月九日母の政所うせられぬ

一建仁二年十月廿一日に通親公等うせにけり頓死の體なり不可思議の事と人も思へりけり  
承明門院をぞ母うせて後は愛しまいらせけるかゝりける程に院は範季が女を思召て三位  
せさせて美福門院の例にもにて有けるに王子もあまた出きたる御兄を東宮にすえまいら  
せんと思召たる御けしきなれば通親の公申沙汰して立坊有て正治二年四月十四日に東  
宮に立てかやうにて過る程に九條殿へ又北政所にわくれて出家せられにけりさる程に  
院の御心にふかく世のかはらし我御心よりわくしぬと云ことを人にもあられんとや思  
召けん建仁二年十一月廿七日に左大臣に内覽氏長者の宣旨をくたしてやがて廿八日に熊  
野御進發なりけり母北政所重服この十二月ばかりにて有けりさて熊野より御歸洛の後  
十二月廿八(七)日に攝政の詔くだされにけりさて正月一日の拜禮のさきに悦び申せられ

にければ世の人のこいゆしく目出度ことかなと思けり宗頼大納言は成頼入道が高野に  
年比行ひて在ける入滅したる服をきるへきを眞の親の光頼の大納言かをば成頼が着ん  
ざればとて着ざりけり是は又あまりに世にあひていとまを惜がりてきざ(宗頼のこゝと云)さ  
て親もなかりける昔になりぬる事を人もかたぶきけるにやかく熊野の御幸の御供に参り  
て松明の火にて足をやきたりけるがさしも大事になりて正月卅日うせにけり其後卿二位  
は夫をうしなひて又とかくあんじつゝこの大相國頼實の七條院(後鳥羽院御母)邊に申より  
て候けるに申なせして又夫にしてやがて院の御うしろみせさせて候ける

一後京極殿は院もいみじき關白攝政かなとよに御心にかなひてよき事したりとひしと思召  
てありけり山の座主慈圓僧正と云人在けるは九條殿の弟也うけられぬ事なれとまめやか  
の歌よみにて有ければ攝政と同じ身なるやうなる人にて必参りあへと御氣色もありけれ  
ばつねに候けり院の御持僧には昔よりたぐひなく頼み思召たる人と聞えきさて宇治にめ  
でたき御所作りて御幸なせなりてけるが程なく焼にけり攝政は主上御元服にあひて、  
の殿の例もちかし又昔の例共もわさとしたらんやうなればむすめはくもちて能保か聲  
になりていつしかまうけられたりし嫡女を又ならぶ人もなく入内せんとて院にも申つゝ  
いとなませける程に卿二位(兼子)深く申むねありけり大相國もとの妻の腹にをのこいは  
えなくて女御代とて女をもちたりける入内の心さしふかく又太政大臣におしなされて左  
大臣にかへりなりて一上意て(二の上して)如父經宗ならばやと思ひけりさて卿三(三)位



が夫にもよろこひて成にける程に左大臣の事申けるは大臣の下登むげにめつらしく有べき事ならずとおぼしめして之申得ざりければこの入内の事を殿のむすめ參て後いかなふまじ是まいりて後は殿のむすめ參らん事例と道理もはかかるまじければ一日此本意とげばやと卿二位して殿下に申うけり殿は院に申あはせられけるを院のこの主上の御事をばとくをろして東宮にたておはします脩明門院の太子を位につけまいらせたらん時殿のむすめいまいらせよかしと思召けり人これをしらず申あはせられける時いさかこの趣きなどの有けるやらんとそ人は推知しけるさてさりて賴實の女を入内立后など思ふことくにしてけり殿のまちざいはとおほつかなく當時はうら山しくもやおぼしけん人目にはよくとしてさられたるもよしにて過ける程に中御門京極にいづくにもまさりたるやうなる家作りたて山水池水峨々たる事にてめてたくして元久三年三月十三日とかやに絶たる曲水の宴を行はんとて鸚鵡杯つくらせなどしていみじくよの人もち悦て松殿の女を北政所にせられたり攝籙のやがて攝籙の尊になるもありがたき事にて有ければさきの入道殿下を二人ながら親舅にてもたれたれば公事のみち職者の方きはめたる人の昔に過たる詩(歌)の道をきはめて此宴をおこさるゝあかるへしと人も思ひつゝ心をとき目耳をたてつゝ在ける程に三月七日やうもならぬ死にせられにけり天下のおとろき云ばかりなし院かぎりなくなげき思食けれど云にかひなしさて力及ばて此度は近衛殿の子當時左大臣にてもとより有は關白になられにけりこの春三星合とて大事なる天變の有ける司

天の輩大にれち申けるにその間蒸圓僧正五辻云てまばしありける御所にて取つくりひたる薬師の御修法をはじめられたりける修中にこの變は有けり太白木星火星となり西の方に宵々にすてに犯分に三合の寄あひたりけるに雨ふりて消にけり又晴てみえけるにみえていやがて雨ふりてきえし四五日してまばし晴ざりければめでたき事かなとて在ける程にその雨はれてなほ犯分のかぬ程にて現したりけるをさて第二(三)日に又くもりて朝より夜に入るまで雨を惜みて有けりいかばかり僧正も祈念しけん夜に入て雨しめしとめでたく降つとめて消え候ぬと奏してけりさて其雨はれて後は犯分とはくさりてこの大事變つひに消ぬにけりさてほぞなくこの殿の頓死せられにけるをは晴光(元)と云天文博士は一定この三星合は君の御大事にて候つるがつひにからかひて消候にしか殿下にとりかへまいらせられにけるにこそたしかに申けれこのをりふしにさし合せ怨靈も力をえけんとおぼゆるになんその御修法のことには叡感有て勸賞などおこなはれにけりさていかさまにもこの殿下の死なれたる事は世の末の口おしさかゝる人を得もたふまじき時運悲しき哉と人思へりけり大方故内大臣良通この攝政かゝる死もせられぬ事は猶法性寺殿のすゑにかゝりける事の人のいでくるを知足院殿の悪靈のしつるぞとこそは人は思へりけれ法性寺殿よりこの攝政まで七人になりけるにこそ其靈の後世菩提まめやかにたすけとふらふ心したる人だにあらば今はかう程の事いよもあらじかしあはれ事之道理まことしく思ひたる臣下だにも二三人世の中にあらばすこしいたのもしかりなんもの



を  
 一かゝりける程に院にはもとより失ぬる攝政の事深くしのび思召ければ家實攝政になりて左大將あきける所に中納言中將道家をば左大將になされにけり建久元年六月廿六日の事も攝政關白程の人の名かくはゞからずおさへてかきくしたる事いわざとあさやかならん料に書て侍る也又不可思議の事ども有き後白河院うせさせ給て後に建久七年の比兼中と云公時二位入道がうしろみにつかひける男有きそれが妻に故院つきしませおはしまして我いはへ社作り國よせよなど云とを云いだして沙汰にのりて兼中妻夫妻は安房夫は隠岐へ流罪せられなせしたる事の出きたりし也あはしん人信せざりけれよしやすの中納言出家する程に一定死なんするにて有ける比すまゝと云て生にけるにあたに信じたりけるに後のたび又さやうに云ければ申やうに沙汰有べしなど浄土寺の二位申などしけるを七日呼取て置て一定事がらの真そら事を見んとて入道よびとれと云事にて七日おきたりけるにむけに事もなくしるしたちたる事なかりければ正體なき事かなどてやがて猶(狂)惑になりて流されにき又七八年を経て建永元年の比はひ仲國法師のことなる光遠法師が子にて故院には朝夕に侍しが妻につかせ給て又我いはへと云事は出きて浄土寺の丹後の二位などいねにあひてなくくこれをもてなしなどして院へ申て公卿僉議に及てすでにいはいれんとする事ありけり萬の人皆さ候べしと申たりけるに今の前右府(徳大寺)公繼の公ぞすこしいかゝなど申たると聞えしをさかしく慈圓僧正院にことに頼みおぼしたり

此書作者  
 慈圓に非  
 ざる徴と  
 すへし

ければにや大相國頼實卿の二位をとこのもとへ一通の文を書てやりたりけるかゝる事聞え候ひこはいかに候事哉先如此の事は怨靈とさだめられたる人にとりてこそざる例多く候へ故院の怨靈に君のためならせ給ふになり候なんするは又八幡大菩薩體に宗廟神の儀に候べきにやあらたなる瑞相候にやたゞ野干天狗とて人につき候物の申事を信してかゝること出き候べしやいそれはざる事にて既に京中の諸人これを承て近所にたちて候趣これを聞候に故院は下薦近く候て世の中の狂者と申てみこかうなき舞猿樂のともがら又銅細工何かと申候ともがらの是をとみなしませ候はんざるやう見るこゝちこそし候へ只今世はうせ候はんず猶さ候べくは誠しく御祈請候て眞實の冥感をきこしめすべく候と云よしを申たりけるやがて院きこしめして我もさ思ふめでたく申たる物かなとてやがてひしと此事を仰合て仲國が夫妻流刑におこなふべきかと仰合せられたりければ僧正又申けるやういこの事はつやくと狐狸もつき候はて我心より申いてたるにて候はゞ尤く流刑にもおこなはれ候べし夫が人不可思議の者にて候と申ながらそれいよもさは候はし先に兼仲と申候し者の妻もかゝる事申出候けり夫も物ぐるはしきうつは物の候に必狐天狗など申物は又候ことなればさやうの物は世の誠しからずなりて我を祭りなせするを一段本意に思ひてかく人をたぶろかし候事は昔今の物語にも候又さ候べき事にて候也それかつきてさる病を志出して候にてこそ候へ病すとて上より罪に行はるへきにて候はねば只きこしめし入られ候はで片角などに追籠て置れて候はゞさる狐狸はさやうに



成候へばやがて引入ておともし候はぬに候さてたゞ事がらをや御覽候べく候らんと申されたりければいみじく申たりとてその定に御沙汰有て追籠られたりければ攝津國なる山寺に仲山とかやに居てありける程に又ふたゞひ物づきたりと云事もなくてみそくとししてやみにけり心ある人のこれをかんとせすと云ことなし浄土寺の二位もしらけくとしかひてあんなり是を思ふにこの院の御事のやむごとなくればします君也わが御心には是を正義のみ思召けるなるべしそれがあさましき人々のみ世にありて口くしに申になれは又さもやと思召なるべしさればあやうき事にてもしかゝるさかしき人もなくばさはふしきもとけられて一旦の己國は邪魔にせられなんずるはとあさましくこそ此天狗つき共は赦免せられていまだ生て侍也

一又建永の年法然房と云上人ありきまちかく京中を住所にて念佛宗を立て専修念佛と號してたゞ阿彌陀佛とばかり申べき也それならぬ事顯密のつとめはなせどと云事を云出し不可思議の愚癡無智の尼入道によるこばれてこの事のたゞ繁昌に世は繁昌してつよくれりつゝその中に安樂房とて泰經入道がもとに有ける侍の入道して専修の行人とて又住蓮とかつて六時禮讚は善導和上の行也とてこれを立て尼どもに歸依渴仰せらるゝ者出きにけりそれらがあまらさへ云はやりてこの行者に成ぬれば女犯を好むも魚鳥を食も阿彌陀佛のすこしもとがめ給はず一向専修に入て念佛ばかりを信しつれば一定最後にむかへ

法然房は  
浄土宗の  
上人の事  
也

百鍊抄云  
安貞元年  
六月廿四  
日山門所  
司大下群  
集却法邊  
上人墓然  
是事修念  
佛事近之  
有於破墳  
墓於盛之  
遺骨若但  
弟等倫堀  
出渡他所

給ふぞと云て京田舎さながらこのやうになりける程に院の小御所の女房仁和寺の御室の御母まじりに是を信してみそかに安樂など云ものよびよせてこのやうとかせて聞んとしければ又くして行向せられい(同例)たち出きなんとして夜さへとよめなどする事出きたりけりとかく云はかりなくて終に安樂住蓮頭きられにけり法然上人ながして京の中に在まじとて逐れにけりかゝる事もかやうに御沙汰の有にすこしかゝりてひかへらるゝこそみゆれされど法然はあまり方人なくてゆるされて終に大谷と云東山にて入滅してけりそれも往生(法性)くくと云なして人聚りけりとさるたしかなる事もなし臨終行儀も僧増の賀上人などのやうにいはいはるゝ事もなしかゝる事も有りしかば是は昨今までしりびきをして猶その魚鳥女犯の専修は大方えとゞめられぬにや山の大眾れこりて空阿彌陀佛が念佛追ちらさんどて逃まとはせなむすめり大方東大寺の俊乘房の阿彌陀の化身と云こと出きてわが身の名をの南無阿彌陀佛と名とりて萬の人に上一字ねきて空阿彌陀佛法あみた佛など云名を付けるを誠にやがて我名にしたる尼法師おはかりはてに法然が弟子とてかゝる事ともし出たる誠に佛法の滅相うたかひなし是を心うるにも魔には順魔逆魔と云この順魔のかなしくかやうの事とも教る也彌陀一教利物偏増のまことならん世には罪障誠に消て極樂へまいる人も有べしまだしきに眞言止觀さかりにもありぬべき時順魔の教にしたかひて得脱する人のよもあらじ悲しき事ども也

一さて九條殿は念佛の事を法然上人すゝめ申しをは信してそれを戒師にて出家などせられ



にしかは仲國が妻の事あさましかり法然が事などなげきて其建永二年の四月五日久しく病にねて起居も心にかなはず臨終のよくてうせにけりさて故攝政の女いよ／＼みなし子に成てよろつ事たかひていかにと人も思ひたりけれどもさやうに思召さざして有ける上に春日大明神も八幡大菩薩もかく皇子誕生して世も治り又祖父の社稷のみち心に入たるさまは一定佛神もあはれみてらさせ給ひけん人皆思ひたる方のすゑとは事もあるべければにや承元三年三月十日十八にて東宮の御息所にまいられにけりせうにて今の左大將おとなには遙かにまさりて何事もての殿には過たりとのみ人思ひたれぬめでたく(きた)してまいらせ給にける也

一さて又ゆゝしき事の出来たりけり承元二年五月十五日法勝寺の九重塔の上に雷落て火付て焼にけりあさましき事にて有けり外へいかしこくうつらざるの時院の御つゝしみおもしるし有なんとおほえん法参りておこなへと慈圓僧正に仰られたりければ法華經をおこなひ候はんとて助衆二十人具して院の御所にて七日はて、出たりける後程なくこの塔の焼にけるを僧正いみしく案して御所に候しはと修中に焼たらばいかに遺恨ならまし但此事は一定君の御つゝしみの有べかりけるがこれに轉しぬるよと思ひて歎き思食候ぞこれいよき事にて候たゝしやがていそき作らるゝ御沙汰の候べき也當時焼候ぬるは御死の轉じ候ぬるぞやがて作られ候なんすれば御滅罪生善に候べしと申されたりければやがて伊豫の國にて公經大納言作れとてはどなく作り出んとしたくしけるを是に伊豫ふたげら

れて世の御大事もかけなん葉上と云上人その骨あり唐に久しく住たりし者也とて葉上に周防の國をたびて長房宰相奉行して申さたりける塔の焼を見て執行章立法印やがて死にけり年八十に餘りたりける人感しけるとかやさて第七年と云に建曆三年にくみ出て御供養とけられにけり其時葉上僧正にならんとしひて申てかねて法印にいなされたりける僧正に成にけり院は御後悔ありてあるまじき事したりと仰られけり大師號なんと云さまあしき事さたありけるは慈圓僧正申とめてけり猶僧正には成にけるなり

一さて過る程に承元四年九月卅日は、き星とて久しく絶たる天變の中に第一の變と思ひたる彗星いで、夜を重ねて久く消ざりけり世の人いかなる事かとれそれたりけり御祈どもあり慈圓僧正なと熾盛光法行ひなとして出ずなりたれと御つゝしみいかゞとて有程に同十一月十一日に又出きにけりそのたび司天のともからも大に驚き思ひける程に上皇信を出して御祈念など有けるに御夢の告の有けるにやとぞ人は申ける忽に御讓位の事を行はれて承元四年十一月廿五日に受禪の事ありけりさて東宮のみやす所やがて承元五年正月廿五日立后ありて東宮のまして(ま)おはしける程に大相國のむすめの中宮は其後内おりさせおはしまして新院とておはしますにまいらせ給へきを今ばさなくて有なんと院の御氣色ありければ院號蒙りて陰明門院とておはしませ給へるさて(當今)大嘗會おこなはれんとしけるに朱雀門院に崩落たりける上に春花門院うせさせ給て御服暇も出きにければ次の年にのびにけり大嘗會の御禊の行幸の日にて朱雀門のくづれば世の人もきよ



と思へりされども御禊はかりにてのびたる例のあるとて延にける也世の人いかにぞ思へりければ別にあしき事もなくて次の年朱雀門は造り出されてことなくおこなはれにけり誠にも慧星この御讓位の事にて有ければにや上皇の御つゝしみいともなくてやみにける也さて大相國はこの陰明門院中宮の御時春日の行幸と云事先例もいとなかりける事を思ふことくおこなひて我身兵仗賜ふて一の人のことくにてぐしまいらせて參りなごして後に出家して太政入道とて候はるゝ也人は隨分に皆我本意はとぐる事なるをすくる案をたよくひかふべき事也

一さて當今佐渡院御母は建永二年六月七日院號ありき立后はなし二位せさせ給てきと准后の宮になり給て修明門院と云院號ありけりこの例は八條院の御時より始りけるとぞ又東宮御即位の後院號近例かならず有事也されは又範季の二位も贈左大臣に成にき出家いよにすべかりし人のこの事を思て出家もせずしてうせにしがはたしてかゝれいめてたき事也さて左大將は又建曆二年六月廿九日に任内大臣にけりさて又關東將軍の方には頼家又叙二位左衛門督に成て頼朝の將軍があとに候ければ範光申納言辨なりし時御使につかはしなごして在ける程に建仁三年九月の比はひ大事の病をうけてすてに死んとしけるに比企の判官能員阿波國の者也と云者の女を思て男子をうませたりけるに六に成ける一萬御前と云けるそれに皆家を引うつして能員が世にてあらんとてしける由を母方の伯父北條時政遠江守に成て在けるか聞て頼家が弟十千敏萬御前とて頼朝も愛子にて有しそれこそと

思て同九月廿日能員をよひとりてやがて遠景入道にまめいだかせて新田四郎にさし殺させてやがて武士をやりて頼家が病ふしたるをば自元廣元かもとにて病せてそれにすえてけりさて本體の家にならひて子の一萬御前かある人やりてうたんとしければ母いだきて小門より出にけりされどそれに籠りたる程の郎等の耻有は出ざりければ皆うち殺てけり其中にかすや有末をば由申なし出せよと敵もをしみて云けるをつひに出すして敵八人とりて打死しけるをぞ人はなめならずをしみける其外笠原の十二郎左衛門親景澁河刑部兼忠など云者みなうたれぬ比企が子共智の兒玉黨などあり合たる者は皆うたれにけりこれは建仁二年九月二日の事也同五日新田四郎と云者は頼家かことなる近習の者也頼家までかゝるべしともしらで能員をも刺殺しけるにこのやうに成にけるに本體の頼家が家の侍の西東本なるに義時と二人有けるがよき戦ひしてうたれにけりさて其十日頼家入道をば伊豆の修禪寺と云山中なる堂へれし籠てけり頼家は世の中心ちの病にて八月晦日にかうにて出家して廣元がもとにすえたる程に出家の後は一萬御前の世に成ぬとて皆中よくてかくしなざるべしとも思はて在けるにやがて出家のすなはちより病はよろしく成たりける九月二日かく一萬御前をうつと聞てこはいかにと云てかたはらなる太刀をとりてふと立ければ病のなごり誠にいかなはぬに母の尼もとりつきなごしてやがて守りて修禪寺におしこめてけり悲しき事也さてその年の十一月三日終に一萬君若をば義時とりてれきて藤馬と云郎等してさし殺させてうつみてけりさて次の年は元久元年七



月十八日に修禪寺にて又頼家入道をば刺殺してけりとみにえとりつめざりければ頸に緒をつけふくり(陰囊)を取なごして殺してけりと聞えきとかく云はかりなき事ども也いかでか／＼そのむくひなからん人のいみしくたけくも力及ばぬ事也けり比企は其郡に父の黨とてみせやの大夫行時と云者の女を妻にして一萬御前が母をばまうけたる也其行時は又兒玉黨を尊にしたる也

一これより先に正治元年の比一の郎等と思ひたりし梶原景時がやがてめのとにて在けるをいたく我ばかりと思ひて次々の郎等をあなづりければにやそれにうたへられて景時をうたんとしければ景時國を出て京の方へ上りける道にてうたれにけり子共一人だになく鎌倉の本體の武士梶原皆うせにけりこれをば頼家がふかくに人思ひたりけるにはたして今日かゝる事出きにけり

一かくて京へ脚力のばせて千萬御前元服せさせて實朝と云名も京より給はりて建仁三年十月二月八日やかて將軍宣旨申下して祖父の北條が世に關東は成ていまだ稚く若き實朝を面に立て過ける程に將軍か妻に可然人のむすめあはせらるべしと云事出きて信清大納言院の御外舅七條院の御弟也それが女おほかる中に十三歳なるをいみじくも立て關東より武士とも迎にまいらせて下りけるは元久元年十一月三日也法勝寺の西の小路に御さじき造らせて御覽しけり其御機敷は延勝寺執行増圓法印とて在し者ぞ承て造りたりけるさて信清は一定死んずと親しき疎き思たる重病久しく煩ひてやみ生て終に大臣になされて建保

三年二月十八日に出家して同四年二月十五日にうせにけりかやうに人の事を申侍れば年月へたつるやうに侍也かくて關東する程に時政わかき妻を設けてそれが腹に子共設けて女多くもちたりけりこの妻は大舍人允宗親と云ける者の女也せうとて大岡判官時親とて五位尉になりて有き其宗親頼盛入道がもとに多年つかひて駿河國の大岡の牧と云所をあらせけり武者にもあらぬかゝる者の中にかゝる果報の出くるふしぎの事也其子をば京にのぼせて馬助になしなごして有ける程なく死にけり女の嫡女にいともまさるとて源氏にて有けるいこれ義が弟にや頼朝か猶子ときこゆるこの友正をば京へのはせて院にまいらせ御笠懸の折も参りなどしてつかはせけりこと女とも皆公卿殿上人どもの妻に成て過けりさて關東にて又實朝をうち殺してこの友正を大將軍にせんと云ことをしたくする由を聞て母の尼君さはぎて三浦の義村と云をよびてかゝる事聞ゆ一定也これたすけよいかいせんずるとて有ければ義村よき謀の者にて具して義時が家にたきて何ともなくてわざと郎等を催しあつめさせていくと立て將軍の仰なりとてこの祖父の時政が鎌倉に在をよひ出してもとの伊豆國へやりてけるさて京に朝政か在京に在る武士どもにうてと云仰せて此由を院奏してけり京に六角東洞院に家作りて居たりける武士ひしと卷て攻ければ志ばしは戦ひて終に家に火かけ打出て大津の方へ落にけりわざとうしろをいあけて落さんとしけるなるべし山科にて追武士共も有ければ自害して死ける頸を伯耆國守護武士にてかなもちと云者ありける取て持て参りたりければ院は御車にて門に出て御覽しけると



聞ひきこれは元久二年後七月廿六日の事也かくして北條をは追籠て子共と云は實朝が母  
 頼朝が後家なれば左右なし義時又親なれば今の妻の方にてかゝる僻事をすれば孫が母方  
 の祖父の我殺さんとするを追こむる也されば實朝が世にひしとなして沙汰しけり時政が  
 女の實朝頼家が母生残りたるが世にて有にや義時と公時と云時政が子をは奏聞して又ふ  
 つと上臈になして右京權大夫と云官になして此妹せうとして關東をはおこなひて在けり  
 京には卿二位ひしと世を取たり女人入眼の日本國いよく眞也けりと云べきにやかくて  
 過る程に時政が時關東に勢もありさもすこしむつかしかりぬべき武士莊司二郎重忠など  
 以下皆討てけり重忠は武士の方はそのみたりて第一に聞えきさればうたれけるにもより  
 つく人もなくて終に我とこそ死にけれ平氏の跡かたなき亡びやう又この源氏頼朝將軍昔  
 今有難き器量にてひしと天下をしづめたりつるあとの成行やう人のあわざとは覺えず顯  
 には武士が世にてあるべしと宗廟の神も定思食たる事は今は道理にかなひて必然也其上  
 は平家の多く怨靈もあり只冥に因果のこたへゆくにやとぞ心ある人は思ふへきかやうに  
 てあかしくらす程に關東方の事共も又いかになと世の中には疑ひ思ふ程に實頼(朝麩卿)  
 やう／＼れとなしくなりて我と世の事とも沙汰せんとして在けるに仲章とて光遠と云し者  
 の子家を興して儒家に入て菅家の長守朝臣が弟子にて學問したりといはる、者の有しか  
 事のゑんども有ければにや關東の將軍の師になりて常に下りて事の外に武の方よりも文  
 に心を入たりけり仲章は京にては飛脚の沙汰などして有けりこれか將軍やう／＼に漢

家の例引て教ふるなど世の人沙汰しける程に又いかなることかと人思ひたりけり實朝は  
 又關東に不思議いできて我が館みな焼れてあやうき事有けり義盛左衛門と云三浦の長者  
 義時を深くそねみてうたんの志有けりたゝあらはれにあらはれぬと聞てにはかに建曆三  
 年五月二日義時か家に押寄てければ實朝一所にて有ければ實朝面にふたかりて戦かはせ  
 ければ當時ある程の武士は皆義時か方にて二日戦ひて義盛か頸とりてけりそれに同意し  
 たる兒玉横山なんと云者は皆うせにけり其後又頼家か子の葉上上人かもとに法師になり  
 て在ける十四になりけるか義盛か方に打もらされたる者のあつまりて一心にて此禪師を  
 取て打出んとしけり又聞えて皆うたれにけり十四になる禪師の自害いかめしくしてけり  
 其後はすこしあづまりにけり

一又中宮は世に大事なる御病ありけるに御せうとにて良尊寺法印とて法師實慶大僧正が弟  
 子にてありける人師もて、もうせて大峰笠の岩屋などおこなひけるか御修法して候ける  
 すゝろに御伽持に參たびにうるはしく祈もまいらせぬに御物の氣のあらはれければさら  
 はとて祈まいらせてあるし有てあらたにやませ給にけり平法印にて有ける大僧都に賞か  
 うふりなどして有ける程に建保五年四月廿四日忽に御懷妊有て又皇女(明兼門院)をうみ給  
 にけり猶皇子かたき事かな中々て、の殿などおはせぬいもしさもやとこそ思ひつるにな  
 せ人も思ひたりけるほどに其次の年の正月より又御懷妊と聞えて十月十日寅の時に御産  
 平安皇子(麻帝)誕生思のことくの事出できにけり上皇ことにて待よろこばせ給て十一月廿



六日にやかて立坊有けり清和の御時より一歳の立坊定まれる事也かゝるめでたき事世の末に有がたき事かな猶世はまばしあらんずるにやなど上中下の人々思たりけり御堂の御むすめにて上東門院一條院のきさきにて後一條後朱雀院二所の母后にて又後朱雀院に上東門院の御弟内侍のかみとて後冷泉院うみ申されて後は一の人の女入内立后はねはかれとすべて御産と云こと絶へたり

四條宮

字治殿娘  
後冷泉院后

小野皇后宮

大ニ條殿女  
同院后

賀陽院

知足院殿女  
鳥羽院院號ノ後

皇嘉門院

法性寺殿女  
崇徳院后

皇后宮

同女  
二條院后

是等すべて御産なし

宜秋門院

九條殿女  
當院后

是は春花門院をしまし、かと先に其次第を申つ

此中宮後京極殿女にてかく初姫宮後に皇子にて東宮にたしせ給ふ返々有かたき事也さて公經の大納言はこの立坊の春宮大夫になりていみしくて候はるゝに大方この人は閑院の一家の中に東宮大夫公實の嫡子にたてゝもゑの車なとつたへたりける中納言左衛門督通季のすぢ也中納言にて若死をして待賢門院の時外舅ふるまひもえせず實能實行など云弟共の方に大臣大將も出きにけり通季の子公通は大納言まで成たれと一の大納言までも及はで病有てうせぬ其子に内大臣實宗は出きたり大臣に未ならぬ方なりとてかたかりし

かど其時又是にまさりて大臣に成べき人もなかりしに此公經院の近習奉公年比にもなりしかはやうゝに申つゝ中風の氣有しかは實宗公内大臣になりき其子にて大將を申けり且は實行の大相國の息公教内大臣のそのかみの例也父の大臣ゆるされにし時故攝政は三條の内府例は汝にこふとたしかに申候きと申ければ院もさも有なんと御約束有けるを卿二位か夫にて大相國入道弟を子にして師經大納言とてあるは公經の下臈なるを又申べき事なればとて大將に申けり未だ闕もなき時かねごとを各申けり世の末の習也大方は官はぬしの心にてさせる科なければ死闕をこそ待をこの世にはなりつれば辭せよとて人の心をゆかしてあまねき政よかるべしとてあればこの風儀に入ぬればかねこと(兼言)のかく大事にもなるにや此間に院の北面に忠綱とてめしつかひて誠にさせる事なき者の眞名をだにしらぬ人從者にて諸家の前驅が黨也けり其かみ位の御時より候なれて近く召つかひける故に内藏頭殿上人にてなされたるを御使にて太政入道かく申せば大將になしたはん事この度は不定なりと云ことを水無瀬殿にて仰遣したりけるは御約束變改の議にはあらずせめてもの事にて有けるを其山をばつやゝといはで偏に御變改の定めにいひける間に公經の大納言はわたに心うく思ひてさ候はゞ片角に出家入道をもしてこそは候はめ世に候者は高も賤も妻子と云事かなしみ思ひ候に實朝がゆかちの者に候へば關東にまかりて命ばかりはいきても候へかしなと申けり子にて中納言左衛門督實氏と云詩作り歌よみめでたき誠の人なる子など近習に候はせて持たるかやうに云けるを其まゝに申て君を







して火ふりて在けるを義時ぞと思て同じく切ふせて殺してうせぬ義時は太刀を持てかたはらに在けるをさへ中門にとまれとて留てけり大方用心せずさ云はかりなし皆蜘蛛の子を散すがごとくに公卿も何も逃にけりかしく光盛は此へはこで鳥居にもうけて有ければわが毛車に乗て歸りにけり皆散々にちりて鳥居の外なる數萬の武士是をしらす此法師は頼家か子を其八幡の別當になして置たりけるが日比思ひもちて今日かゝる本意を遂てけり一の刀の時親の敵はかう打ぞと云ける公卿ともあざやかに皆聞けりかくちちらし一の郎等とねはしき義村三浦左衛門と云者のもとへわれかくしつ今は我こそは大將軍よそれへ行んと云たりければこの由を義時に云てやがて一人この實朝が頭を持たりけるにや大雪にて雪のつもりたる中に岡山の有けるをこえて義村がもとへきける道に人をやりて打てけりとみに打れずして切ちらしとして逃て義村か家のはた板のもとまで來てはた板を越ていらんとしける所にて打とりてけり猶々頼朝ゆゑしかりける將軍かなそれが孫にてかゝる事したる武士の心きはかゝる者出き又ねろかに用心なくて文の方ありける實朝は又大臣の大將けかしてける亦跡もなくうせぬる也けり

一實朝か頭は岡山の雪の中よりもとめ出たりけり日頃若宮とぞ此社は云ならひたりける其邊に房作りて居たりけるへ寄て同意したる者共をは皆討てけり又焼はらひてけりかゝる夢の又出來て二月二日のつとめて京へ申て聞えき院は水無瀬殿におはしましけるに公經大納言のがり實氏などがふみ有ければ參りてさはぎまどひて申てけりこの二日卿二位は

熊野へ詣して天王寺につきて候けるにかくと告ければ歸らんとしけるをあなかしこなかへりぞと御使おひくゝに三人まではしれりければやがてまいりにけりさてこは不可思議のわざかなとて有ける程に下向の公卿も又やうく皆上落してけりさて鎌倉は將軍があとをば母堂の二位尼總領して猶せうとの義時右京權大夫さたして有べしと議定したるよし聞えけり其夜次の日郎從出家する者七八人まで有けりさまあしかりけり廣元は大膳大夫とて久しく在けるこの先に目を病て大事にて目はみず成にけり少しは見るにやなとて出家してあんなれども今はもとには似ぬなるべし其子も皆若々として出家してけり入道のねはさ云はかりなしかゝる事共あれば公卿の勅使たてられけるに宸筆宣命には文武の長のうせぬる由には去年冬左大臣良輔臣今年春實朝如此うせぬるを驚き思召よしこそ載られたりけれ良輔のねと誠にやんことなかりける人かな

一かゝりける程に尼二位使を參らする行光とて年比政所の事させさせていみしき者とかひけり成功まいらせて信濃守になりたる者也二品の熊野詣も奉行して上りたりけるものをまいらせて院の宮の中にさも候ぬべからんを御下向候てそれを將軍になしまいらせて持まいらせられ候へ將軍が跡の武士いまは在つきて數百萬候か主人をうしなひ候て一定やうくの心も出來候ぬべしとてこそのとまり候はめと申たりけりこの事は熊野詣の料に上りたりけるに實朝か存し時子もまうけぬにさや有べきなど卿二位物語したりと聞えし名殘にやかゝる事を申たりける信清のねとこの女に西の御方とて院に候をば卿



二位子にしたるが腹に院の宮生まいらせたるをすくる御前と名付て卿二位か養ひまいらせたる初三井寺へ法師になしまいらせんとて有ける猶御元服有て親王にておのしますをもてあつかひ位の心も深くさらずは將軍にまれな思ふにや人のにくくてかく推量をもするにこそいかてか誠の心あらん人さは思ふべき位あらそひはかりは昔よりきこゆる事なれど今はその心有べくもなし院の御氣色をみなからいかにさて此宮所望のことを上皇きこしめしていかに將軍にこの日本國二に分る事をはし置んそこはいかにと有まじきことに思召てえあらじと仰られにけり其御返事に次々のたの人は關白攝政の子なりとも申さんにあたかふべしなど云たの御詞の有ける是にとりつきて又もとより義村が思ひよりて此上に何か候まじ左大臣殿の御子の三位の少(中)將殿を上りてむかへまいらせ候なんと云けりこの心にてかさねて申けるやうは左府の子息ゆかりも候頼朝が妹の孫生申たり宮かなふましく候は、それを下して養ひたて候て將軍にて君の御まもりにて候べしと申てけり其後やうくの儀ども有て先にも御使に下りたりきとて忠綱を又御使にくだしつかはされたりけりされども詮はたゝもと申し左府の若君それはあまた候なれば何れにてもと申つめければさらば誠によりかりなるとて二歳なる若公祖父公經の大納言がもとに養ひけるは正月寅月の寅の日寅時生れて誠にもつねの幼き人にも似ぬ子の占にも宿曜にもめでたく叶ひたりとてそれを終に六月廿五日に武士ども迎に上りて下しつかはされにけり京を出る時より下りつくとていさゝかもなく聲なくてやまれにけりとて

不思議のことかなと云けりさて大納言公經は其冬十月十三日終に右大將になしたふべしとてよろこひ申の出立せよと仰られにけり三熊野詣の後十一月十三日の除目に終に右大將になりて其十九日拜賀めてたくしてよの人にはめられけりこの年の七月十三日俄に頼政が孫の頼茂大内に候しを謀反の心起して我將軍にならんと思たりと云事あらはれて在京の武士ども申て院へ召けれとまいらざりければ大内裏をおしまはして打けるほどに内裏に火さして大内やけにけり左衛門尉盛時頸を取て参りにけり伊豫の武士河野と云をかたらひけるがかうくと申たりけると聞き又院は八月の比はひ御惱わつらひおひしましによくくしつかに物を案するに此忠綱と云男をこれらなどに殿上人内藏頭までなしたるひ僻事こそいかに案るも取所もなきひが事なりけれとさとり思ふ也とてやがて解官停任して御領國さながらめしてすてられにけり少しも心ある人々は殊勝々々の事哉と思へりければにや其御惱無爲無事に御平愈ありけり此關東の御使の間にもやうくの僻事奇謀ども聞えき故後京極の子左府のをとゞは松殿の女北政所の腹也それを院の子にせんとてめしとりて忠綱にやしなはせらるゝ有それをれどなくも有將軍に下し申さんなんどかまへてそら事のみ京の中と申けるも聞えけり又頼茂とことにかたらひてあやしき事にも人も思けるに頼茂が後見の法師からめられてやうくの事申なんと聞えけるは披露もなく關東へくだしつかはしてけり萬の事ともあつめて忠綱かうせぬ事不可思議の君の御運御案のめでたさと心ある人はこれらのみめでたく思たりける猶申ゆるさんと



する卿の二位をそ人はあさみける

一さて此日本國の王臣武士のなりゆく事は事がらはこの書つけて侍る次第にて皆あらはれまかりぬれどこればをりく道理に思ひかなへて然も此辭事の世をはかりなしつるよと其ふしをさととりて心もつきて後の人の能々つゝしみて世を治め邪正のことわり善惡の道理をわきまへて末代の道理に叶ひて佛神の利生のうつは物となりて今百王の十六代のこりたる程佛法王法を守りはてんことの先かぎりなき利生の本意佛神の冥應にて侍るべければそれを詮にて書おき侍る也そのやうは事ひろく侍れと又々次さまに書つくし侍べし其趣にひかれて見ん人のねぶられてよみ見侍らじこのさきさまの事はよき物語にて目もさめぬべく侍るめり殘る事のおほき書つくさぬ限は力及ばずさのみはいか書盡すべきなれば是にて人の物語をも聞加へん人は其まことそら事も心えぬべし是にはかさりたる事そらこと云事神佛てらし給ふらん一言も侍らぬ也少しおぼつかなかるべき事はやがて其趣見え侍り書落す事のおほさを猶いやましく侍れさてこの後のやうを見るに世のなりまからんずるさまこの二十年より以來ことし承久までこの世の政人の心ばへのむくひゆかんずる程の事のあやうさ申かきりなしてまかには未來記なれば申あてたらんも誠しからずたゞ八幡大菩薩の照見にあらわれまからんずらんそのやうを又かきつけつゝ心あらん人のあるしくはへらるべき也

愚管鈔卷六終

承久元年  
より至寶  
曆十年五  
百四十二  
年

愚管鈔卷七(附録)

一今かなにて書事たか(かた敷)き様なれと世のうつりゆく次第とを心うべきやうをかきつけ侍意趣の總じて僧も俗も今の世を見るに智解のむげにうせて學問と云ことをせぬ也學問の僧の顯密をまなふも俗の記傳明經をならふも是を學するにふたかひて智解にてその心をうれいこそをもしろくなりてせらるゝとなれすへて末代には犬の星をまほるなんど云やうなることにてえ心得ぬ也それは又學しとかくする文の梵文より起りて漢字にてあれは此日本國の文の是をやはらげて和詞になして心うるも猶うるさくて知解のいるなる明經に十三經とて孝經禮記より孔子の春秋とて左傳公羊穀梁など云も又紀傳の三史八代史乃至文選文集貞觀政要これらを見て心得ん人のためにいかやうの事はをかしとにてやみぬ本朝にとりては入鹿が時豐浦大臣の家にて文書みな焼にしかども舍人親王の時清人と日本紀をば作られき又太朝臣安麿など云説もありけるそれよりうちつゝ續日本紀五十卷をば初二十卷の中納言石川野(名)足次十四卷は右大臣繼繩のこり十六卷は民部大輔菅野眞道是を本體というけ給て作りけり日本後紀は左大臣緒嗣續日本後紀は忠仁公文德實錄は昭宣公三代實錄の左大臣時平かやうに聞ゆ又律令は淡海公作らる弘仁格式は閑院大臣冬嗣貞觀格式は大納言氏宗延喜格式は時平作りさして有けるを貞信公作りはてられけり此外にも官曹事類とかや云文もあらんなれ共持たる人もなきとかや蓮華王院の寶藏にはをかれたると見ゆれと取出して見んと云事たにもなしすへてさすがに内典外典の文籍は一



切經などもきらくとわんなれとひはのくるみをかへ隣の寶をかふるも申とにて學する人もなしさすかにことに其家に生れたる者いたしなむと思ひたれと其の義理をさる事はなしよく是より後當時ある人の子孫をみるにいさ、かも親のあとにいるべしと見ゆる人もなし是を思ふに中々かやうの戯言にて書置たらんいみしかはならん學生たちも心の中に心得やすくて獨えみして才學にもしてんものをと思ひよりて中々本文などしきりにひきて才覺氣色もよしなし誠にもつやくとあらぬ上にわれにて人をあるに物の道理をわきまへしらん事はかやうにてや少しも其あと世に残るへきと思てこれは書つけ侍也是たにもことばこそ假名なるうへにむげにをかしく耳ちか侍れども猶心はうへにふかくこもりたる事侍らんかしそれをこのをかしくあさき方にてすかし出して正意道理をわきまへよかしと思て只一筋をわさど耳とほき事をは心詞にけつりすて、世の中の道理の次第につくりかへられて世をまもり人を守る事を申侍なるへしもし萬か一二これに心つきてこれこそ無下なし本文少し見はやなと思ふ人もいてこはいと、本意に侍らんさあらん人の申立たる内外典の書籍有のかならずそれを御覽すへしそれも寛平遺誠一代御記九條殿の遺誠又名譽の職(職歟)者の人の家々の日記内典には顯密の先徳たちの抄物などをすこし物の要にのかなふへきをれらを我物に見たて、もしそれにあまる心つきたらん人を本書の心をも心えとくべき左右なくふかたちして本書より道理をしる人は定侍らしげに軽々なるとは其の多くてはたとむずとときとしゃくときよとなと云

事のみをばく書て侍る事は和語の本體にては是が侍べきとをばゆる也訓のよみなれど心をさしつめて字譯にあらはしたる事は猶心のひろかぬ也眞名の文字にのすくれぬことばのむげにたゝ事なるやうなることばこそ日本國のことばの本體なるべけれその故は物をいひつゝくるに心のをばくこもりて時の景氣をあらはすことのかやうのことばのさはさはとして侍る也兒女子が口遊としてこれらをわかしかしきとに申は詩歌のまことこの道を本意に用ゐる時の也愚癡無智の人にも物の道理を心のそこにしらせんとて假名にかきつくるを法のことにていたゝ心をえんかたの眞實の要を一取ばかり也このをかし事をいたゝ一すちにかく心得てみるべき也その中に代々のうつりゆく道理をは心にうかぶばかりは申つそれを又おしふさねてその心の詮を申あらはさんと思ふには神武より承久までのこと詮をとりて心にうかぶにまたかひて書つけ侍りぬをばきは是をわかつに漢家に二の道あり皇道帝道王道也この三の道にこの日本國の帝王を推知して擬あて、申さまはしけれとそれは日本國には日本紀已下の風儀にもとむつやくとなき事にて中々あしかりぬへしその分際いまたし難からん人のみなこの假名の戯言にもそのはとよなとは思あはせられんする事をかし漢土に衛鞅と云執政の臣は出してこそ萬の事の器量をもとめてまいらせたり見參にいりて天下を治めらるべきやうを申孝公さこしめして御心になはすとみゆ又參て申すうちねぶりてきこしめしけれす第二(三)度まげて今一度